

狛江市地域防災計画

(平成26年修正)

<震災編>

狛江市防災会議

第1部 総則

第1章 計画の方針	1
1 計画の目的及び前提	1
2 計画の構成	1
3 計画の習熟	2
4 計画の修正	2
5 他の計画との関係	2
第2章 狛江市の現状	3
1 地勢の概況	3
2 面積・人口	3
3 教育・保育	7
4 地震に関する地域危険度測定調査	7
第3章 狛江市における被害想定	10
第4章 減災目標	14

第2部 災害予防・応急・復旧計画

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割	19
1 基本理念	19
2 基本的責務	19
3 連携・協働	20
4 市、都及び防災機関の役割	21
第2章 市民と地域の防災力向上	27
【予防対策】	
1 自助による市民の防災力向上	30
2 地域による共助の推進	32
3 消防団等の活動体制の充実	33
4 事業所による自助・共助の強化	34
5 ボランティアとの連携	35
6 市民・行政・事業所等の連携	38

【応急対策】

1 自助による応急対策の実施	39
2 地域による応急対策の実施	39
3 消防団等による応急対策の実施	40
4 事業所による応急対策の実施	40
5 ボランティアとの連携	41

第3章 安全な都市づくりの実現 43

【予防対策】

1 安全に暮らせる都市づくり	46
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	47
3 液状化への対策	50
4 出火、延焼等の防止	51
5 放射性物質対策	54

【応急対策】

1 消火・救助・救急活動	56
2 社会公共施設等の応急対策	56
3 危険物等の応急措置による危険防止	57
4 放射性物質対策	61

【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	63
2 放射性物質対策	63

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 65

【予防対策】

1 道路・橋梁	67
2 鉄道・バス	68
3 河川・内水排水施設	68
4 緊急輸送ネットワーク	69
5 水道	69
6 下水道	69
7 電気・ガス・通信等	70
8 エネルギーの確保	72

【応急対策】

1 道路・橋梁	73
2 鉄道施設	73
3 河川・内水排水施設	74
4 水道	74

5	下水道	74
6	電気・ガス・通信等	74
7	エネルギーの確保	75

【復旧対策】

1	道路・橋梁	76
2	鉄道施設	76
3	河川・内水排水施設	76
4	水道	76
5	下水道	77
6	電気・ガス・通信等	77

第5章 応急対応力の強化 78

【予防対策】

1	初動対応体制の整備	81
2	事業継続体制の確保	83
3	消火・救助・救急活動体制の整備	84
4	連携体制の強化	85
5	応急活動拠点の整備	86

【応急対策】

1	初動態勢	87
2	消火・救助・救急活動	94
3	応援協力・派遣要請	96

第6章 情報通信の確保 101

【予防対策】

1	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	104
2	市民等への情報提供体制の整備	106
3	市民相互の情報連絡等の環境整備	106

【応急対策】

1	防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	108
2	防災機関相互の情報連絡体制（被害状況等）	110
3	広報及び広聴体制	112
4	市民相互の情報連絡等	116

第7章 医療救護等対策 117

【予防対策】

1	初動医療体制の整備	119
2	医薬品・医療資器（機）材の確保	122

3 遺体の取扱い	122
【応急対策】	
1 初動医療体制	125
2 医薬品・医療資器（機）材の供給	131
3 医療施設の確保	134
4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	134
【復旧対策】	
1 防疫体制の確立	140
2 火葬	142
第8章 避難者対策	144
【予防対策】	
1 避難体制の整備	147
2 避難所・避難場所等の指定・安全化	147
3 避難所の管理運営体制の整備等	150
4 災害時要援護者等への対策	152
【応急対策】	
1 避難誘導	156
2 避難所の開設・運営	159
3 災害時要援護者等への対策	164
4 ボランティアの受入れ・派遣	164
5 被災者の他地区への移送	165
6 動物救護	166
第9章 帰宅困難者対策	167
【予防対策】	
1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	169
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	172
3 一時滞在施設の確保	173
4 徒歩帰宅支援のための体制整備	173
【応急対策】	
1 駅周辺での混乱防止	175
2 事業所等における帰宅困難者対策	179
【復旧対策】	
1 徒歩帰宅者の代替輸送	181
2 徒歩帰宅者の支援	182
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進	184

【予防対策】

1	食料及び生活必需品等の確保	186
2	飲料水及び生活用水の確保	187
3	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	188
4	輸送体制の整備・車両の確保	189
5	燃料の確保	189
6	義援物資の取扱い	190

【応急対策】

1	備蓄物資の供給	191
2	飲料水の供給	193
3	物資の調達要請	194
4	義援物資の取扱い	195
5	輸送車両の調達	195

【復旧対策】

1	多様なニーズへの対応	197
2	炊き出し	197
3	水の安全確保	198
4	生活用水の確保	199
5	消費者への情報提供	199
6	物資の輸送	199

第 11 章 住民の生活の早期再建 201

【予防対策】

1	生活再建ための事前準備	203
2	トイレの確保及びし尿処理	204
3	ごみ処理	205
4	がれき処理	205
5	応急危険度判定	205
6	仮設住宅の供給	206
7	応急教育	206
8	保育園等の安全確保・応急保育	207
9	災害救助法等	208

【応急対策】

1	被災住宅の応急危険度判定	209
2	被災宅地の応急危険度判定	209
3	家屋・住家被害状況調査等	210
4	罹災証明の発行準備	210
5	義援金の募集・受付	211

6	トイレの確保及びし尿処理	212
7	ごみ処理	213
8	がれき処理	213
9	土石、竹木等の処理	216
10	応急教育	217
11	応急保育等	217
12	災害救助法等の適用	218
13	激甚災害の指定	218

【復旧対策】

1	被災住宅の応急修理	220
2	仮設住宅の供給	220
3	被災者の生活相談等の支援	222
4	義援金の募集・受付・配分	223
5	被災者に対する生活再建資金援助等	224
6	市税等の支払猶予、減免等	225
7	職業のあっ旋	225
8	がれき処理の実施	226
9	学校の復旧時の対応	226
10	保育園等の復旧時の対応	227
11	災害救助法の運用等	227

第3部 災害復興計画

第1章	基本的考え方	233
-----	--------	-----

第2章	復興体制	234
-----	------	-----

第3章	復興に向けた方針、計画等	235
-----	--------------	-----

第4章	復興に向けた取組	237
-----	----------	-----

第 1 部 総 則

第 1 章 計 画 の 方 針

1 計画の目的及び前提

1－1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、狛江市防災会議が策定する計画である。その目的は、市、防災機関及びその他の関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

そして、震災に強いまちづくりを、市民、地域社会、行政が連携・協働して「安心で安全なまち」の実現を目指す。

1－2 計画の前提

この計画は、第 1 部第 3 章に掲げる「狛江市における被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など過去の震災から得た教訓や市が行った被災自治体への支援・救援活動、市民意識調査の結果等を踏まえて策定する。

また、国や東京都等の調査・研究、そして市民、市議会等の各提言を、市民・地域社会・行政の連携・協働や減災目標の達成など、震災に強いまちづくりの計画全般に可能な限り反映する。

なお、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

2 計画の構成

この計画には、市、都、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載している。

なお、第 2 部各章毎に狛江市防災に関する市民意識調査（平成 24 年 10 月実施）結果及び首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 東京都）の主要項目を掲載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第 1 部 総則	○ 市の概要、首都直下地震の被害想定、減災目標 等
第 2 部 災害予防・応急・復旧計画	○ 市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等 ○ 地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第 3 部 復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等

3 計画の習熟

各防災機関は、平時から危機管理や震災対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、震災への対応能力の向上を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、狛江市防災会議においてこれを修正する。したがって、各防災機関は自己の主管する計画に検討を加える必要があり、これを修正する必要があるときは、計画修正案を狛江市防災会議に提出してこれを修正しなければならない。

また、この計画における主要な施策については、必要な調査・検証を行い、次回の修正に反映する。

5 他の計画との関係

本計画は、市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、指定行政機関が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画（平成24年修正）等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第 2 章 狛江市の現状

1 地勢の概況

- 市は、新宿から電車で南へ約20分の位置にあり、市役所を中心に東経139度34分43秒、北緯35度38分06秒（世界測地系）に位置し、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで川崎市に接している。
- 総面積は6.39km²で、東西2,940m、南北3,660mで、市全域標高20mの平坦な地形である。
- 地質は洪積層で、地味豊かで、果菜等の栽培に適している。

2 面積・人口

（1）地目別土地面積

（平成25年 1 月 1 日現在）

地 目	面 積 (m ²)	割 合 (%)
田	0	0.00
畑	438,759	8.15
宅地	3,491,505	64.84
池沼	0	0.00
山林	11,102	0.21
雑種地	217,446	4.04
その他	1,225,660	22.76
計	5,384,472	100

（資料）固定資産の価格等の概要調書

（2）住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度（別表 1 のとおり）

（3）年齢別人口構成表（別表 2 のとおり）

別表 1 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度

(平成26年2月1日現在)

地 域 (町丁名)	人 口 (人)				町丁別 面積 (k m ²)	町丁別人口 密度 (k m ²)
	世帯	総数	男	女		
総数	38,905	77,877	38,080	39,797	5.784	13,464
和泉本町 一丁目	2,447	5,036	2,367	2,669	0.237	21,249
和泉本町 二丁目	721	1,538	750	788	0.145	10,607
和泉本町 三丁目	1,072	2,345	1,152	1,193	0.195	12,026
和泉本町 四丁目	2,208	4,012	1,759	2,253	0.247	16,243
和泉本町 計	6,448	12,931	6,028	6,903	0.824	15,693
中和泉 一丁目	1,036	1,891	950	941	0.145	13,041
中和泉 二丁目	928	1,930	971	959	0.136	14,191
中和泉 三丁目	1,300	2,575	1,285	1,290	0.238	10,819
中和泉 四丁目	612	1,317	663	654	0.130	10,131
中和泉 五丁目	1,780	3,601	1,802	1,799	0.225	16,004
中和泉 計	5,656	11,314	5,671	5,643	0.874	12,945
西和泉 一丁目	754	1,227	598	629	0.074	16,581
西和泉 二丁目	499	1,012	454	558	0.058	17,448
西和泉 計	1,253	2,239	1,052	1,187	0.132	16,962
元和泉 一丁目	643	1,087	522	565	0.148	7,345
元和泉 二丁目	732	1,475	738	737	0.178	8,287
元和泉 三丁目	488	841	451	390	0.140	6,007
元和泉 計	1,863	3,403	1,711	1,692	0.466	7,303
東和泉 一丁目	1,750	2,804	1,288	1,516	0.182	15,407
東和泉 二丁目	640	1,114	564	550	0.089	12,517
東和泉 三丁目	878	1,628	767	861	0.078	20,872
東和泉 四丁目	371	583	295	288	0.048	12,146
東和泉 計	3,639	6,129	2,914	3,215	0.397	15,438
猪方 一丁目	591	1,136	595	541	0.095	11,958
猪方 二丁目	665	1,391	699	692	0.129	10,783
猪方 三丁目	1,322	2,503	1,295	1,208	0.199	12,578
猪方 四丁目	579	1,248	645	603	0.058	21,517
猪方 計	3,157	6,278	3,234	3,044	0.481	13,052
駒井町 一丁目	781	1,649	828	821	0.137	12,036
駒井町 二丁目	513	1,209	597	612	0.119	10,160
駒井町 三丁目	677	1,515	787	728	0.136	11,140
駒井町 計	1,971	4,373	2,212	2,161	0.392	11,156
岩戸南 一丁目	1,077	2,314	1,118	1,196	0.111	20,847
岩戸南 二丁目	1,066	2,106	1,029	1,077	0.151	13,947
岩戸南 三丁目	1,268	2,565	1,280	1,285	0.194	13,222
岩戸南 四丁目	793	1,905	941	964	0.126	15,119
岩戸南 計	4,204	8,890	4,368	4,522	0.582	15,275

地 域 (町丁名)	人 口 (人)				町丁別 面積 (k m ²)	町丁別人口 密度 (k m ²)
	世帯	総数	男	女		
岩戸北 一丁目	901	1,873	889	984	0.118	15,873
岩戸北 二丁目	552	1,026	502	524	0.138	7,435
岩戸北 三丁目	1,583	2,907	1,396	1,511	0.130	22,362
岩戸北 四丁目	997	1,697	809	888	0.124	13,685
岩戸北 計	4,033	7,503	3,596	3,907	0.510	14,712
東野川 一丁目	947	1,902	949	953	0.167	11,389
東野川 二丁目	654	1,613	810	803	0.113	14,274
東野川 三丁目	1,011	2,299	1,114	1,185	0.123	18,691
東野川 四丁目	883	1,925	968	957	0.165	11,667
東野川 計	3,495	7,739	3,841	3,898	0.568	13,625
西野川 一丁目	850	1,839	919	920	0.133	13,827
西野川 二丁目	673	1,553	719	834	0.150	10,353
西野川 三丁目	355	808	374	434	0.088	9,182
西野川 四丁目	1,308	2,878	1,441	1,437	0.187	15,390
西野川 計	3,186	7,078	3,453	3,625	0.558	12,685

(資料) 人口：市民生活部市民課、面積：企画財政部政策室

※人口は、外国人も含む

別表 2 年齢別人口構成表

(平成 26 年 2 月 1 日現在)

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	77,877	38,080	39,797								
0- 4	3,029	1,562	1,467	35- 39	6,192	3,142	3,050	70- 74	4,460	1,945	2,515
0	649	319	330	35	1,167	605	562	70	971	423	548
1	633	343	290	36	1,259	648	611	71	935	397	538
2	584	287	297	37	1,240	615	625	72	890	382	508
3	591	310	281	38	1,215	623	592	73	887	386	501
4	572	303	269	39	1,311	651	660	74	777	357	420
5- 9	2,806	1,427	1,379	40- 44	6,569	3,317	3,252	75- 79	3,888	1,636	2,252
5	553	293	260	40	1,283	655	628	75	759	333	426
6	584	305	279	41	1,383	703	680	76	788	328	460
7	554	277	277	42	1,282	653	629	77	777	317	460
8	528	275	253	43	1,335	638	697	78	812	334	478
9	587	277	310	44	1,286	668	618	79	752	324	428
10- 14	2,954	1,552	1,402	45- 49	6,250	3,298	2,952	80- 84	2,782	1,102	1,680
10	604	320	284	45	1,393	740	653	80	645	271	374
11	550	285	265	46	1,360	689	671	81	650	264	386
12	596	316	280	47	1,024	533	491	82	568	232	336
13	621	324	297	48	1,265	672	593	83	464	164	300
14	583	307	276	49	1,208	664	544	84	455	171	284
15- 19	3,176	1,634	1,542	50- 54	4,837	2,497	2,340	85- 89	1,618	610	1,008
15	672	352	320	50	1,056	568	488	85	429	176	253
16	623	316	307	51	960	486	474	86	365	127	238
17	616	308	308	52	924	491	433	87	326	126	200
18	571	298	273	53	975	488	487	88	268	98	170
19	694	360	334	54	922	464	458	89	230	83	147
20- 24	4,098	2,001	2,097	55- 59	4,195	2,134	2,061	90- 94	611	176	435
20	677	325	352	55	903	459	444	90	190	63	127
21	760	374	386	56	802	407	395	91	146	42	104
22	835	434	401	57	854	424	430	92	105	25	80
23	938	449	489	58	816	425	391	93	95	27	68
24	888	419	469	59	820	419	401	94	75	19	56
25- 29	5,186	2,543	2,643	60- 64	4,596	2,317	2,279	95- 99	146	29	117
25	1,018	514	504	60	784	399	385	95	42	13	29
26	944	453	491	61	848	432	416	96	43	9	34
27	1,016	485	531	62	828	418	410	97	32	5	27
28	1,049	521	528	63	972	485	487	98	16	1	15
29	1,159	570	589	64	1,164	583	581	99	13	1	12
30- 34	5,734	2,902	2,832	65- 69	4,720	2,251	2,469	100-	30	5	25
30	1,129	579	550	65	1,126	562	564	100	7	2	5
31	1,120	554	566	66	1,137	544	593	101	9	1	8
32	1,135	565	570	67	876	420	456	102	10	1	9
33	1,137	584	553	68	722	335	387	103以上	4	1	3
34	1,213	620	593	69	859	390	469				

※人口年齢構成別概要（資料）市民生活部市民課

乳幼児人口 0 ～ 5 歳総数 3,582人／77,877人＝4.59%

65歳以上の高齢者総数 18,255人／77,877人＝23.44%

75歳以上の高齢者総数 9,075人／77,877人＝11.65%

3 教育・保育

(1) 幼稚園等

区分	数	定員	実員	備考
私立幼稚園	4	1,065	1,002	平25. 5. 1 現在
市立保育園	6	628	635	平25. 4. 1 現在
私立保育園（市内 無認可保育所を除く）	5	427	353	平25. 4. 1 現在
乳幼児人口（0才～5才 住民基本台帳登録人口）			3,582	平26. 2. 1 現在

（資料）市民生活部市民課、児童青少年部子育て支援課・児童青少年課

(2) 市立学校・都立高校施設状況

（小・中学校：平成25年5月1日、高校：平成26年1月1日現在）

区分		小学校	中学校	都 立 高 校
学 校 数		6 校	4 校	1 校
児 童 ・ 生 徒 数		3, 158人	1, 375人	962人
校舎面積（のべ床面積）		37, 715㎡	26, 084㎡	12, 345㎡
内 訳	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	32, 347㎡	20, 424㎡	10, 182㎡
	そ の 他	646㎡	366㎡	－
	屋 内 運 動 場 面 積	4, 722㎡	5, 294㎡	4, 071㎡
学 校 敷 地		71, 982㎡	60, 288㎡	35, 230㎡

（資料）教育部学校教育課、都立狛江高等学校

4 地震に関する地域危険度測定調査（別表3）

都では、東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）に基づき、地域危険度測定調査を概ね5年ごとに行っている。7回目の調査（平成25年9月公表）では、地震の揺れによる①建物倒壊の危険性、②火災の発生による延焼の危険性、③建物倒壊と延焼の危険性を合算した総合的な危険性に加え、新たに災害時の避難や消火・救助等の活動のしやすさ（困難さ）を考慮した危険度の測定が行われている。なお、地域危険度は、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランク（ランク1が危険性が低く、ランクが大きくなるに従って危険性が高くなる）に分けて相対的に評価している。

① 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、地域の建物の種別と地盤分類により測定される。

市においては、危険度2が14町丁目、危険度1が27町丁目となっている。

② 火災危険度

火災危険度は、出火の危険度と延焼の危険性を掛け合わせることで測定される。

市においては、危険度3が6町丁目、危険度2が24町丁目、危険度1が11町丁目となっている。

③ 総合危険度

総合危険度は、町丁目ごとに建物倒壊危険度と火災危険度の順位の数値を合算し、その数値に基づき順位付けを行い、評価している。

市においては、危険度2が22町丁目、危険度1が19町丁目となっている。

基盤の整備状況による災害時の活動困難度（災害時活動困難度）を考慮した危険度

避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を、地域の道路網の稠密さや幅員が広い道路の多さなど、道路基盤の整備状況から評価した指標である「災害時活動困難度」を踏まえて、従来の建物倒壊危険度・火災危険度・総合危険度を、新たに測定し直すことにより、災害時の活動し易さを加味した地域の危険度を評価している。

① 災害時活動困難度を考慮した建物倒壊危険度

災害時活動困難度を考慮した建物倒壊危険度は、町丁目ごとに、建物倒壊棟数を面積で割り、災害時活動困難度を掛け合わせた値として測定している。

市においては、危険度 3 が 1 町丁目、危険度 2 が 25 町丁目、危険度 1 が 15 町丁目となっている。

② 災害時活動困難度を考慮した火災危険度

災害時活動困難度を考慮した火災危険度は、町丁目ごとに、全焼棟数を面積で割り、災害時活動困難度を掛け合わせた値として測定している。

市においては、危険度 3 が 12 町丁目、危険度 2 が 22 町丁目、危険度 1 が 7 町丁目となっている。

③ 災害時活動困難度を考慮した総合危険度

災害時活動困難度を考慮した総合危険度は、町丁目ごとに、地震の揺れによる建物の倒壊や火災の危険性の度合いに、避難や消火・救助など、各種の災害対応活動の困難さを加味した「災害時活動困難度を考慮した建物倒壊危険度」と「災害時活動困難度を考慮した火災危険度」の順位の数字を合算し、その数値に基づき順位付けを行い、評価している。

市においては、危険度 3 が 6 町丁目、危険度 2 が 25 町丁目、危険度 1 が 10 町丁目となっている。

別表 3 狛江市の地域危険度町丁目別一覧表

東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第 7 回）」

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度		災害時活動困難度を考慮した危険度					
		建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度		建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度	
		ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
和泉本町 1 丁目	台地 1	1	3615	2	1567	2	2615	1	3117	2	1292	2	2206
和泉本町 2 丁目	谷底低地 2	2	2104	3	902	2	1489	2	1942	3	922	2	1359
和泉本町 3 丁目	台地 1	1	2984	2	2257	2	2650	2	2706	2	1978	2	2340
和泉本町 4 丁目	台地 1	1	4368	1	4362	1	4398	1	4168	1	4239	1	4238
猪方 1 丁目	台地 1	1	3295	2	1364	2	2350	2	2780	3	1151	2	1948
猪方 2 丁目	沖積低地 1	1	2866	2	1415	2	2180	2	2058	3	1071	2	1506
猪方 3 丁目	台地 1	2	2200	3	974	2	1575	2	1419	3	756	3	1026
猪方 4 丁目	沖積低地 1	1	3496	2	2666	1	3129	1	3290	2	2464	1	2905
岩戸北 1 丁目	台地 1	1	3127	1	2972	1	3098	2	2803	2	2685	2	2773
岩戸北 2 丁目	台地 1	1	3326	2	1229	2	2304	1	2884	3	1080	2	1968
岩戸北 3 丁目	台地 1	1	3086	2	2316	2	2717	2	2711	2	1973	2	2339
岩戸北 4 丁目	台地 1	2	2417	2	1785	2	2124	2	1963	2	1475	2	1668
岩戸南 1 丁目	谷底低地 2	2	2219	3	899	2	1548	2	1471	3	722	3	1033
岩戸南 2 丁目	台地 1	1	2956	2	1520	2	2270	2	1920	3	1052	2	1423
岩戸南 3 丁目	台地 1	2	2269	3	1025	2	1638	2	1270	3	725	3	946
岩戸南 4 丁目	沖積低地 1	2	2519	2	1466	2	2008	2	2363	2	1358	2	1819
中和泉 1 丁目	台地 1	2	2787	1	2892	1	2869	2	2652	2	2687	2	2699
中和泉 2 丁目	台地 1	2	2488	2	1463	2	1985	2	2191	2	1294	2	1696
中和泉 3 丁目	台地 1	1	3395	2	2702	1	3097	2	2516	2	2142	2	2328
中和泉 4 丁目	台地 1	1	3416	1	3231	1	3382	1	3020	1	2974	1	3020
中和泉 5 丁目	台地 1	2	2210	2	1272	2	1738	2	1320	3	917	3	1061
西和泉 1 丁目	沖積低地 1	1	4892	1	5027	1	4984	1	4987	1	5071	1	5052
西和泉 2 丁目	沖積低地 1	1	5098	1	5116	1	5121	1	5112	1	5116	1	5126
西野川 1 丁目	谷底低地 2	2	2557	2	1510	2	2056	2	2186	2	1302	2	1699
西野川 2 丁目	台地 1	1	3393	2	2786	1	3135	2	2739	2	2330	2	2547
西野川 3 丁目	台地 1	1	3418	2	2801	1	3155	2	2766	2	2342	2	2571
西野川 4 丁目	台地 1	2	2331	3	1168	2	1750	2	1380	3	831	3	1044
東和泉 1 丁目	台地 1	1	3333	2	2647	1	3029	1	3227	2	2503	1	2890
東和泉 2 丁目	台地 1	2	2324	2	1300	2	1809	2	1764	3	1063	2	1343
東和泉 3 丁目	台地 1	1	3381	1	3558	1	3516	1	3742	1	3671	1	3759
東和泉 4 丁目	沖積低地 1	1	3595	1	2971	1	3341	1	3784	1	3049	1	3464
東野川 1 丁目	谷底低地 2	2	1931	3	550	2	1190	3	1053	3	390	3	677
東野川 2 丁目	台地 1	1	3426	2	2614	1	3068	2	2663	2	2119	2	2399
東野川 3 丁目	台地 1	1	3471	2	2194	1	2859	1	3094	2	1887	2	2510
東野川 4 丁目	台地 1	1	3187	2	1946	2	2587	2	1836	2	1233	2	1470
元和泉 1 丁目	台地 1	1	3799	1	2913	1	3422	1	3321	2	2527	1	2954
元和泉 2 丁目	沖積低地 1	1	3414	2	2689	1	3101	1	3075	2	2403	2	2765
元和泉 3 丁目	沖積低地 1	1	4282	1	3428	1	3925	1	4042	1	3142	1	3653
駒井町 1 丁目	沖積低地 1	2	2504	2	1565	2	2057	1	3242	2	1840	2	2553
駒井町 2 丁目	沖積低地 1	1	2966	2	2259	2	2638	2	2522	2	1889	2	2207
駒井町 3 丁目	沖積低地 1	1	3020	1	2844	1	2966	2	2312	2	2363	2	2336

※対象は、都内市区町村全 5,133 町丁目

第3章 狛江市における被害想定

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、きわめて重要である。特に、震災時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定のために想定される被害の定量化が必要である。

東京都防災会議では、平成3年に関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表した。

その後、都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、東京都防災会議では、平成18年5月に「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を新たに公表した。

平成24年4月に都において示された被害想定では、次のとおり4つの想定地震と6つの気象条件等が前提条件となっている。

① 想定地震

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km
今後30年以内に発生する確率	70%		0%	0.5～2%

② 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○ 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は冬の朝5時と比較して少ない。
冬の夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

以上のとおり、都では前提条件として4つの地震を想定しているが、地震発生の蓋然性から判断し、本計画では、原則として「東京湾北部地震」及び「多摩直下地震」を想定地震とする。

ただし、複合災害等の想定以上の災害についても、念頭において、計画的かつ段階的に防災対策を推進する。

地震動（地震のゆれ）

〈東京都内の震度別分布面積〉

東京湾北部地震M7.3（単位：％）

	5弱以下	5強	6弱	6強	7
東京都全体	32.8	13.7	29.0	24.4	0.1
区部	0.0	0.0	30.0	69.8	0.2
多摩	50.2	21.0	28.5	0.3	0.0
狛江市	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

※小数点以下の四捨五入により、合計値はあわないことがある。

多摩直下地震M7.3（単位：％）

	5弱以下	5強	6弱	6強	7
東京都全体	17.2	12.7	44.6	25.5	0.0
区部	0.0	0.3	84.5	15.2	0.0
多摩	26.3	19.3	23.4	31.0	0.1
狛江市	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0

※小数点以下の四捨五入により、合計値はあわないことがある。

狛江市における被害想定（まとめ）多摩直下地震 比較表

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都）

条件			被害想定 (平成18年 5 月)		被害想定 (平成24年4月)	
	夜間人口（人）		75,711		78,751	
	昼間人口（人）		53,540		57,386	
	規模		M7.3		M7.3	
	震度		6弱100%		6弱99.7%・6強0.3%	
	時期及び時刻		冬の18時	冬の5時	冬の18時	冬の5時
	風速		15m/秒	6 m/秒	8 m/秒	4 m/秒
人的被害	原因別	死者（人）	7	6	14	17
		ゆれ液状化による建物倒壊	3	6	8	15
		地震火災	1	0	5	2
		急傾斜・落下物ブロック塀	3	—	0	0
	負傷者（うち重傷者）（人）		362（37）	557（48）	289（25）	472（37）
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	202（9）	362（15）	270（19）	457（31）
		地震火災	8（2）	1（0）	6（2）	3（1）
		急傾斜・落下物ブロック塀	36（6）	—	12（5）	12（5）
物的被害	建物被害（全壊・焼失棟数）		663	120	506	317
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	120	120	233	233
		地震火災（全壊建物含まず）	543	0	273	84
	建物被害（半壊棟数）		—		1,287	
	ライフライン※1	電力施設（停電率）	4.1%		5.1%	
		通信施設（固定電話不通率）	2.7%		1.8%	
		ガス施設（供給停止率）	0%		0% ※2	
					100% ※3	
		上水道施設（断水率）	19.3%		25.8%	
		下水道施設（管きよ被害率）	15.7%		17.5%	
その他	滞留者（人）		34,400	—	43,071	—
	徒歩帰宅困難者数（人）		4,429	—	8,872	—
	避難人口（人）		5,712	5,190	12,640	11,569
		避難生活者（人）	3,713	3,374	8,216	7,520
		疎開者人口（人）	1,999	1,817	4,424	4,049
	エレベーター閉じ込め台数（台）		12	—	3	3
	災害時要援護者死者数（人）		2	—	10	8
	自力脱出困難者（人）		20	—	89	150
	震災廃棄物（万 t）		6	4	9	9

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※1 ライフラインの平成 18 年 5 月被害想定は風速 6 m/s の場合、平成 24 年 4 月被害想定は冬・18 時、風速 8 m/s の場合

※2 ブロック内の全域で SI 値が 60kine を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケースを想定

※3 ブロック内のある程度の範囲で60kineを超え、さらに二次被害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を実行するケースも考えられるため、ブロック内の3分の1で60kineを超える場合も想定する。

狛江市における被害想定（まとめ）東京湾北部地震 比較表

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都）

条件			被害想定 (平成18年 5 月)		被害想定 (平成24年 4 月)	
	夜間人口（人）		75, 711		78, 751	
	昼間人口（人）		53, 540		57, 386	
	規模		M7. 3		M7. 3	
	震度		6 弱100%		6 弱100%	
	時期及び時刻		冬の18時	冬の 5 時	冬の18時	冬の 5 時
	風速		15m／秒	6 m／秒	8 m／秒	4 m／秒
人的被害	死者（人）		9	3	17	12
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	2	3	6	10
		地震火災	2	0	11	2
		急傾斜・落下物ブロック塀	5	—	0	0
	負傷者（うち重傷者）（人）		293（32）	399(34)	257(20)	412(26)
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	136（5）	243(8)	233(12)	399(21)
		地震火災	7（2）	1(0)	13(4)	3(1)
		急傾斜・落下物ブロック塀	58（9）	—	10(4)	10(4)
物的被害	建物被害（全壊・焼失棟数）		442	64	751	231
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	64	64	157	157
		地震火災（全壊建物含まず）	378	0	594	74
	建物被害（半壊棟数）		—		1, 213	
	ライフライン※1	電力施設（停電率）	2. 9%		5. 6%	
		通信施設（固定電話不通率）	1. 8%		3. 7%	
		ガス施設（供給停止率）	0 %		0 % ※2	
					100% ※3	
		上水道施設（断水率）	15. 2%		19. 6%	
		下水道施設（管きょ被害率）	15. 7%		17. 5%	
その他	滞留者（人）		34, 400	—	43, 071	—
	徒歩帰宅困難者数（人）		4, 429	—	8, 872	—
	避難人口（人）		5, 575	5, 247	12, 457	9, 475
		避難生活者（人）	3, 624	3, 411	8, 097	6, 159
		疎開者人口（人）	1, 951	1, 836	4, 360	3, 316
	エレベーター閉じ込め台数（台）		12	—	3	3
	災害時要援護者死者数（人）		2	—	12	6
	自力脱出困難者（人）		10	—	60	102
	震災廃棄物（万 t）		6	5	8	7

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※1 ライフラインの平成 18 年 5 月被害想定は風速 6 m/s の場合、平成 24 年 4 月被害想定は冬・18 時、風速 8 m/s の場合

※2 ブロック内の全域で SI 値が 60kine を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケースを想定

※3 ブロック内のある程度の範囲で 60kine を超え、さらに二次被害発生危険性がある場合、追加で供給停止を実行するケースも考えられるため、ブロック内の 3 分の 1 で 60kine を超える場合も想定する。

第4章 減災目標

都では、都地域防災計画の中で被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）を定め、10年以内にその目標を達成するとしている。

市の減災目標において、その目標水準については都と整合性を図り、目標到達年次についてはこの地域防災計画の修正時点から10年以内と定め、災害対策を推進していくこととする。ただし、速やかな対策が必要な場合については、可能な限り早期に達成することとする。

市の減災目標を達成するためには、市民、地域、市が関係機関等と相互に連携・協働を図り、それぞれの役割を効果的に推進することが求められる。

市では、この自助・共助・公助の役割に基づく総合的な防災力の向上を図ることにより、減災目標に向けた取組を推進する。

減災目標1（人的・物的被害の軽減）

- ① 死傷者の約6割減
- ② 避難生活者の半減
- ③ 建物被害（全壊・焼失棟数）の約6割減

目標達成のための対策

目標を達成するため推進する本計画の主要項目は次のとおりである。

- 「市民と地域の防災力向上」（第2部第2章）
 - ・自助による市民の防災力向上
 - ・地域による共助の推進
 - ・狛江市消防団等の活動体制の充実
 - ・事業所による自助・共助の強化
 - ・市民・行政・事業所等の連携
- 「安全な都市づくりの実現」（第2部第3章）
 - ・安全に暮らせる都市づくり
 - ・建築物の耐震化及び安全対策の促進
 - ・液状化への対策
 - ・出火、延焼等の防止
- 「応急対応力の強化」（第2部第5章）
 - ・初動対応体制の整備
 - ・消火・救助・救急活動体制の整備
- 「情報通信の確保」（第2部第6章）
 - ・市民等への情報提供体制の整備
- 「医療救護等対策」（第2部第7章）
 - ・初動医療体制の整備

減災目標 2（災害対策機能の維持・市民生活の再建）

- ① 中枢機能を支える機関（市、警察、消防、病院等）の機能維持
- ② 避難者・帰宅困難者への支援と市民生活の早期再建

目標達成のための対策

目標を達成するため推進する本計画の主要項目は次のとおりである。

<中枢機関の機能維持>

- 「安全な都市づくりの実現」（第 2 部第 3 章）
 - ・建築物の耐震化及び安全対策の推進
- 「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」（第 2 部第 4 章）
 - ・道路・橋梁
 - ・水道
 - ・下水道
 - ・電気・ガス・通信等
 - ・エネルギーの確保
- 「応急対応力の強化」（第 2 部第 5 章）
 - ・初動対応体制の整備
 - ・事業継続体制の確保
 - ・連携体制の強化
- 「情報通信の確保」（第 2 部第 6 章）
 - ・防災機関相互の情報通信連絡体制の整備
- 「医療救護等対策」（第 2 部第 7 章）
 - ・初動医療体制の整備
 - ・医薬品・医療資器（機）材の確保
- 「物流・備蓄・輸送対策の推進」（第 2 部第 10 章）
 - ・備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
 - ・輸送体制の整備・車両の確保
 - ・燃料の確保

<避難者・帰宅困難者への支援と市民生活の早期再建>

- 「市民と地域の防災力向上」（第 2 部第 2 章）
 - ・ボランティアとの連携
- 「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」（第 2 部第 4 章）
 - ・ライフライン設備の安全確保等
- 「避難者対策」（第 2 部第 8 章）
 - ・避難体制の整備（災害時要援護者対策を含む）
 - ・避難所・避難場所等の指定・安全化
 - ・避難所の管理運営体制の整備等
- 「帰宅困難者対策」（第 2 部第 9 章）
 - ・東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- ・帰宅困難者への情報通信体制整備
- ・一時滞在施設の確保
- ・徒歩帰宅支援のための体制整備
- 「物流・備蓄・輸送対策の推進」（第 2 部第10章）
 - ・食料及び生活必需品の確保
 - ・飲料水及び生活用水の確保
 - ・備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
 - ・輸送体制の整備・車両の確保
- 「住民の生活の早期再建」（第 2 部第11章）
 - ・生活再建のための事前準備
 - ・トイレの確保及びし尿処理
 - ・ごみ処理
 - ・がれき処理
 - ・応急危険度判定の体制整備
 - ・仮設住宅の供給
 - ・災害救助法等

第 2 部

災害予防・応急・復旧計画

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

1 基本理念

- 地震による被害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによる「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携・協働を図っていくことが欠かせない。
- 市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 基本的責務

2-1 市の責務

- 市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づき計画を実施する責務を有する。
- 市は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器（機）材の整備に努めなければならない。

2-2 市民の責務

- 市民は震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具の転倒・落下・移動、窓ガラスの飛散防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 飲料水、食料、簡易トイレ、生活必需品などの確保
 - (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
 - (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

- 市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、震災対策活動への自発的な参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。
- 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との連携・協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

2-3 事業者の責務

- 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前記の市民が連携・協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業者の周辺地域における市民（以下、本章において「周辺市民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺市民に対する震災対策活動の実施等、周辺市民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

3 連携・協働

地震による被害を少なくするために、市民、町会・自治会、自主防災組織、企業・事業者、社会教育団体、ボランティアなどが連携・協働することが求められている。

市及び関係防災機関は、こうした連携・協働に支援を行うとともに、自らもこれらの団体と連携・協働を行わなければならない。

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

4 市、都及び防災機関の役割

市、都及び関係防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりとする。

4-1 市

部の名称	部を構成する平常時の組織	分 掌 事 務
災対総務部	総務部安心安全課 総務部総務課 総務部職員課 総務部管財課	○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 関係機関・団体との連携の総合調整に関すること ○ 都及び他市区町村の応援要請に関すること ○ 自衛隊の派遣要請，活動調整に関すること ○ 帰宅困難者対策の総合調整に関すること ○ 消防団の出動に関すること ○ 災害情報の収集，集約及び伝達の統括に関すること ○ 防災行政無線の統制活用に関すること ○ 警戒区域設定，避難指示等その他本部長命令の伝達に関すること ○ 避難誘導に関すること ○ 庁用車の配備に関すること ○ 必要資器（機）材，車両，舟艇，労務及び物品の調達，使用，収用及び発注に関すること ○ 災害時集合場所の連絡調整等に関すること ○ 本部職員の動員に関すること ○ 本部職員の労務管理に関すること ○ 東京都及び他市区町村の職員の受入れ及び派遣に関すること ○ 本部長室の庶務に関すること ○ 市施設の応急復旧に関すること ○ 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること
災対企画財政部	企画財政部秘書広報室 企画財政部政策室 企画財政部市史編さん室 企画財政部財政課 議会事務局 選挙管理委員会事務局	○ 広報，広聴及び市民からの問い合わせ並びに報道機関への対応に関すること ○ 女性の人権の確保に関すること ○ 災害救助法に関すること ○ 災害対策関係予算に関すること ○ 義援金品の受領及び配分に関すること

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

	監査委員事務局 会計課	○ 激甚災害の指定に関する事 ○ 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関する事
災対市民生活部	市民生活部市民課 市民生活部課税課 市民生活部納税課 市民生活部地域活性課 農業委員会事務局	○ 埋火葬の許可に関する事 ○ 広域火葬に関する事 ○ 罹災証明書に関する事 ○ 地域における情報の収集・伝達に関する事 ○ 応急給水, 食料及び生活必需品の供給に関する事 ○ 中小企業及び農業への融資及び復興に関する事
災対福祉保健部	福祉保健部福祉サービス支援室 福祉保健部生活支援課 福祉保健部介護支援課 福祉保健部保険年金課 福祉保健部健康推進課	○ 被災者の生活に関する相談及び各種支援制度の受付に関する事 ○ 災害時要援護者に関する事 ○ 二次避難所（福祉避難所）に関する事 ○ 災害弔慰金に関する事 ○ ボランティア活動に関する事 ○ 社会福祉団体との連絡調整及び協力に関する事 ○ 生活再建に関する事 ○ 遺体収容所の設置と遺体処理に関する事 ○ 医療救護に関する事 ○ 保健衛生に関する事 ○ 防疫に関する事
災対児童青少年部	児童青少年部子育て支援課 児童青少年部児童青少年課	○ 応急保育に関する事
災対建設環境部	建設環境部環境政策課 建設環境部道路公園課 建設環境部都市整備課 建設環境部下水道課 建設環境部清掃課	○ 放射性物質対策に関する事 ○ 道路, 河川等における障害物除去に関する事 ○ 道路, 橋梁, 堤防, 河川等の点検, 整備及び復旧に関する事 ○ 建設関係事業者との連絡調整に関する事 ○ ライフライン（下水道を除く。）応急復旧に関する事 ○ 救出に関する事 ○ 行方不明者・死体の捜索・搬送に関する事

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

		○ 応急危険度判定に関する事 ○ 被災者の住宅の確保に関する事 ○ 家屋、住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関する事 ○ 家屋及び住家の応急修理に関する事 ○ 応急仮設住宅の整備に関する事 ○ 災害復興等の総合調整に関する事 ○ 下水道施設に関する事 ○ 管工事関係事業者との連絡調整に関する事 ○ ごみ処理に関する事 ○ トイレの確保及びし尿処理に関する事 ○ がれき処理に関する事 ○ 住家流入土石、竹木等処理に関する事
災対教育部	教育部学校教育課 教育部指導室 教育部社会教育課 教育部公民館 教育部図書館	○ 災害時集合場所の運営に関する事 ○ 避難所の開設・運営に関する事 ○ 学用品の給与に関する事 ○ 応急教育に関する事

4-2 消防団・地区消防隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
狛江市消防団	1 狛江市災害対策本部の要請に基づく本部会議等の参加に関する事 2 各分団の指揮統制に関する事 3 狛江消防署との連携に関する事 4 火災その他の災害予防、警戒及び防ぎょに関する事 5 人命の救出に関する事 6 災害時集合場所（避難所）及び周辺の情報収集に関する事 7 担当地域の被害状況の把握に関する事 8 その他狛江市消防団に関する事
狛江市地区消防隊	大規模地震による同時多発火災・延焼拡大等の広域性を有する災害時に、狛江市災害対策本部等の要請に基づいて出動し、消火活動等にあたる事

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

4-3 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
多摩府中保健所	1 医療施設の診療状況に関すること 2 防疫その他保健衛生に関すること
北多摩南部建設事務所	1 河川の保全及び復旧に関すること 2 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること 3 水防に関すること 4 河川における流木対策に関すること 5 河川、道路等における障害物の除去に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること
水道局	1 応急給水に関すること 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
下水道局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
警視庁 第八方面本部 調布警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 交通規制に関すること 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること 6 遺体の調査等及び検視に関すること 7 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 第八消防方面本部 狛江消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

4-4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所	1 管轄区域河川の管理施設等の工事並びに施設等の保全に関すること 2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、水防情報、警報等水防に関すること 3 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請がない場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

4-5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便（株） 狛江郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること 2 災害時における郵便事務に係る災害特別事務取扱に関すること （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （3）被災地宛救助用郵便物の料金免除 （4）被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
（株）NTT東日 本-東京	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること
東京電力（株） 武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること
東京ガス（株） 西部支店	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給に関すること

4-6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	災害派遣の準備及び実施に関すること。

4-7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
小田急電鉄（株）	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること

4-8 協力機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
小田急バス（株） 狛江営業所	1 施設、車両等の安全保安に関すること 2 災害時における避難者の輸送の協力に関すること
狛江市医師会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること
狛江市歯科医師会	歯科医療活動に関すること
狛江市薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること

第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

狛江市 赤十字奉仕団	罹災者の救護、炊き出し、救援物資の配分等の協力、帰宅困難者に対するエイドステーションの開設に関する事
狛江市防災会	防災意識の高揚、災害時における救援、救護、避難誘導、広報活動等の協力に関する事
狛江市社会福祉協 議会	狛江市災害ボランティアセンターの設置・管理・運営等に関する事
狛江市商工会	災害時における物資、資材の調達に関する事（食料、燃料、衣類関係）
狛江市建設業協会	災害時における資機（器）材の調達、その他の応急対策活動の協力に関する事
狛江市管工事組合	1 下水道被災施設の復旧工事の協力に関する事 2 被災地緊急給水の協力に関する事
調布交通安全協会 狛江連合支部	1 被災地内の交通秩序維持の協力に関する事 2 被害状況の連絡通報に関する事
調布地区防犯協会 狛江支部連合会	1 被災地内避難所等の秩序維持の協力に関する事 2 被害状況の連絡通報に関する事
狛江市米穀商組合	災害時における主要食料の供給協力に関する事
小田急O X 狛江店	災害時における即席食品の供給協力に関する事
マインズ農業協同 組合 狛江支店	食料等の調達協力に関する事
清掃事業者	1 災害時における清掃業務の協力に関する事 2 し尿等の処理の協力に関する事
東京慈恵会医科大 学附属第三病院	1 災害時における井戸の使用に関する協力に関する事 2 災害拠点病院に関する事

第2章 市民と地域の防災力向上

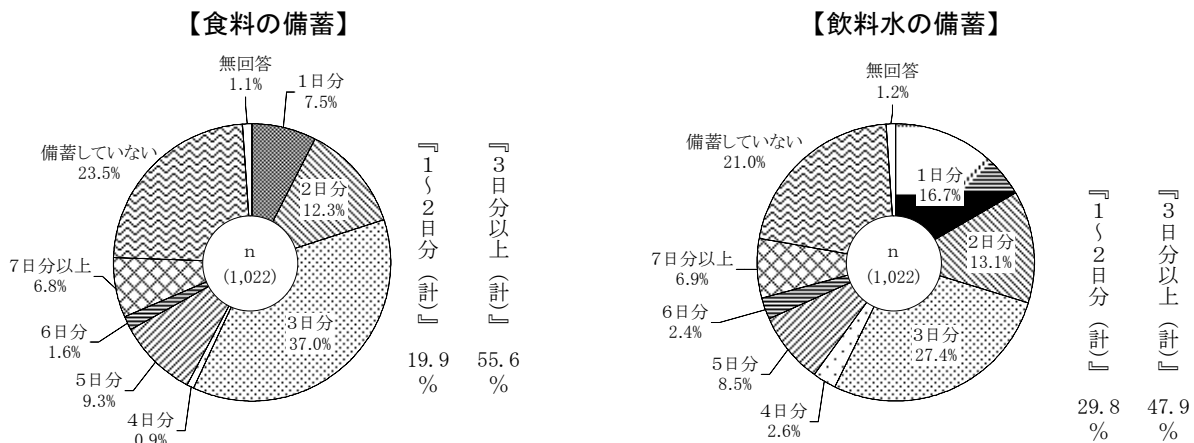
基本的な考え方

- ・阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。
- ・本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティア等が個々に、又はともに連携協力しあって行う取組を定めている。
- ・これら各主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間同士、また、行政、関係機関等との相互連携、相互応援を強め、自助・共助による防災力・災害対応力を向上していく。

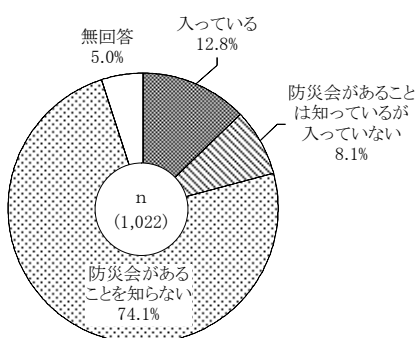
現在の対策の状況

- ・市はこれまで、ガイドブックの作成をはじめとする各種媒体を通じて広く意識啓発を行うとともに、講演会や救命講習の開催、地域に出向いての講義など、市民の自助を促進する取組を進めてきた。
- ・市の防災訓練等において、災害時に市民が実際に行うべき行動及び東日本大震災等の事例を示して、自助・共助の重要性・必要性を訴えている。また、各世代が参加しやすいような訓練メニューを盛り込んでいる。
- ・自主防災組織である狛江市防災会が市の全ての地域をカバーしており、各支部による地域における訓練等が行われ、防災リーダー研修を受講するなど、スキルアップが図られている。
- ・町会・自治会や学校、避難所運営協議会等が中心となって、災害時要援護者の避難誘導訓練、宿泊訓練など、地域ごとに様々なテーマを設定した訓練を実施するなど、市民、地域による取組も活発になってきている。
- ・狛江市消防団には96人（平成26年2月1日現在）の団員が所属している。年齢的にも30～40歳代が中心となっており、災害時を想定しての訓練等に注力している。
- ・災害時のボランティア活動については、狛江市社会福祉協議会と協定を締結している。

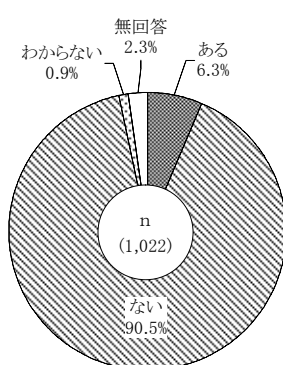
市民意識調査の結果（主要項目）



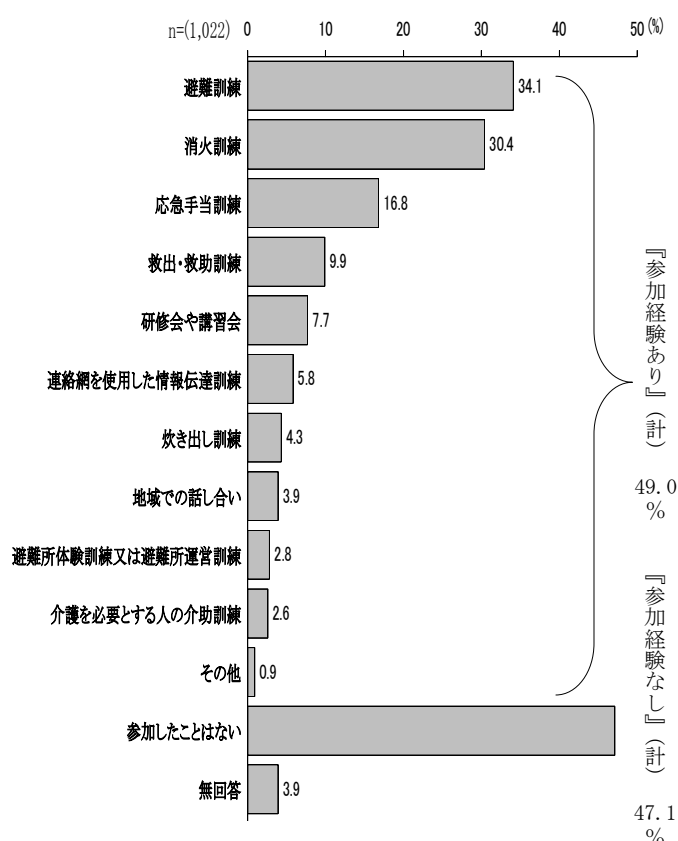
【狛江市防災会への加入】



【災害発生時のボランティア活動の経験】



【防災活動への参加経験】



狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
死者数	14人	17人
負傷者	289人	257人
建物被害（全壊・焼失棟数）	506棟	751棟
ゆれ液状化による建物倒壊	233棟	157棟
地震火災（全壊建物含まず）	273棟	594棟
自力脱出困難者（）内は冬の朝5時	89（150）人	60（102）人
避難人口	12,640人	12,457人
避難所へ避難する人	8,216人	8,097人
避難所以外のところへ避難する人	4,424人	4,360人

※地震の想定は、冬18時風速8m/s

課 題

- ・意識調査結果から、個人の食料、飲料水等の備蓄をしていない者が4～5人に1人に上る。
- ・新たな被害想定では、前回の想定よりも負傷者数は減少（多摩直下地震）しているものの、死者数、避難者数が増加するなど、総体的に被害が大きくなっており、これまで以上に自助・共助の重要性、

必要性は高まっている。

- ・市民活動は活発となっているが、反面、狛江市防災会の認知度、加入率が低くなっている。また、避難所運営協議会も一部地域における設置にとどまっている。
- ・東日本大震災で課題となった女性、要援護者等に対する視点からの取組、知識の普及、啓発等を行う必要がある。
- ・災害時の消火活動及び救出救助活動には、地域の実情に精通した消防団が極めて重要な役割を果たすことから、狛江市消防団が迅速かつ円滑に活動するため、過去の災害事例を基にした訓練を行うほか、施設・資器（機）材等を整備する必要がある。
- ・市内ボランティアの掘り起こし、また、都や他市区町村、関係機関等を通じたボランティアの受入体制、受入ルート等を定めておく必要がある。
- ・時間の経過とともに変化するボランティアニーズを的確に捉え、配置する体制が不可欠である。

主な対策の方向性

- ・実践的な防災訓練や総合的な防災知識の普及等により自助の備えを促進するとともに、共助の体制整備を図る。
- ・市民の災害に対する機運の高まりを捉え、自主防災組織の強化、組織率向上のため、周知や支援等を行う。
- ・女性、災害時要援護者等に配慮した防災知識の普及や意識啓発の手法を取り入れる。
- ・消防団員個々のさらなるスキルアップを行うとともに、施設や資器（機）材等の環境整備を図るほか、地域特性や様々な状況を想定した訓練を実施するなど、狛江市消防団の活動体制の強化を図る。また、地域住民と連携し、地域防災力の強化を図る。
- ・災害時にボランティアが十分かつ円滑、機動的に活動できるよう受入体制や配置体制を事前に検討し、構築する。

【予防対策】

1 自助による市民の防災力向上	4 事業所による自助・共助の強化
2 地域による共助の推進	5 ボランティアとの連携
3 消防団等の活動体制の充実	6 市民・行政・事業所等の連携

1 自助による市民の防災力向上

1-1 市民による自助の備え

《市民》

- 次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。
 - ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ・日頃からの出火の防止
 - ・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
 - ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
 - ・ブロック塀等の点検補修など、家の外構の安全対策
 - ・水（1日一人3ℓ目安）や食料等の備蓄及び医薬品や携帯ラジオ等非常持出品や簡易トイレの準備
※高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等、各個人の特徴に合わせて、食料や生活用品を備えるよう努める。
 - ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
 - ・市や消防署が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
 - ・町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
 - ・災害時要援護者がいる家庭における、行政や町会・自治会等への事前情報提供
 - ・災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
 - ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1-2 防災意識の啓発

《市（総務部）》

- 防災機関と連携し、市民や事業者等の防災意識の高揚や防災知識の普及を図るため、次のような様々な手法を組み合わせて、防災力向上のための諸施策を推進する。
 - ・防災訓練、防災や災害時要援護者支援に係る実践事例等を学ぶ防災講演会等の実施
 - ・防災マップ・ハザードマップ、防災に関する広報紙・パンフレット等の作成と配布
 - ・防災に関するビデオ等の貸出し
- 自助に対する取組の重要性について、市民や事業者に対して周知を図るとともに、家庭用備蓄の事例等を分かりやすく紹介する等して、市民が水や食料等の備蓄をはじめとする防災対策に取り組みやすい環境を整える。
- 高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等にとって、個人で備えることが有効な食料や生活用品を具体的かつ分かりやすく紹介する。
- 災害時における流言やデマの危険性と正しい情報を得るための方法等を周知する。
- 過去の災害から得られた教訓を伝承することの重要性について、啓発を行うほか、災害に関する各

種資料を案内し、市民が災害の教訓の伝承する取組を支援する。

＜狛江消防署＞

- 「地震に対する10の備え」（平成24年12月一部改訂）や「地震 その時10のポイント」（平成24年12月一部改訂）、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページやツイッター等を活用した広報の実施を行う。
- 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。
- 東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火の会、及び消防少年団等の活動紹介及び加入促進
- ラジオ、テレビ及び新聞等に対する情報提供・取材協力を行う。
- 「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行う。
- 「防火防災診断」（一般家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施し、災害時要援護者に関しては、「総合的な防火防災診断」として重点的に行う。
- 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を行う。
- 東京消防庁による「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発を図る。

＜都（総務局）＞

- 防災パンフレットの作成、配布を行う。
- 児童向けの防災コーナーを設ける等、分かりやすく親しみやすいホームページの構築を図る。
- 防災週間（毎年8月30日から9月5日）における、防災関係機関と連携した、各種の展示・イベント等を開催する。

1-3 防災教育・防災訓練の充実

＜市（総務部・教育部）＞

- 自主防災組織の育成指導を図る。
- 災害時要援護者及びその家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行う。
- 各避難所運営主体による避難所運営訓練や総合防災訓練等への災害時要援護者及びその家族の参加に対する支援を行う。
- 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を図る。
- 実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進を図る。
- 各種防災訓練や研修等を通じて、市職員の防災知識の習得と防災行動力の向上を図る。
- 学校において、地震や津波に関する知識の習得を図る等、防災教育の推進を図る。

＜狛江消防署＞

- 女性防火の会、消防少年団等の育成指導の実施を図る。
- 市民の防災意識の調査結果を踏まえ、出火防止対策、初期消火体制等の効果的な訓練の推進を図る。
- 消火器の扱い等の基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センター（防災館）における体験施設を活用した訓練を実施する。
- 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練を推進する。
- 起震車を活用した身体防護訓練の推進を図る。

- 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器（機）材の整備・充実を図る。
- 市民や事業所等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施する。
- 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上を図る。
- 教育機関等と連携した幼児期からの総合防災教育の推進を図る。
- 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育を実施する。
- 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨する。
- 町会・自治会等を中心に、民生・児童委員及び町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出・救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施する。
- 狛江市消防団と連携した防災教育・防災訓練を実施する。

1-4 外国人対策支援

＜市（総務部・企画財政部）＞

- 狛江市国際交流協会等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、多言語対応防災パンフレット、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- 街頭消火器、住居表示街区案内板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。
- 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
- 先進市の外国人対策支援の事例等を研究する。

2 地域による共助の推進

＜市（総務部）＞

- 市民への積極的な支援・助言による、地域に根ざした自主防災組織の育成を推進する。
- 狛江消防署と連携し、救出救助訓練、初期消火訓練及び救護訓練を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講演会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。
- 自主防災組織を活性化させ、発災時に効果的な活動をするために、資器（機）材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備を図るとともに、平時の活動に対して支援を図る。
- 自主防災組織の組織化と活性化を図るため、パンフレットやマニュアルを作成する等、自主防災組織の活動について、積極的に市民に周知する。
- 平日の日中に発災した場合を想定し、市内にいる市民等が迅速かつ的確に行動できる体制づくりを検討する。また、市内に在学する中学生、高校生等を支援する側として取り込むなど、地域の共助の多様な担い手となるよう必要な支援を実施していく。
- 「自主防災計画（自主防災カルテ）」の作成を、指導・支援していく。

＜狛江市防災会（自主防災組織）＞

- 地域住民により自主的に結成された自主防災組織の役割、とるべき措置は次のとおりである。
 - ・ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - ・ 初期消火、救出救助、応急救護及び避難など各種訓練の実施

- ・消火、救助、炊出資器（機）材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ・地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ・地域内の災害時要援護者の把握及び災害時の支援体制の整備
- ・行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 震災に対し「自分たちのまちは自分たちで守る」との合言葉のもとに、防災意識の高揚、知識の普及活動、各種の訓練を重ねて、地域ぐるみの防災体制の確立に努める。
- 地域防災計画をより現実的かつ具体的なものにするため、狛江市防災会各支部を地区単位に、地区内住民自らが現地調査を行うなどにより、地区の実情に合った発災時の地区ごとの「自主防災計画（自主防災カルテ）」の作成に努める。内容は次のとおりとする。
 - ・発災時における近隣相互の協力行動事項の作成
 - ・地区防災マップの作成（街頭消火器・災害時集合場所・公園・診療所等防災関係施設のまとめ、倒壊・落下物・危険物貯蔵所等危険要因がある箇所のまとめ、安全な避難ルートのまとめ）
 - ・地区防災マップは毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

《狛江消防署》

- 防災意識の啓発を図る。（再掲）
- 防災教育・防災訓練の充実を図る。（再掲）
- 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を図る。
- 市民の防災行動力向上を目的とした訓練指導マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を行う。
- 自主防災組織のリーダーに対する講習会等を開催する。

3 消防団等の活動体制の充実

3-1 狛江市消防団の体制強化

《市（総務部）》 《狛江消防署》

- 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる狛江市消防団分団本部（以下「分団本部」という。）の施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器（機）材等を整備する。
- 狛江消防署と協力し、各種資器（機）材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 狛江消防署と協力し、応急手当普及員及び応急手当指導員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

3-2 狛江市地区消防隊

＜市（総務部）＞

- 平成7年6月に阪神・淡路大震災を教訓として設立した消防団OB等によるボランティア組織である狛江市地区消防隊について、災害時に円滑に消防活動が実施できるよう、活動体制の整備を図る。

4 事業所による自助・共助の強化

＜事業所＞

- 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ・帰宅困難者対策に係る都による大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン（平成24年9月）を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
 - ・社屋内外の安全化、防災資器（機）材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ・災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - ・組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策

＜市（総務部）＞

- 事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりの推進を図る。

＜狛江消防署＞

- 自衛消防訓練の指導を通じ、消火、救出・救護など自衛消防に関する活動能力の充実強化を図る。
- 危険物施設等の事業所に対し、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく自衛消防の組織結成を指導する。
- 事業所防災計画の作成手順を示した冊子等を活用し事業所防災計画の作成を促進するとともに、作成に係る指導にあたり、自主防災体制の充実強化を図る。
- 自衛消防活動中核要員など、各事業所内の自衛消防活動の任務分担に応じて、救命講習等の受講を促進し、事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。
- 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等を実施する。
- 東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。

5 ボランティアとの連携

5-1 一般ボランティアの活動支援に係る狛江市社会福祉協議会との連携

＜市（福祉保健部）＞ ＜狛江市社会福祉協議会＞

- 災害時のボランティア活動の調整等について、狛江市社会福祉協議会と協定を締結するとともに、平時には、災害時に活動するボランティアの登録制度の検討を行う等、必要な体制づくりを整備する。
- 狛江市社会福祉協議会等との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施するとともに、ボランティアの活動拠点の整備等を検討する。
- 被災自治体の事例を学び、必要とされるボランティアニーズや配置等、ボランティアの活動形態に対応した災害時の受入れ・情報発信の体制、役割分担やコーディネートについて、狛江市社会福祉協議会と連携して検討、調整しておく。
- 災害時のボランティア対応に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練を実施する。
- 平時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築するよう努める。
- 様々な研修の場や広報等を活用し、平時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う他、様々なボランティアの育成を図るよう努める。
- NPO法人等との連携、活用方法等についても検討する。

＜都（生活文化局）＞

- 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
- 平時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。
- 市災害ボランティアセンターの代替施設や資器（機）材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件の事前整備を実施する。

5-2 東京都防災ボランティア等との連携

都は、東京都防災ボランティアに関する要綱（平成7年総務局長決定）を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

■応急危険度判定員

所 管	資 格	業 務 内 容
東京都 (都市整備局)	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は都知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。

■被災宅地危険度判定士

所 管	資 格	業 務 内 容
東京都 (都市整備局)	宅地造成等規制法施行令 (昭和36年法律第191号) 第18 条に規定する土木又は建築技 術者	災害対策本部が設置される規模の地震又 は降雨等の災害により、宅地が大規模に被 災した場合に、被害の発生状況を把握し、 危険度判定を実施する。

■語学ボランティア

所 管	資 格	業 務 内 容
東京都 (生活文化局)	一定以上の語学能力を有す る者（満18歳以上70歳未満の 都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を 活用し、被災外国人等を支援する。

■建設防災ボランティア

所 管	資 格	業 務 内 容
東京都 (建設局)	公共土木施設の整備・管理 等の経験により、同施設等の 被災状況について一定の把握 ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支 援、都立公園等避難場所における建設局所 管施設の管理業務支援、参集途上における 公共土木施設等の被災状況の把握等

5-3 交通規制支援ボランティア

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

要 件	活動内容
警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

5-4 東京消防庁災害時支援ボランティア（狛江消防ボランティア）

＜狛江消防署＞

- 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、東京消防庁元職員の登録者を積極的に活用し、狛江消防ボランティアの一層の充実強化を図る。
- 狛江消防ボランティア用救助資器（機）材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

要 件	活動内容
原則、都内に居住又は勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	(災害時) 狛江消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施 1 応急救護活動 2 消火活動の支援 3 救助活動の支援 4 災害情報収集活動消防用設備等の応急措置支援 5 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 6 その他、必要な支援活動 (平時) 1 災害時の活動に備え、各種訓練及び行事への参加 2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 3 その他、消防署の要請による活動

5-5 狛江市赤十字奉仕団

＜狛江市赤十字奉仕団＞ ＜市（福祉保健部）＞

(1) 役割

災害時に市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を行う。

(2) 赤十字エイドステーション

① 目的

帰宅困難者対策の一環として、災害時に多数の帰宅困難者が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション。狛江市元和泉三丁目6番地和泉多摩川児童公園内）を設置し、徒歩で帰宅する者を支援する。

② 内容

炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供などを必要に応じ組み合わせで行う。

③ 活動主体

地域赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア及び周辺住民などの協力者

6 市民・行政・事業所等の連携

6-1 自主防災組織と事業所等との連携体制の整備

《市（総務部）》 《狛江消防署》

- 自助、共助及び協働による市民総ぐるみの防災体制の推進を図る。
- 地震時に火災等の災害から住民や地域社会を守るために、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等との相互応援協定の締結や合同で行う防災訓練の推進により、相互に協力して連携できる体制を整備する。
- 災害時要援護者通所・入所施設と地域内他組織との相互協力体制に関して強力に推進する。
- 市民一般を対象とした基礎訓練、自主防災組織等を対象とした高度で実践的な訓練、都民防災教育センター（防災館）を活用した体験訓練を推進し、災害時要援護者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。
- すべての事業所に対する防災計画の作成の指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。事業所相互間の協力体制の強化、自主防災組織等との連携を強化、保有資器（機）材を整備した地域との協力体制づくりを推進する。

6-2 合同防災訓練の実施

《市（総務部）》 《狛江消防署》

- 消防機関に加え専門的な知識、技能を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの支援活動、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の各組織間の連携促進を図るため、各組織間と消防署及び消防団との連携を目的とした、定期的な合同防災訓練の実施を推進し、地域の防災力を向上させる。

6-3 地域別防災訓練の実施

《市（総務部）》 《狛江消防署》

- 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等の協力を得て、救命講習会の実施を推進する。
- 市及び防災機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

【応急対策】

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 自助による応急対策の実施 | 4 事業所による応急対策の実施 |
| 2 地域による応急対策の実施 | 5 ボランティアとの連携 |
| 3 消防団等による応急対策の実施 | |

1 自助による応急対策の実施

1-1 市民自身による応急対策

- 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 自助・共助の精神に基づき、確かな避難行動や正しい情報の収集、更には近隣で協力し合い、救出・救護等を実施する。
- 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、日頃から各家庭で準備しておいた水・食料・生活必需品を活用する。
- 避難所においては自ら活動する。

1-2 外国人の情報収集等に係る支援

＜市（総務部・企画財政部）＞

- 在住外国人への情報提供に努める。
- 外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。

＜都（生活文化局）＞

- 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施する。
 - ・外国人が必要とする情報の収集・提供
 - ・市等が行う外国人への情報提供に対する支援
 - ・東京都防災（語学）ボランティアの派遣
- 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応を行う。

2 地域による応急対策の実施

＜狛江市防災会（自主防災組織）＞

- 自らの身の安全確保を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における消火活動、救出救助、応急活動等の実施に努める。
- 火災が発生した場合は、消防資器（機）材等を活用した初期消火を実施する。
- 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器（機）材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。
- 救出・救護活動にあたっては、地域の資器（機）材保管場所にある簡易救助資器（機）材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。

- 避難行動要支援者名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

3 消防団等による応急対策の実施

＜狛江市消防団＞

- 発災後、直ちに付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、狛江市消防団本部（以下「団本部」という。）等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 狛江消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。
（第2部第5章「応急対応力の強化」参照）

＜狛江市地区消防隊＞

- 各地区隊は地域内に発生した火災に対し、市災害対策本部の要請に基づき、消防署隊、消防団分団消火班と協力し消火にあたるものとする。
なお、市災害対策本部の要請がない場合においても、火災の危険性が迫っている場合には、自らの判断により活動するものとする。（第2部第5章「応急対応力の強化」参照）

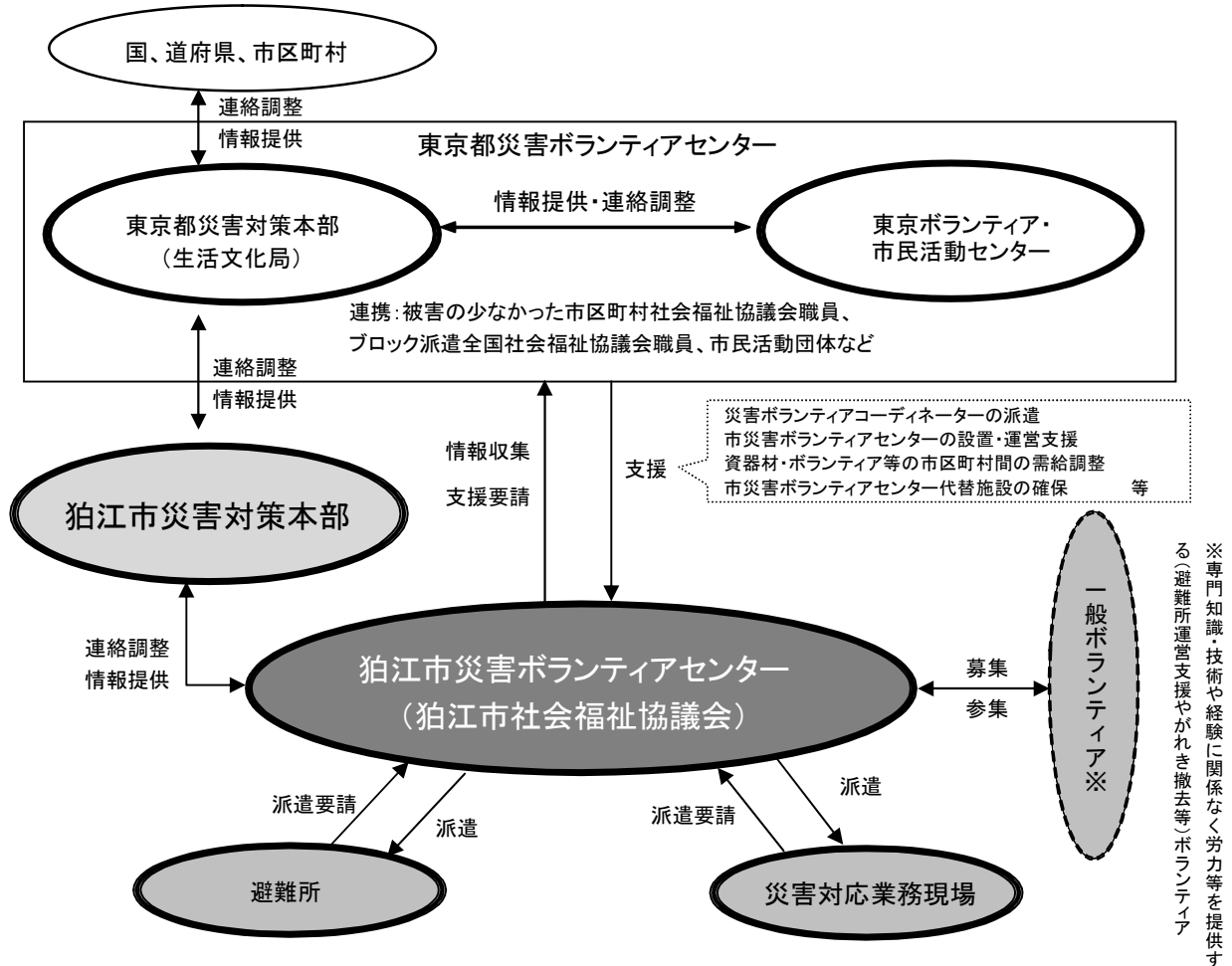
4 事業所による応急対策の実施

＜事業所＞

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救出・救護等を行う。
- 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出救助活動を実施する。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

5 ボランティアとの連携

【災害時のボランティアの派遣態勢】



《市（福祉保健部）》 《粕江市社会福祉協議会》

- 市は、粕江市社会福祉協議会にボランティアの活動の調整等に関する協力を要請する。
- 粕江市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営にあたる。
- ボランティア活動支援にあたっては、市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器（機）材等を提供し、ボランティア等への直接的な支援を行う。
- 市災害ボランティアセンターは、ボランティアニーズの把握に努め、避難所や各種災害対応業務の現場へボランティアを派遣する。
- 市災害ボランティアセンターが設置できず代替施設が必要な場合や資器（機）材の備蓄場所等が不足した場合は、都に支援を要請する。

《粕江消防署》

- 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動指示を行う。

《東京消防庁災害時支援ボランティア（粕江消防ボランティア）》

- 震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、狛江消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。

《都（生活文化局）》

- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。
- 国・道府県・市等との連絡調整を行う。
- 市からの要請に基づく、市災害ボランティアセンターの代替施設や資器（機）材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保を行う。
- ボランティアの受入状況等の情報提供を行う。

《東京ボランティア・市民活動センター》

- 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。
- 市民活動団体等との連携を図る。
- 災害ボランティアコーディネーターを市災害ボランティアセンターへ派遣する。
- 市災害ボランティアセンターの設置・運営支援を行う。
- 被災地のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況等の情報提供を行う。
- 資器（機）材やボランティア等の市区町村間の需給調整を行う。

第3章 安全な都市づくりの実現

基本的な考え方

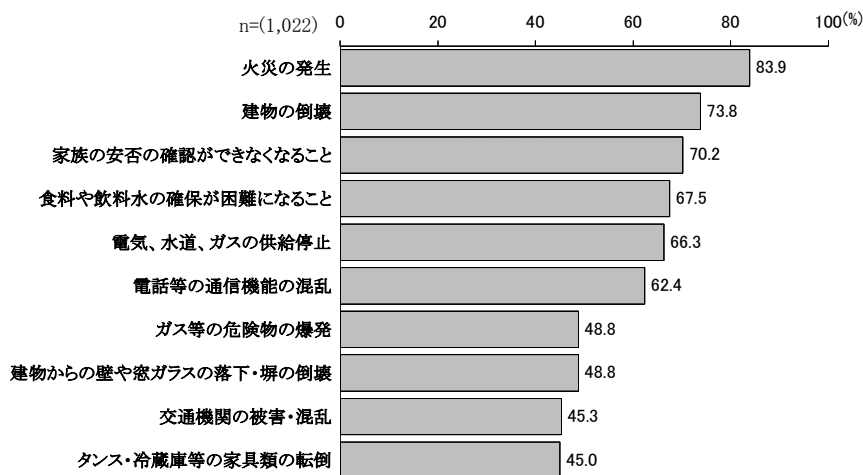
- ・地震による災害から一人でも多くの生命及び財産を守るとともに、震災時において都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。
- ・市における想定避難者数は、避難所の収容可能者数を大きく上回っていることから、できる限り避難者数を抑制するためにも住宅等の耐震化を促進していくことが重要である。
- ・東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京地域においても様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

現在の対策の状況

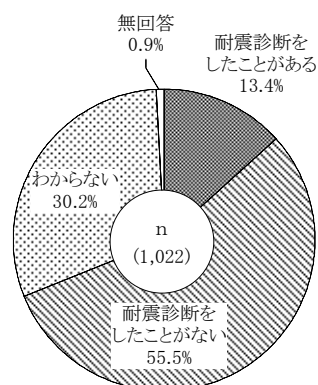
- ・市は、平成24年3月に狛江市都市計画マスタープランを改訂し、東日本大震災の影響も考慮しながら、耐震化や不燃化の促進、避難空間の創出や延焼遮断帯の適正配置等による防災性の高い都市構造の構築について言及している。
- ・市は、狛江市耐震改修促進計画（平成26年2月）に基づき、公共建築物の耐震機能の維持・向上に取り組むとともに、公共施設の耐震化を含め計画的に整備するため、狛江市公共施設整備計画（平成24年11月）を策定している。特に避難所となる小中学校等の耐震化を優先し、西和泉体育館を除き耐震化している。また、一般の住宅に対しては耐震診断や耐震補強に係る費用を助成し、耐震化を促すとともに、市民の耐震化に対するきっかけづくりに努めている。
- ・都市計画道路等の幹線道路の整備については、調布都市計画道路3・4・4号線、同3・4・17号線の一部が開通し新たな避難・救援ルートの確保や延焼遮断帯としての機能充実が図られた。
- ・東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に定める原子力災害の態様と都内の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、空間放射線量の測定を市内各施設や市内全域の道路で行うとともに、風評被害の払拭に向け農作物の放射能測定等を実施した。これらの測定結果は、市ホームページ等で公開している。

市民意識調査の結果（主要項目）

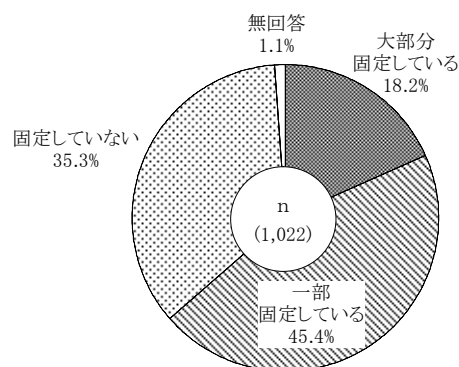
【大地震が発生した場合に心配なこと（上位10項目 抜粋）】



【耐震診断の有無】



【家具類の固定】



狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目		多摩直下地震	東京湾北部地震
建物被害（全壊・焼失棟数）		506棟	751棟
	ゆれ液状化による建物全壊	233棟	157棟
	ゆれ	233棟	157棟
	液状化	0棟	0棟
	木造	213棟	147棟
	非木造	20棟	10棟
地震火災（全壊建物含まず）		273棟	594棟
死者数		14人	17人
	建物被害	8人	6人
	火災	5人	11人
	ブロック塀等	0人	0人
負傷者		289人	257人
	建物被害	270人	233人
	火災	6人	13人
	ブロック塀等	12人	10人
避難人口		12,640人	12,457人
	避難生活者	8,216人	8,097人
	疎開者人口	4,424人	4,360人
徒歩帰宅困難者数		8,872人	8,872人
閉じ込めにつながりうるエレベーター停止台数		3台	3台

※地震の想定は、冬18時風速8m/s

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

課 題

- ・住宅都市である市内には、出火や延焼の危険性が高い地域が存在しており、市民意識調査でも地震発生時の火災や延焼を不安に感じている市民が多い。
- ・防災機能を備えた公園の整備を望む市民が多いほか、被害想定を踏まえた避難者及び帰宅困難者対策として和泉多摩川緑地を整備する必要性が高まった。
- ・狛江市耐震改修促進計画に規定する防災上重要な公共建築物（市庁舎、避難所等）の耐震化はほぼ完了しており、引き続きその他の公共建築物についても、耐震化を進める必要がある。
- ・一方で、市民意識調査によると耐震診断を実施したことがない市民や耐震診断の助成制度を知らない市民の割合が高くなっている。また、家具転倒防止対策を行っていない市民が依然として3割を越えている。
- ・放射性物質に関して、市民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供等の対策を講じる必要がある。

主な対策の方向性

- ・地震に強い都市づくりの実現に向けて、狛江市都市計画マスタープラン等に基づき、安全な市街地整備を推進していく。また、狛江市緑の基本計画（平成25年3月）等に基づく施策にあわせて公園等を活用した十分な避難スペースを確保することや、緑地、緑化の効果的な配置による延焼防止等の取組を推進するなど、まちづくり、緑づくりの中に防災の視点を取り入れていく。
- ・延焼等のおそれのある地域の不燃化や延焼拡大等の防止に向け、狛江市都市計画マスタープランをはじめとする各計画に基づき、都市計画道路等の整備を推進する。また、居住者に危険性等を注意喚起するとともに、将来的には用途地域の変更等も検討していく。
- ・市民の強い要望や防災上の必要性等を踏まえ、和泉多摩川緑地の整備を積極的に推進し、防災機能を有する都立公園として整備するよう都に要請していく。
- ・狛江市耐震改修促進計画等に基づき、公共建築物の耐震化を着実に進める。
- ・戸建住宅や共同住宅等について耐震化を進めるため、耐震診断、耐震改修、家具類の転倒・落下・移動の防止等、安全対策の推進を図る。また、死傷者の減や自助の観点からも、住宅の倒壊や家具類の転倒等が生命に関わる危険性があること、また、こうした対策が有効かつ重要であることを訴えていくほか、市が実施する制度を十分に周知していく。
- ・放射性物質等による影響について、市民に対して情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

【予防対策】

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1 安全に暮らせる都市づくり | 4 出火、延焼等の防止 |
| 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 5 放射性物質対策 |
| 3 液状化への対策 | |

1 安全に暮らせる都市づくり

1-1 安心・安全まちづくり

＜市（建設環境部）＞

- 狛江市都市計画マスタープランに基づき、次の方向性に従って安心・安全まちづくり施策を推進する。
 - ・総合的な防災対策の推進
 - ・災害に強い都市空間の形成
 - ・避難空間の機能向上
 - ・住宅地の防災性の向上
 - ・建築物の耐震性・耐火性の向上

1-2 建築物の不燃化

＜市（建設環境部）＞

- 土地利用現況調査と都市計画基礎調査により市の実態を把握し、木造住宅が密集する地区や避難所周辺等、防災上重要な地域を中心に防火地域等、用途地域の見直しを行う。
- 今後、都市計画道路の整備路線とあわせて、用途地域の指定を検討し、整備される沿道の施設の高度利用や狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）により建物の不燃化や消防施設の付設等、災害による火災等の遮断帯としての機能も有するよう、防災と都市計画、道路整備と相互に連携した整備を検討していく。

1-3 都市空間の確保

■ 公園の整備

＜市（建設環境部）＞

- 公園は、震災時における延焼防止の機能、避難場所、救援、復興の拠点としても重要な役割を持っていることから、公園の整備を推進する。

■ 和泉多摩川緑地の整備

＜市（建設環境部）＞

- 和泉多摩川緑地については、市民からの強い要望、東日本大震災での教訓、市の被害想定等を踏まえ、避難者対策や帰宅困難者対策の防災拠点として整備する必要性が更に高まったことから、都立公園化の実現を図れるよう、都に対して積極的に整備を要請していく。

■ 緑地・農地の活用

＜市（総務部・市民生活部・建設環境部）＞

- 狛江市緑の基本計画に基づき、緑地や農地の保全や整備を図ることで、災害時の延焼拡大防止や避難地としての活用等、防災機能の確保を促進する。
- 農地については、多面的な機能を持っており、狛江市農業振興計画（平成19年3月）等に基づき、その保全を図っていく。
- 農作物は災害時の応急食料供給や一時的な避難の場所としての利用等、災害時に活用できるようマインズ農業協同組合等と協議を進めていく。

1-4 ブロック塀等の崩壊の防止

■ がけ・擁壁等の安全化

＜市（建設環境部）＞

- 都が「急傾斜地崩壊危険箇所」として指定している地点は、狛江市には存在しないが、危険が想定できるがけ・擁壁等の把握に努めるとともに、その所有者等に対し、安全対策について指導をしていく。

＜都（都市整備局）＞

- がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び東京都建築安全条例（昭和25年条例第89号）に基づき、防災上の見地から指導を行う。

■ ブロック塀等の安全化

＜市（建設環境部）＞

- 主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀等は、震災時には人命のみならず避難、救出救助、消防活動に大きな障害となることから、危険なブロック塀等の把握に努めるとともに危険なものについては、必要な補強を行うよう改善要請を行う。
- 新たに設置する場合は、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう、安全化について関係機関と連携を図っていく。
- 新たに生垣を設置する者又は既存ブロック塀等を撤去して生垣に改造する者に対して、造成に必要な経費の一部を補助する。さらに個人宅の沿道部等の隅切り部を緑地として活用する道沿いガーデン等、新たな施策を検討していく。
- ブロック塀等の安全化を促進するため、市民等がブロック塀等を改修する場合の新たな補助制度の創設等を検討する。

＜都（都市整備局）＞

- 市と連携し、建築物防災週間（3月1日～3月7日）や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀等の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化の促進

■ 公共建築物

《市（総務部）》

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき、市庁舎や避難所となっている学校等、防災上重要な公共建築物については、平成27年度までに耐震化率100%を目指し、重点的に耐震化を促進する。
- 狛江市耐震改修促進計画に規定するその他の公共建築物（地域センター、公民館、保育園、学童保育所等）については、平成32年度までに耐震化率100%を目指し、耐震化を促進する。
- 災害時に市災害対策本部の機能維持を図るため、免震構造を備えた防災センターを使用する。
- 災害時において、避難者や帰宅困難者等の一時的な収容を想定し、また、活動庁舎としての機能維持を確保するため、市役所庁舎の耐震化を図る。
- 避難所となる学校の体育館については、ガラス、外壁、天井などの落下防止を図るため、特殊建築物の定期報告の中で点検・確認を行い、必要な措置を講じる。
- 災害時の公共建築物の安全確認に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練を実施する。
- 災害時の公共建築物の応急危険度判定が円滑に対応できるよう建築士等民間の協力者や団体等と協定の締結を推進する他、備品の準備等受入体制の整備に努める。

■ 民間特定建築物

《市（建設環境部）》

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条に規定される特定建築物については、平成27年度までに耐震化率を90%、平成32年までに95%以上を目指し、耐震化を促進する。

■ 住宅

《市（建設環境部）》

- 狛江市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修費助成等の施策を行うことで、平成27年度までに耐震化率を90%、平成32年度までに95%以上を目指す。
- 住宅の耐震化率の向上を図るため、住宅の耐震化の重要性と耐震診断・改修費助成事業等を積極的に広報する。
- 耐震診断・改修の助成率の引き上げや耐震改修助成と住宅リフォーム助成との組合わせ等の検討を行うとともに、市内事業者等とともに市民ニーズに適合した耐震化対策の検討を行う。

■ 緊急輸送道路の沿道建築物

《市（建設環境部）》 《都（都市整備局）》

- 特定緊急輸送道路の特定沿道建築物について、助成制度の拡充等により耐震化を推進する。

2-2 エレベーター対策

《市》

- 都施設の対策に準じて、市立施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置を推進する。

《都（都市整備局）》

- 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進する。
- エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレ

ットを作成し、所有者等に配布するとともに、ホームページに掲載するなど閉じ込め防止対策を促していく。さらに、病院等不特定多数の人が利用する一定規模以上の建物について、改修計画の報告を求めている。

- 一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。
- 一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、復旧作業は「1ビル1台」とするルールの徹底を協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、事業者等に普及啓発する。

2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

■ 天井等の落下防止対策

＜市（総務部）＞

- 避難所となる学校の体育館については、ガラス、外壁、天井などの落下防止を図るため、特殊建築物の定期報告の中で点検・確認を行い、必要な措置を講じる（再掲）。

＜都（都市整備局）＞

- 落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間（3月1日～3月7日）や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

■ 屋外広告物に対する規制

＜都（都市整備局）＞

- 地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

■ 自動販売機の転倒・移動防止

＜市（建設環境部）＞

- パトロール時等に違法占用や不法設置等の自動販売機を発見した場合は、設置者に対して速やかに撤去又は改善するよう指導していく。

＜都＞

- 業界団体を通じ、自動販売機の転倒・移動防止対策の強化を図る。

＜関東地方整備局＞

- 自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導する。また、「J I S B 8562自動販売機の据置基準」の普及・啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図る。

■ 家具類の転倒・落下・移動の防止

＜市＞

- 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 過去の震災の事例等、災害時における家具類転倒・落下・移動の危険性と防止策の重要性について市民等に広く周知し、転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。また、高齢者等を中心に家具類の固定器具の配布や取付けなどの支援制度等を検討する。
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発に際しては、耐震診断・耐震改修等も併せて案内し、自助の取組を推進する。

＜狛江消防署＞

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を活用し、市民や事業所に対する指導を行う。
- 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。
- 関係機関、関係団体等と連携し、対策の必要性の周知を図る。
- 高層建築物においては、長周期地震動による家具類の転倒等の危険性が特に高まることから、各種の防火安全対策に基づき指導を行う。

＜都＞

- 保有する施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

＜都（都市整備局）＞

- 市民・事業者に対する家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

2-4 文化財施設の安全対策 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

＜市（教育部）＞

- 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。
- 消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。
- 文化財防災点検表を作成する。
- 文化財所在リストを整備する。

3 液状化への対策

＜市（建設環境部）＞

- 東京都による「東京の液状化予測図」等を踏まえ、液状化のおそれのある地域では、木造建築物は基礎を鉄筋で補強し、根入れを深くすることや、中高層建築物は液状化のおそれのある地盤より下にある良好な地盤に直接杭を支持させること等、液状化地盤に対応するような設計に留意するよう都の建築指導事務所等へ要請する。
- 液状化の危険性がある地域については、特に建築物の耐震化が必要であるため、市広報やホーム

ページ等、広報媒体を活用し、市民等に周知を図っていく。

＜都（都市整備局・建設局）＞

- 液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図る。
- 木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査等の機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
- 「東京の液状化予測図」により情報提供を行う。

4 出火、延焼等の防止

4-1 消防水利の整備、防火安全対策

■ 出火等の防止

＜狛江消防署＞

- 対震安全装置付きの石油燃焼機器類の普及促進を図るとともに、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策の普及促進を図る。
- 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤等の普及促進を図り、出火防止等の安全対策を推進する。
- 飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火防災診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- 各事業所に対して、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。

■ 初期消火体制の強化

＜市（総務部）＞

- 火災を初期のうちに消火することができるよう、市内全域に街頭消火器を設置し、初期消火体制の充実を図る。
- 街頭消火器については、狛江市街頭消火器設置取扱基準（平成17年市長決裁）に基づき、原則として半径50m圏内に1本を目途に設置を進める。
- 既存消火器については、定期保守点検等により不良箇所の発見や簡易補修等を行う。

＜狛江消防署＞

- 屋内消火栓やスプリンクラー設備等の消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に対震措置を指導する。各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

■ 火災の拡大防止

＜市（総務部・建設環境部）＞

- 既存水利の維持管理を図るほか、狛江消防署と協議し、延焼危険度が高い地域等を中心に耐震性防火水槽等の設置に努める。
- 集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、狛江市まちづくり条例及び狛江市まちづくり指導基準（平成15年規則第44号）に基づき、防火水槽等を確保するように働きかける。
- 震災時の市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽を整備するとともに、雨水貯留施設及び河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- 木造住宅が密集する地区等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図るとともに、市民等の使用に供するスタンドパイプの整備を検討する。
- 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- 木造住宅が密集する地区等で水量が不足する地域において、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
- 道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、軽可搬消防ポンプの整備、狛江市消防団の災害活動体制の充実等を進める。
- 樹木や道路等への散水のほか、防火用水としても活用できる雨水小型貯留槽を助成制度により市民に普及を図る。

＜狛江消防署＞

- 消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める

4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

■ 石油等危険物施設の安全化

＜狛江消防署＞

- 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器（機）材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 製造所、給油取扱所等に対して立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- 震災時の安全性の確保のため、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 消防法等に基づき、自衛消防組織結成を指導する。

■ 液化石油ガス適正な取扱の確保

＜市（建設環境部）＞

- 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める

とともに、必要に応じて都に報告を行う。

＜都（環境局）＞

- 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。
また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。
 - ・学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
 - ・料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置
- 地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、液化石油ガス供給・消費設備基準に基づき指導する。
- 災害時のLPG活用のあり方について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえて検討を行う。

■ 高圧ガス保管施設の安全化

＜都（環境局）＞

- 施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。
また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
- 東京都震災対策条例に基づき、都内の高圧ガス施設について東京都高圧ガス施設安全基準を定めており、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行っている。

※和泉本町浄水所の塩素設備

塩素の漏えいによる二次被害を防止するため、液化塩素から安全性の高く取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへの転換が終了している。

■ 毒物・劇物取扱施設の安全化

＜市（教育部）＞

- 市教育委員会は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、理科系実験用薬品類の管理方法等を市立小中学校に周知し、事故防止に努める。
- 事故発生時の活動について、次のような項目を記載した危害防止規定を策定するよう指導する。
 - ・発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
 - ・出火防止及び初期消火活動・危険物等の漏えい、流出等による危険防止
 - ・実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
 - ・児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
 - ・被害状況の把握、情報収集及び伝達等
 - ・避難場所及び避難方法

＜都（福祉保健局・多摩府中保健所・健康安全研究センター）＞

- 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を記載した危険防止規定の策定及び定期的防

災訓練の実施等を指導する。

■ 化学物質関連施設の安全化

＜市（建設環境部）＞

- 化学物質取扱事業者の化学物質の管理体制の実態把握に努める。
- 都と連携し、P C Bの取扱事業者の状況共有に努める。

＜都（環境局）＞

- これまでの震災により被害を受けた事業所や事業所の化学物質取扱いの実態調査や、震災が発生した場合の化学物質漏えい予測を行い、現行の化学物質の適正管理制度を非常災害時の管理手法として活用する方策を検討する。また、災害時の事業所の初動体制や関係機関との連携の在り方も検討する。
- P C Bの流出、拡散防止の観点から、P C B廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているP C B機器の使用、保管状況について、都との情報共有を図っていく。

4－3 危険物等の輸送の安全化

＜狛江消防署＞

- タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、関係機関等と連絡を密にし、安全指導を進める。
- 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

＜調布警察署＞

- 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

＜都（福祉保健局・多摩府中保健所・健康安全研究センター）＞

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

5 放射性物質対策

5－1 情報連絡体制の強化

＜市（総務部）＞

- 震災による原子力災害等、放射性物質等が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる体制を構築するため、平時から狛江消防署、調布警察署、都等の各種防災機関との連絡を密にし、連携体制の強化を図る。

5－2 市民への情報提供等

＜市（総務部・市民生活部・建設環境部・教育部）＞

- 平時から適宜、空間放射線量を測定するとともに、測定結果を市ホームページで公表する等して、放射性物質に対する市民の不安の解消に努める。
- 市立学校において放射性物質の正しい知識を習得するための機会を設ける。
- 都による農畜産物中の放射性物質検査結果について、市ホームページで周知する等して、市民の不安の解消に努める。

＜都（福祉保健局）＞

- 国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - ・放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - ・原子力施設の概要に関すること。
 - ・原子力災害とその特性に関すること。
 - ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - ・緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 教育機関において放射性物質の正しい知識を習得するための機会を設ける。

5－3 放射線等使用施設の安全化

＜調布警察署＞

- 施設周辺における住民の避難、誘導態勢を確立する。
- 関係機関及び団体との連絡体制を確立する。

＜都（総務局・福祉保健局・産業労働局）＞

- R I による、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障がいに関する対策を検討するため、都総務局は、R I 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのR I 対策を推進する。

【応急対策】

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 消火・救助・救急活動 | 3 危険物等の応急措置による危険防止 |
| 2 社会公共施設等の応急対策 | 4 放射性物質対策 |

1 消火・救助・救急活動

（第2部第2章「市民と地域の防災力向上」参照）

（第2部第5章「応急対応力の強化」参照）

2 社会公共施設等の応急対策

■ 社会公共施設等の応急危険度判定

＜市（総務部）＞

- 所管する公共施設（建築物）が被災した場合、施設内外の危険箇所等を点検・調査し、必要に応じて応急危険度判定を実施する。調査及び応急危険度判定の実施にあたっては、学校等、指定避難所を優先して行う。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体等へ協力要請する。

＜都＞

- 都災害対策本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。
- 都財務局は、判定部会の決定に基づき、都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、都知事は他団体への協力を要請する。

＜社会公共施設の管理者＞

- 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。判定が困難な場合には、市又は都に判定実施の支援を要請する。

■ 社会公共施設等の応急対策

＜各医療機関＞

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとる。

＜社会福祉施設＞

- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、市等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、

利用者の安全を確保する。

＜文化財施設＞

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに関係機関等に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、市教育委員会へ報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

＜文化施設・社会教育施設・コミュニティ施設＞

- 管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

3 危険物等の応急措置による危険防止

■ 石油等危険物施設の安全化

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報を行う。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、避難勧告又は指示を行い、その内容を市へ通報する。
- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入検査を行い、施設に対する消防活動を実施する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
- 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。
 - ・危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - ・混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
 - ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

＜事業者等＞

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

■ 液化石油ガス消費施設の安全化

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

＜都（環境局）＞

- 液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講ずるよう指示する。

＜事業者等＞

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

■ 高圧ガス保管施設の安全化

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報を行う。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、避難勧告又は指示を行い、その内容を市へ通報する。
- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入検査を行い、施設に対する消防活動を実施する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

＜調布警察署＞

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

＜都（環境局）＞

- 高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、指定防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業

者に対し緊急措置を命ずる。

＜事業者等＞

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

■ 毒物・劇物取扱施設の安全化

＜市（総務部・教育部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。
- 関係機関との連携を図るとともに、情報収集・提供に努める。
- 市教育委員会は、事故発生時の活動計画に基づき行動するよう市立学校に指導する。

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報を行う。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては、関係機関と連携し、避難勧告又は指示を行い、その内容を市へ通報する。
- 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入検査を行い、施設に対する消防活動を実施する。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

＜調布警察署＞

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

＜都（福祉保健局・多摩府中保健所・健康安全研究センター）＞

- 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。また、住民避難等の危害防止策を講ずるよう指示する。
- 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

＜都（下水道局）＞

- 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。
- 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

■ 化学物質関連施設の応急措置

＜市（建設環境部）＞

○ 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

○ PCB対策

都からの情報提供に基づき、PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

＜都（環境局）＞

○ 化学物質対策

被災状況により、市と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

○ PCB対策

被災状況により、市と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。

＜事業者等＞

○ 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

○ PCB対策

発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

■ 危険物輸送車両等の応急対策

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

＜狛江消防署＞

- 関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 災害応急対策は、第2部第5章「応急対応力の強化」の震災消防活動により対処する。

＜調布警察署＞

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

＜都（環境局）＞

- 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。
- 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を命令する。
- 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

＜事業者等＞

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

4 放射性物質対策

4-1 情報連絡体制

＜市（総務部）＞

- 放射性物質等が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合には、狛江消防署、調布警察署、都等と連携して情報収集にあたるとともに、市民への情報提供に努める。

4-2 市民への情報提供等

＜市（市民生活部・建設環境部）＞

- 必要に応じて、空間放射線量や放射性物質の測定・検査を行い、内容・結果を公表する。
- 都による農畜産物中の放射性物質検査結果等について、市民に周知する。

＜都（総務局・生活文化局・環境局・福祉保健局・産業労働局）＞

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
- 情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。
- 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。
- 原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。
- 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。
- 都内産農林水産物等の放射性物質検査と情報提供を実施する。

4-3 放射線等使用施設の応急措置

＜市（総務部）＞

- 必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

＜狛江消防署＞

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
 - ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

＜都（福祉保健局）＞

- R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	2 放射性物質対策
----------------------	-----------

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

＜学校施設＞

- 市教育委員会は、市立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、学校長と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

＜文化財施設＞

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

＜文化施設・社会教育施設・コミュニティ施設＞

- 災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

2 放射性物質対策

2-1 放射性物質への対応

＜市（建設環境部）＞ ＜都＞

- 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染の必要性を検討し、関係機関等と連携しながら対応する。

2-2 保健医療活動

＜都（福祉保健局）＞ ＜都病院経営本部＞

- 放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。
- 都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。

2-3 風評被害等への対応

＜市（総務部・市民生活部）＞

- 災害時における流言やデマの危険性と正しい情報を得るための方法等を周知する。
- 都による農畜産物中の放射性物質検査結果等について、市民に周知する。

＜都（産業労働局）＞

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的を実施して検査結果を公表することで、風評被害の防止に努めるとともに、消費者に対して正確な情報提供を行い、都民の安全・安心の確保に努める。
- 都内中小企業が海外との商取引において、工業製品の放射線検査証明が求められる場合、東京都立産業技術研究センターに協力要請して、放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

基本的な考え方

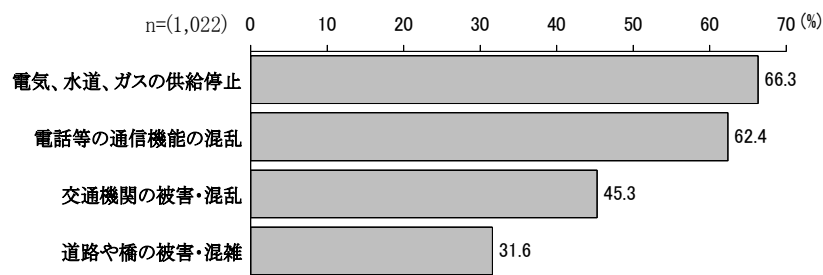
- ・道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。
- ・発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、電気、ガス、上下水道、通信といった主要なライフラインの機能確保又は早期復旧を図る。
- ・こうした施設を災害時においても引き続き機能させるためのエネルギー（電力）の確保が不可欠である。
- ・本章では、市民生活や都市機能を支える交通ネットワーク、ライフライン、エネルギー確保についての対策を示す。

現在の対策の状況

- ・市は、緊急輸送道路である4路線（世田谷通り、松原通り、一中通り、六郷さくら通り）を整備したほか、生活幹線道路等の整備を進めている。
- ・下水道については、狛江市下水道総合計画（平成26年一部改訂予定）等に基づき、マンホールと管きょの可とう化等による耐震整備やマンホールの浮上抑制対策による緊急輸送路の確保などの取組を進めている。
- ・市と東京都（下水道局）の間で、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結し、北多摩一号水再生センターでのし尿の受入れ体制を整備している。
- ・都水道局による水道管路の耐震継手化や、電気、ガス、通信等の各事業者においても施設の耐震化などの取組を進めている。

市民意識調査の結果（主要項目）

【大地震が発生した場合に心配なこと（関連項目のみ抜粋）】



狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
電力施設（停電率）	5.1%	5.6%
通信施設（固定電話不通率）	1.8%	3.7%

ガス施設（供給停止率）	ブロック内全域でSI値が60kine超のケース	0.0%	0.0%
	ブロック内1/3でSI値が60kine超のケース	100.0%	100.0%
上水道施設（断水率）		25.8%	19.6%
下水道施設（管きょ被害率）		17.5%	17.5%

※地震の想定は、冬18時風速 8 m/s

課 題

- ・救急・消火活動、物資輸送等の生命線となる緊急輸送道路においては、地震により沿道建築物が倒壊すると通行が閉塞し、その後の応急・復旧対策に大きな支障となる。
- ・災害時には、細街路等の閉塞が予想されるほか、橋梁の高齢化が進んでいることから、平時から道路・橋梁の整備、耐震化を着実に進める必要がある。
- ・ライフライン施設については、被害想定において停電、断水、電話の不通等の被害が想定される。上水道については、都において耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でない管路が存在している。下水道については、耐震化や浮上抑止対策をさらに強化する必要がある。電気・ガス・通信については、施設整備等が進められており、引き続き事業者による取組を着実に進める必要がある。
- ・災害対策本部となる市役所や避難所等、災害時の拠点となる施設が被災した際の代替措置、早期復旧措置を講ずる必要がある。

主な対策の方向性

- ・都と連携し、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進める。
- ・事業者等と協力関係を構築し、災害時の道路啓開体制の整備を図る。
- ・市道や橋梁等について、計画的に安全管理・整備を進めていく。
- ・下水道施設等について、計画的に耐震化を進めるとともに、災害時の早期復旧体制を整備する。
- ・災害時の拠点施設や各ライフライン施設の震災時における耐性を高めるとともに、被害発生から復旧までのバックアップ機能や早期復旧に向けた体制づくりを検討する。

【予防対策】

1 道路・橋梁	5 水道
2 鉄道・バス	6 下水道
3 河川・内水排水施設	7 電気・ガス・通信等
4 緊急輸送ネットワーク	8 エネルギーの確保

1 道路・橋梁

■ 道路・橋梁の安全確保等

＜市（建設環境部）＞

- 都道については、都道の拡幅及び改良を都に要請していく。
- 市道については、市民生活の安全確保と利便性の向上を図るため、その道路網と整備スケジュールに留意し、狛江市道路修繕計画（平成25年2月）に基づき、優先して修繕する道路及びその路線整備を進めていく。
- 市が管理する道路及び附属施設については、平時からの点検・補修の強化に努め、道路陥没等の事故を未然に防ぐとともに、応急処理体制の強化を図っていく。
- 平時から資器（機）材の整備を行うとともに、狛江市建設業協会等、協定先を通じて使用できる建設機械等の把握する。
- 被災者の救援、救護活動及び緊急物資の輸送を確保するため、市内の災害対策拠点を結ぶ道路を緊急啓開道路として指定し、その整備を促進する。
- 災害時の道路障害物の除去について、機材等を有する事業者等との協定締結を推進する。
- 災害時の道路啓開について、協力事業者等の担当道路を事前に選定しておく等、早期の道路啓開体制の整備を検討する。
- 災害時の道路啓開等に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。

＜調布警察署＞

- 震災時の交通情報については、収集した被害状況の情報等を速やかに市民等に対して発信する。

＜都（建設局・都市整備局）＞

- 骨格幹線道路をはじめとした第三次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進する。
- 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施する。
- 多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。
- 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。
- 情報収集用資器（機）材や、障害物除去用資器（機）材を確保する。
- 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する。
- 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。
 - ・ 緊急交通路等の交通規制を行う路線
 - ・ 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）

- ・避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ・上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

■ 橋梁の整備・点検

《市（建設環境部）》

- 狛江市橋梁長寿命化修繕計画（平成25年1月）に基づき、計画的に橋梁の耐用年数の長期化・耐震化を図る。

■ 共同溝

《市（建設環境部）》 《都（建設局）》

- 大規模な埋設物工事等が発生する箇所については、関係者等と連携し、共同溝整備の検討・調整をする。

2 鉄道・バス

■ 鉄道

《小田急電鉄》

- 駅、高架橋等の鉄道施設の耐震化を推進する。
- 「早期地震警報システム」により緊急信号を発報し列車を停止する。
- 自社通信設備の他、衛星携帯電話を配備し関係自治体等との通信手段を確保する。
- 発災後の緊急輸送を速やかに行うため、予め輸送計画を策定しておく。
- 大規模地震が発生した場合を想定した「総合防災訓練」を実施する。

《都（都市整備局）》

- 駅や高架橋等の鉄道施設の耐震化を支援する。

■ バス

《小田急バス（狛江営業所）》

- 災害を未然に防止するための予防対策を確立して、関係係員の防災訓練を実施する。
- 本社及び各営業所との連絡体制を確立する。
- 車両の点検整備を万全にする。

■ コミュニティバス

《市（建設環境部）》

- こまバスを含め関係者に対して、災害対応に必要な防災訓練を実施するよう、市は運営会社に指導を行う。

3 河川・内水排水施設

《市（総務部・建設環境部）》

- 水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器（機）材及び施設の整備に努める。
- 水防活動を直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

＜北多摩南部建設事務所＞

- 応急資器（機）材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄の業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。

4 緊急輸送ネットワーク

＜都＞

- 都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークを整備する。

【緊急輸送ネットワークの分類と目的】

分 類	目 的	市 内
第一次緊急輸送ネットワーク	都と市区町村本部間及び都と他県との連絡を図る。	・市役所
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	・狛江消防署 ・市あいとぴあセンター ・東京慈恵会医科大学附属第三病院
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	・市民総合体育館

5 水道

＜都（水道局）＞

- 水道施設の耐震化の着実な推進を行う。
- 耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施する。
- バックアップ機能の更なる強化を図る。
- 自家発電設備の設置・増強による電力の自立化を図る。

6 下水道

＜市（建設環境部）＞

- 下水道施設は、自然流下を原則としているため、地震被害等が発生すると復旧に長時間かかるため、狛江市下水道総合地震対策計画（平成26年3月策定予定）に基づき、施設の耐震化、避難所でのマンホールトイレシステムの設置等、計画的に施設の整備を推進していく。

- 下水道管きよの被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、非常用発電機、汚水ポンプ、土のう袋等の緊急用資器（機）材を備蓄する。
- 災害時の下水道施設の応急対応協力について、民間事業者等との協定締結を検討する。
- 災害時の下水道施設の応急対応に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。

《都（下水道局）》

- 締結済みの覚書に基づき、市が収集・運搬するし尿の受入体制を整備する。

7 電気・ガス・通信等

《市（総務部）》

- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進する。
- 災害時の被害状況確認等に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。

《調布警察署》

- 信号機の滅灯対策を図る。

《狛江消防署》

- 市内の各施設について、消防活動上必要な事項、非常用設備及び出火防止措置等の届出に関する指導を行う。

《東京電力》

- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- 国などから発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価のうえ、継続して対策内容の検討を進めている。

設備名	耐震設計基準
変電	機器は、動的設計（3[m/s ²]共振正弦2波）、屋外鉄構は、水平加速度5[m/s ²]程度、機器と屋外の基礎は、水平加速度2～5[m/s ²]としている。
送電 (地中線)	ケーブルヘッド架台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計並びに変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電	地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これからの荷重を基礎として設している。
通信	変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

《東京ガス》

- 製造所・整圧所設備
 - ・重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
 - ・防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

○ 供給設備

- ・導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- ・全ての地区ガバナーにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ(S I値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- ・この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

【施設別安全化対策】

施設名	安全化対策
製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ○ 緊急遮断弁、消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。
通信施設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
その他の 安全設備	○ 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置している。 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

《NTT東日本》

- 通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震対策として、独自の構造設計指針により耐震設計の実施、二重床へのキャビネット据付け等機械室内設備の固定を実施及び建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施している。
- 予備電源設備の強化として、バッテリー、予備電源エンジンの耐震強化及び移動電源車を配備している。
- 通信網信頼性の向上に取り組む。
 - ・光ファイバー網のループ化及び伝送路の2ルート化による自動切替えを行う等の整備をしている。
 - ・交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設定し、通信の途絶を防止している。
 - ・通信ケーブルの地中化を計画的に推進し、既設ケーブルを含め地下ルートへの収容替えを図っている。また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施し、新設ケーブルについては難燃化ケーブルを使用している。
 - ・行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化及び異ケ

ーブルの分散収容を図っている。

- 通信の全面途絶地域、避難場所の通信を確保するため、移動用無線車、ポータブル衛星通信車を配備し、特設公衆電話を設置できるようにしている。
- 災害による通信の途絶の際、市民の利用に供する窓口、避難所等に特設公衆電話を設置できるようにしている。

《都（環境局・都市整備局）》

- ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進を図る。
- 燃料の安定調達を図る。
- 高効率な天然ガス発電所の設置などによりエネルギーの安定供給体制を構築する。
- 災害時におけるL P ガスの活用を検討する。
- 東京都L C P（Life Continuity Performance:居住継続性能）住宅の普及・推進を図る。

8 エネルギーの確保

《市（総務部・建設環境部）》

- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進する。（再掲）
- 災害時における各種燃料等の確保を図るため、事前に関係業者等と災害時における優先供給に関する協定の締結を推進する。
- 災害時の非常用電源となる電気自動車の導入等を検討する。

【応急対策】

1 道路・橋梁	5 下水道
2 鉄道施設	6 電気・ガス・通信等
3 河川・内水排水施設	7 エネルギーの確保
4 水道	

1 道路・橋梁

■ 交通規制

＜調布警察署＞

- 発災直後は道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく第一次交通規制を実施する。
- その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。
- 緊急通行車両等の確認を行う。

■ 道路障害物除去等

＜市（建設環境部）＞

- 物資、人員の輸送が円滑に行われるよう、震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。
- 都の緊急障害物除去路線及び市緊急啓開道路について、優先して障害物の状況を調査と障害物除去作業を行う。
- 市の区域内の道路が被害を受けた場合は、速やかに都（北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い交通路の確保に努める。
- 障害物除去作業にあたっては、協定に基づき狛江市建設業協会等に障害物除去等応急復旧作業について協力を求める。
- 被害状況により応急復旧作業ができない場合は、警察等関係機関に連絡のうえ、通行止め等必要な措置を講ずる。
- 電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。通報するいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。

＜都（建設局）＞

- 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。
- 災害時における応急対策業務に関する協定及び協力承諾書に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。

2 鉄道施設

＜小田急電鉄＞

- 本社に総合対策本部を設置し、鉄道に係る旅客輸送施設、車両の被害に対し必要な災害緊急時対

策を実施する。

- 緊急時対策に必要な情報の収集、対策の立案・指示および関係自治体との連絡、調整を実施する。
- 当社設置の地震計の計測値に応じた各施設物等の点検および運転規制を実施する。
- 旅客の救護、避難、消火活動を迅速に実施する。

3 河川・内水排水施設

《市（建設環境部）》

- 水防活動と並行して管内の管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

《都（建設局）》

- 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

《各河川管理者》

- 市内の各河川については、その機能の確保を図るため、管理者は障害物除去作業を実施する。

4 水道

《都（水道局）》

- 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。
- 施設の点検・被害調査を実施する。
- 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。

5 下水道

《市（建設環境部）》

- ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用ディーゼルエンジン発動機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器（機）材の補給を行わせる。
- 液状化により浮上したマンホールについて、高さ調整を行い、道路の通行確保を行う。
- 協定の締結先等に対して、応急対策の協力を要請する。

6 電気・ガス・通信等

《東京電力》

- 資材の調達・輸送を行う。

- 震災時における危険予防措置を行う。
- 応急工事を行う。
- 災害時における電力融通を行う。

＜東京ガス＞

- 被害情報の収集を行う。
- 事業所設備等の点検を行う。
- 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置を行う。
- ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を行う。
- 被害推定に基づく応急措置を行う。
- 供給系統の切替え等による速やかなガス供給再開を行う。
- 資器（機）材等の調達を行う。
- 避難所への救援物資としてL P ガスの供給に努める。

＜N T T 東日本・通信事業者＞

- 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行う。
- 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等を行う。
- 災害対策用機材、車両等の確保を行う。
- 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

7 エネルギーの確保

＜市（総務部）＞

- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。
- 協定の締結先である関係事業者等から各種燃料等の供給を受ける。

【復旧対策】

1 道路・橋梁	4 水道
2 鉄道施設	5 下水道
3 河川・内水排水施設	6 電気・ガス・通信等

1 道路・橋梁

＜市（建設環境部）＞

- 市道上の障害物除去及び必要な対策を措置する。
- 道路構造物、附属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を確立する。
- 工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。

＜都（建設局）＞

- 道路の被災箇所で、被害がある箇所を復旧する。
- 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

2 鉄道施設

＜小田急電鉄＞

- 耐震強化計画に基づく復旧を原則とするが、鉄道輸送の社会的使命の観点から応急復旧を優先に行い輸送力の確保に努める。

3 河川・内水排水施設

＜市（建設環境部）＞

- 排水樋管で被害が生じた場合は、排水ポンプ等資器（機）材を用いて対応するとともに、直ちに都（建設局）に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水のはん濫による被害の拡大を防止する。

＜都（建設局）＞

- 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 排水場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。

4 水道

＜都（水道局）＞

- 取水・導水施設の復旧対策を行う。

- 浄水施設の復旧対策を行う。
- 送・配水管路、給水装置の復旧対策を行う。

5 下水道

《市（建設環境部）》

- ポンプ場が機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先とし、各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。
- 管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想される。管きょ施設の点検を行い、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- 被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

6 電気・ガス・通信等

《東京電力》

- 電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。

《東京ガス》

- 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

《NTT東日本・通信事業者》

- 応急復旧工事、本復旧工事の順で実施する。

第5章 応急対応力の強化

基本的な考え方

- ・大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多く命を救うことに繋がる。このため、市災害対策本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、都、近隣市区町村、自衛隊をはじめとした関係防災機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。
- ・一方で、市単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。
- ・本章では、大規模な地震が発生した場合における、市災害対策本部をはじめとする初動体制の確立や、都や他自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動体制等について示す。

現在の対策の状況

- ・市は、大規模な震災時に迅速かつ効果的に災害対策を行うため、その中心となる市災害対策本部を設置する防災センターを平成25年11月から運用している。
- ・市は、毎年総合防災訓練を実施している。実施にあたっては、各防災機関と連携、協力しながら、また、様々な状況を想定しながら、より実戦に即した内容とし、市全体の防災力向上に努めている。
- ・市内部においても、市災害対策本部の設置運営訓練をはじめ、職員研修や大地震が発生した想定での消防訓練等を実施し、職員のスキルアップに努めている。
- ・市では、大地震が発生した際に迅速な復旧体制を確保するため、また、できる限り早期に通常業務を再開できるよう狛江市事業継続計画＜震災編＞（BCP）（平成24年5月）を策定した。また、災害対応の中で最も重要な初動応急期において職員が行うべき行動をまとめた狛江市初動対応マニュアル（平成24年5月）を作成した。
- ・同時被災しない遠方自治体として、平成24年12月に静岡県三島市と、平成25年2月に宮城県石巻市と、平成25年7月に山梨県上野原市及び小菅村と災害時における相互応援協定を締結した。一方で、密接な連携をとりながら活動する必要がある隣接自治体との行動体制を確保するため、平成25年2月に世田谷区と「災害時における相互応援に関する実施細目」を取り交わすなど、遠近の自治体と相互応援体制を確保して応急対応力の向上を図っている。
- ・平成24年8月に国土交通省関東地方整備局と災害時の情報交換に関する協定を締結し、市への情報連絡員の派遣等により情報交換を行う体制を整えている。
- ・その他の連携体制として、各種災害対応に係る資源を有する事業者等の協力が得られるよう体制づくりを進めている。

狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
負傷者（うち重傷者）	289（25）人	257（20）人
建物被害（全壊・焼失棟数）	506棟	751棟

	地震火災(全壊建物含まず)	594棟	274棟
自力脱出困難者(冬の朝5時の場合)		89(150)人	60(102)人

※地震の想定は、冬18時風速8m/s

課 題

- ・東日本大震災や他の事例でもわかるように、市庁舎が被災した場合、被害状況の把握や情報収集等の初動対応に大きな支障が生じることとなる。災害対応の中核となる施設が、震災が発生した場合においても十分にその機能を発揮できるようにしておく必要がある。
- ・初動態勢の早期確立のためには、平時から防災機関等と連携した各種防災訓練等により習熟を図っていく必要がある。
- ・災害時に十分かつ効果的に応援を受けられるよう関係機関、組織、団体等との受援体制を整えておく必要がある。
- ・市職員に対しても防災、災害対策に対する意識啓発や、各自の役割を熟知し、災害時に迅速かつ的確に行動できるようにしておく必要がある。
- ・粕江市事業継続計画<震災編>(BCP)や粕江市震災初動対応マニュアル等の随時見直し、更新を行い、災害時において常に有効に機能するようにしておく必要がある。
- ・現在は、他の自治体や事業者、組織、団体等からの応援者が行うべき業務内容や役割分担等が整理しきれていないため、災害時に混乱するおそれがある。
- ・大規模災害が発生した場合、同時被災により隣接自治体による災害時の応援が有効に機能しないことが予想される。
- ・福祉、医療、ボランティア、土木、物資等様々な分野において、市で対応しきれない部分、不足する部分がある。

主な対策の方向性

- ・初動体制の防災行政無線の基地局や市災害対策本部となる市本庁舎や防災センターの災害対策設備の機能強化等を図る。
- ・訓練の実施にあたっては、特定の業務に焦点を当てた訓練や、それらに関連する機関、組織、団体等を巻き込むなど、実効的なものとしていく。
- ・各種防災訓練等を警察、消防、自衛隊等関係機関と連携しながら充実させることで、円滑かつ迅速な初動体制の確立を図る。訓練にあたっては、様々な状況に応じて関連する機関、組織、団体等にも協力を仰ぎながら、多様なメニューを取り入れていく。
- ・警察、消防、自衛隊等の各防災機関や協定等を締結した自治体との間で、平時からの情報交換等、連絡体制の強化を図る。
- ・市内部の初動応急体制、事業継続体制、各所管における業務の内容及び手順をマニュアル等の作成により明確にする。
- ・各種訓練を通じて行政職員としての防災力、災害対応力の向上を目指すとともに、作成したマニュアルのブラッシュアップを行い、より実効的なものとしていく。
- ・他の自治体、事業者、ボランティア等からの応援を受けた際、その応援を迅速、効率的に配置し、応援の効果を十分に発揮できるよう、受援計画の策定等により、必要とする応援内容、人員配置、業務の割振り、指示内容等をあらかじめ明らかにしておく。

- ・遠方の自治体について、多方面から協定先を模索し、より確実な応援体制の確保につなげる。あわせて、協定等を締結した自治体とは、訓練への相互参加等により平時からの連携を図りながら、相互の応援が実効性のあるものとなるよう働きかけていく。
- ・各種事業者、組織、団体等との間で、福祉、医療、ボランティア、土木、物資等様々な分野に係る災害時の応援協定等を推進し、多様な機関等との連携協力体制の強化を図る。

【予防対策】

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 初動対応体制の整備 | 4 連携体制の強化 |
| 2 事業継続体制の確保 | 5 応急活動拠点の整備 |
| 3 消火・救助・救急活動体制の整備 | |

1 初動対応体制の整備

■ 活動庁舎（市庁舎・防災センター）

＜市（総務部）＞

- 情報通信機器や免震構造を備えた防災センターにおいて、大震災時の市災害対策本部の迅速な設置とその機能維持等を図る。
- 防災センターは、災害時に市災害対策本部を設置するため、防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を迅速かつ円滑に行えるよう、映像・通信機器等の災害対策用設備を充実させる等、災害対応力の強化を常に図っていく。
- 狛江市消防団本部を防災センター内に設置する。
- 災害時において、市庁舎での避難者や帰宅困難者等の一時的な収容を想定し、また、活動庁舎としての機能維持を確保するため、市役所庁舎の耐震化等、必要な整備を図る。

【市庁舎・防災センター設備概要】

（１）規模・設備

項目		市庁舎	防災センター
構 造		鉄骨・鉄筋コンクリート造	・鉄筋コンクリート造 ・基礎免震工法
		地下1階、地上5階、塔屋1階	地上6階
面積	敷地	10,373.16㎡	同左（同敷地）
	延床	10,761.61㎡	1613.93㎡

（２）平時の設備

項目		市庁舎	防災センター
電 気 設 備		・契約電力461KW ・デマンド契約のため随時変更あり）	・契約電力225KW （デマンド契約のため随時変更あり。容量の50%想定）
		・高圧変電設備6,600V ・電気室1か所	同左
給水衛生設備		＜現在＞ ・上水受水槽 50m ³ ・高架水槽 20m ³ ＜耐震工事完了後＞	・直結水道及び井戸水利用

	・上水受水槽 50m³ ・雨水槽 270m³ ・雑用水層 45m³	
--	--	--

(3) 非常時の設備

① 市庁舎

		非常時用の設備	備 考
電 気 設 備		・防災センターの非常用発電装置より供給	・70%の負荷対応で、3日間の電力供給が可能
給水衛生設備	飲用水トイレ等	・水道・井戸水利用 ・雨水利用	—

② 防災センター

		非常時用の設備	備 考
電 気 設 備		・1,000KVA×1台 ・発電のための軽油備蓄量 40,000ℓ	・100%の負荷対応で、3日間の電力供給可能
給水衛生設備	飲用水トイレ等	・井戸水利用 ・雨水利用・汚水槽80m³	・発電機によるポンプ稼働により給水

■ 防災訓練・人材育成等

＜市＞

ア 総合防災訓練

- 狛江市に大地震が発生したことを想定し、市及び関係防災機関が地域住民と一体となった実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。
- 参加者・参加機関は、市民、町会・自治会、自主防災組織、事業者、市、狛江消防署、調布警察署、自衛隊、狛江市消防団、狛江市地区消防隊、その他の関係防災機関とする。
- 訓練項目は、(ア)本部運営訓練、(イ)通信情報訓練、(ウ)避難・避難誘導訓練、(エ)応急対策訓練、(オ)救出救助訓練、(カ)その他とする。
- 具体的な訓練内容は、その都度定めるものとするが、市の災害対応力の向上を図るため、市及び関係防災機関は、内容を常に見直し、市民参加型の実践的かつ実効性のある訓練となるよう努める。
- 自助、共助の観点から多くの市民等が参加するよう、あらゆる広報媒体を活用し、積極的に参加を呼びかける。
- 市民等は、自助、共助の観点から積極的に訓練に参加する。

イ 市災害対策本部設置訓練・職員参集訓練等

- 市災害対策本部の機能向上を図るため、市災害対策本部運営に係る訓練等を実施する。訓練の実

施においては、本部員の判断力・決断力の向上を図る内容とする。

- 休日夜間発災時の早期初動態勢の確立を図るため、職員の参集訓練を実施する。
- 市災害対策本部設置等に関するマニュアル等を作成し、訓練等を通じてマニュアルの習熟を図る。

ウ 災害対応業務訓練

- 狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和39年規則第10号）に定める分掌事務について、各部マニュアル等を整備するとともに、所属職員に周知徹底する。また、適宜、各部の災害対応訓練を実施することで、各部マニュアル等を更新し、実効性の確保に努める。
- 災害対応業務は全庁をあげて取り組むべきものであることから、その割振りについては、特定の部署に偏らないよう配慮したうえでマニュアル等の作成を行う。
- マニュアル等の作成にあたっては、災害対応業務を行う職員に対して、適宜休憩や帰宅の機会を設け、勤務ローテーションを工夫するなど、過度の負担を強いないよう配慮する。

エ 市職員研修・人材の確保等

- 市職員一人ひとりが災害時に的確かつ迅速な判断・行動ができるように、地震及び災害対策に関する知識や技術等を習得するための各種研修等を実施する。
- 市職員は、各種研修等に積極的に参加するとともに、日頃から地震及び災害対策に関する知識や技術等の習熟に努める。
- 災害時の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者、民間人材、専門家等の活用等、災害時の人材確保の方策の整備に努める。

《狛江消防署》

- 震災消防活動の向上を図るため、震災消防訓練を実施するとともに、年1回、東京消防庁において全庁的な総合震災消防訓練を実施する。
- 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動処置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。
- 訓練にあっては、市及び狛江市消防団との連携により行う。

2 事業継続体制の確保

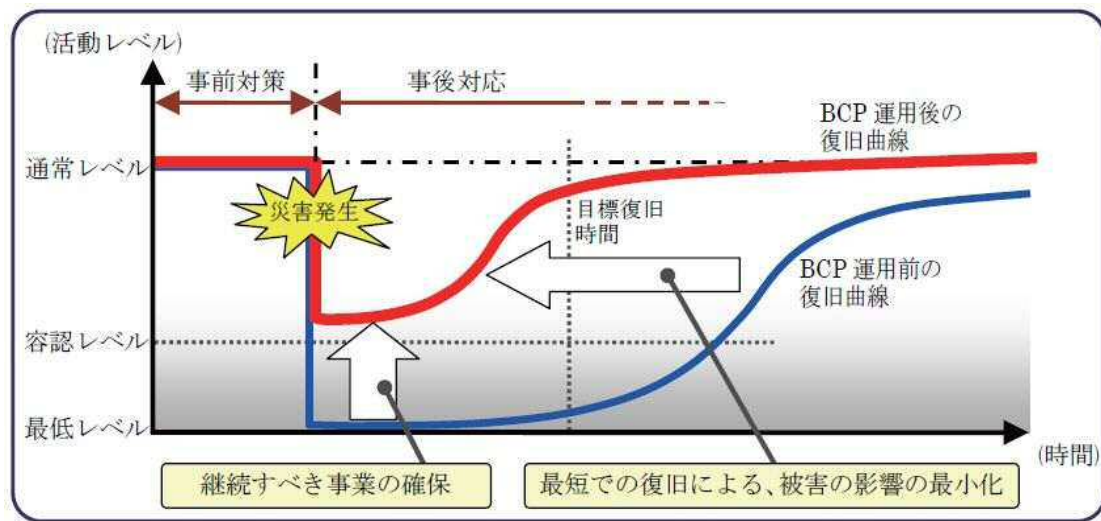
《市》

- 狛江市事業継続計画＜震災編＞（BCP）に基づく迅速な復旧態勢を構築する。
- 狛江市事業継続計画＜震災編＞（BCP）に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施するよう努める。

《都（総務局）》

- 市の事業継続計画の策定支援を行う。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】（東京都地域防災計画より）



3 消火・救助・救急活動体制の整備

＜市（総務部）＞

- 災害時に必要な資器（機）材や設備等の充実を図る。
- 活動しやすい環境や資器（機）材整備等により狛江市消防団の訓練の充実強化を図る。
- 庁舎消防訓練等を定期的実施する。

＜調布警察署＞

- 災害時に必要な装備資器（機）材の整備及び充実強化を図る。
- 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化を図る。

＜狛江消防署＞

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の様態に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。
- 震災時に同時に多発する救急事象に対応するため、非常用救急車の運用を含め、震災時の傷病者搬送体制を強化するとともに、関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立を図る。

＜自衛隊＞

- 災害派遣計画等の整備を図る。

＜指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等＞

- 所管に係る災害応急と対策の実施及び市が実施する応急対策業務へ協力するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

4 連携体制の強化

4-1 都との連携体制の強化

《市（総務部）》 《都（総務局）》

- 災害対策上必要な資料の交換や訓練の実施等、平時から連絡を密にし、連携体制の強化を図る。

4-2 防災機関との連携体制の強化

《市（総務部）》 《調布警察署》 《狛江消防署》 《他防災機関等》

- 災害対策上必要な資料又は調査結果の成果等の情報を相互に交換し、平時から協力体制の確立を図る。

4-3 民間団体との連携体制の強化

《市》

- 地域の設備・人的資源や民間事業者が持つノウハウを活かしながら円滑な災害対応に取り組むため、民間事業者や各種団体等と災害時の応援協定の締結を推進する。
- 民間団体等から災害時に積極的に協力が得られるよう平時から協力体制の確立に努める。

4-4 公共的団体等との連携体制の強化

《市（総務部）》

- 市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 自主防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、本計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - ・ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること
 - ・ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
 - ・ 震災時における広報広聴活動に協力すること。
 - ・ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - ・ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - ・ 被災状況の調査に協力すること。
 - ・ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
 - ・ その他の災害応急対策業務に協力すること。

4-5 他自治体との連携体制の強化

《市（総務部）》

- 災害時の国、都、地方自治体から、支援物資や人的支援等を受け入れるため受援体制等を整備する。
- 平時から隣接市区と共同防災訓練を実施する等、協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害時には行政区域を超えた対応が必要となるため、避難所の相互利用に関する取り決めや共同

の防災訓練の実施等、平時から隣接市区との連携・協力体制の確立を図る。

- 災害対応力の強化を図るため、同時被災や道路環境等を考慮しながら、近隣の自治体だけでなく、遠方の自治体も含め計画的に他自治体と災害時の相互応援協定の締結を推進する。
- 自治体間の応援が円滑に行われるよう、次のような事項について事前に調整し、受援計画等の整備を図るものとする。
 - ・ 応援職員の受入・調整担当
 - ・ 応援職員への依頼業務の選定
 - ・ 引継ぎ等を含めた応援職員の受入体制
 - ・ 業務に必要な備品の検討
 - ・ 応援職員の健康管理等

4－6 自衛隊（災害派遣部隊）の受入体制

《市（総務部）》 《各防災機関》

- いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊に派遣要請を行うのか、平時より計画しておくとともに、必要な資器（機）材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

4－7 円滑な連携体制の確立

《市》 《各防災機関》 《民間団体等》

- 災害時等の円滑な災害対応を確立させるため、各種協定の締結先への連絡、各防災機関等への応援要請に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

5 応急活動拠点の整備

5－1 オープンスペースの確保

《市（総務部）》

- 震災時に、避難場所やボランティア参集場所等、多様な用途に活用できるオープンスペースを確保するため、民間事業者等との協定締結を推進する。

5－2 ヘリサインの設置

《市（総務部）》

- 震災時に、応援航空部隊の道しるべや避難所を上空から特定するうえで重要な役割を果たすヘリサインについて、市内公共施設では3か所（和泉小学校、狛江第一中学校、狛江第二中学校）整備している。今後も必要に応じて、ヘリサインの整備を進めていく。

《都（総務局）》

- 都立建築物の屋上へ、ヘリサインを表示する取組を進める。

【応急対策】

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 初動態勢 | 3 応援協力・派遣要請 |
| 2 消火・救助・救急活動 | |

1 初動態勢

■ 市の活動体制

- 地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、都、他の市区町村及び指定地方行政機関等並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 上記の責務を遂行するため必要があるときは、市災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 市災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 市災害対策本部に関する組織を整備し、市災害対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 市災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。
- 災害救助法が適用されたときは、市長(本部長)は、都知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡・参集体制を確保する。

■ 市災害対策本部の組織・運営

市災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）、狛江市災害対策本部条例施行規則（以下「規則」という。）及び狛江市災害対策本部運営要綱（昭和39年）の定めるところによる。

ア 市災害対策本部の設置

- 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。
- 規則第6条に規定する部長（以下「部長」という。）は、市災害対策本部を設置する必要を認めたときは、総務部長に市災害対策本部の設置を要請することができる。
- 総務部長は、上記の要請があった場合、又はその他の状況により市災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、規則第4条に規定する本部員を招集して協議のうえ、市災害対策本部の設置を市長に要請しなければならない。

イ 市災害対策本部設置の通知等

- 市災害対策本部が設置されたときは、災対総務部長は、直ちにその旨を各部長及び都知事、他関

係防災機関に通知する。

- 災対企画財政部長は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表する。
- 各部長は、市災害対策本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。
- 市災害対策本部が設置された場合は、狛江市役所正門に「狛江市災害対策本部」の標示をする。

ウ 市災害対策本部の廃止

- 市長は本部長として、災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めたときは、市災害対策本部を廃止する。
- 市災害対策本部の廃止の通知は、市災害対策本部の設置に準じて行う。

エ 本部長等の職務

- 市長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。
- 副市長及び教育長は副本部長として、市長（本部長）を補佐し、市長（本部長）に事故あるときはその職務を代理する。
- 各部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理する。
- 本部員は、上司の命を受け、本部の事務に従事する。
- その他の本部の職員は、上司の命を受け、その部の事務に従事する。

オ 本部長室の設置・審議

- 市災害対策本部に本部長室及び部を置く。
- 本部長室は、次の事項について市災害対策本部の基本方針を審議策定する。
 - ・本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
 - ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ・避難の勧告又は指示に関すること。
 - ・災害救助法の適用に関すること。
 - ・激甚災害の指定に関すること。
 - ・東京都及び他市区町村の相互応援に関すること。
 - ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
 - ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - ・部長会議及び本部員会議の招集に関すること。
 - ・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
- 各部長は、その所管に関する業務について本部長室に付議すべき事項があるときは、原則として、災対総務部長を経由して付議しなければならない。

■ 市災害対策本部の非常配備態勢

ア 非常配備態勢の区分

種 別	発 令 の 時 期	態 勢
第1非常配備態勢	・災害の発生その他の状況により、市長が必	災害の発生を防ぎよす

種 別	発 令 の 時 期	態 勢
	要と認めたとき。	るための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とした態勢
第2 非常配備態勢	・局地災害が発生したとき。 ・市内に震度5弱の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表されたとき。 ・その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	第1 非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢
第3 非常配備態勢	・市区域の数地区に災害が発生すると予想される場合又は発生した場合 ・市内に震度5強の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 ・東海地震予知情報が発表又は警戒宣言が発表されたとき。 ・その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	数地区の災害に直ちに対処できる態勢
第4 非常配備態勢	・災害が拡大し、第3 非常配備体制では対処できない場合 ・市内に震度6弱以上の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 ・その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	市災害対策本部の全組織をもって対処する態勢

※上記非常配備態勢のほか、状況に応じ、情報連絡体制（安心安全課職員）をとるものとする。

イ 非常配備態勢の特例

- 市長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

■ 夜間・休日等における職員の初動態勢

夜間、休日等の勤務時間以外に発生する地震災害等の非常事態が発生した場合は、通信、交通の途絶等により、直ちに前記の非常配備体制をとることが困難と考えられるので、別命なく、次の態勢をとる。

【夜間・休日特別配備態勢】

種 別	時 期	態 勢
情報連絡態勢	狛江市において震度4、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	安心安全課職員
第1特別非常配備態勢	狛江市において震度5弱、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全部長職・全課長職・安心安全課職員
第2特別非常配備態勢	狛江市において震度5強、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全管理職・全係長職・全主任職・安心安全課職員
第3特別非常配備態勢	狛江市において震度6弱以上、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	全職員が自発的に手段をつくして、速やかに所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

■ 初動期における応急対策活動

発災からおおむね72時間までは、救出救助、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

■ 狛江市防災会議の招集

災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、狛江市防災会議を開催し、災害復旧に関し関係機関の連絡調整をする。

■ 狛江消防署の活動態勢

【活動態勢の区分等】

項 目	活 動 態 勢
震災配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員、又、震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員は、招集計画に基づき直ちに所定の場所に参集する。

【震災消防活動】

項 目		内 容
震災消防活動	活動の方針	1 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
	部隊の運用等	1 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数や災害規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
	消火活動	1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水を実施する。 3 道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、軽可搬消防ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
	救助・救急活動	1 消防活動に重機が必要となった場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 2 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器（機）材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 3 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMA T、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
	情報収集等	1 署隊本部は、警防本部及び方面隊本部との情報連絡のほか、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番の通報、高所見張情報、情報活動隊等による情報、参集職（団）員情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

■ 狛江市消防団の活動態勢

震災時における狛江市消防団の召集及び活動基本は、狛江消防署震災消防計画に準じて行うものとする。

【狛江市消防団本部】

- 震災時における団本部は、防災センターに設置する。
- 消防署長の所管の下に全消防団員を指揮統括する。
- 震災時において、署隊本部と連携を密にし、団の全機能をあげて効率的な部隊活動を行うとともに、市民の安全確保に努めるものとする。
- 署隊長の要請により、必要がある場合は、消防部隊を集結、転戦させ効果的な部隊活動を行うものとする。
- 署隊長の要請を受け、各分団本部に必要な下命を行い、効果的な部隊活動を行うものとする。
- 各分団本部からの情報を収集し、円滑、効果的な部隊運用が行われるよう署隊本部及び市災害対策本部に情報を連絡・報告するものとする。

【招集及び参集】

- 東京地方に震度5強以上の大規模な地震が発生したときは、別途計画に定める狛江市消防団警戒宣言に伴う活動及び震災・水防活動基準（平成19年4月）に準じて参集する。
- 団本部派遣員として参集した団員のうち、副団長1名、他1名を狛江消防署署隊本部に派遣し、団本部及び署隊本部と連携を密にし、情報収集を行うものとする。

【震災時の消防活動】

- 出動態勢

震災初期	各分団が自己分団受持ち地区を優先するものとする。
震災初期以降	自己分団受持ち区域外の出動にあつては、団本部の命を受け出動するものとする。

- 分団の運用

各分団本部は、団本部の命を受け、次のとおり自己分団の指揮にあたるものとする。

- ・参集団員等の被害状況報告をもとに、分団区域内の災害の程度を判断し、努めて消防力の劣勢かつ危険度の高い所を重点として、消火班、監視警戒班及び救出・救護班の運用を行う。
- ・団本部に対し、消火班、救出・救護班、監視警戒班の出動状況及び分団区域内の災害状況について報告する。この場合、災害の拡大・分団運営に直接関係するものを優先する。
- ・団本部が必要であると判断した場合は、救出・救護班及び警戒班の集結を命ずるほか、他分団への応援出動を命ずる。
- ・分団本部は、区域内の情報を常時、団本部に報告する。

- 消火班の活動

ア 消防活動

- ・消火班は、分団区域内に火災が発生した場合は、直ちに出動し防ぎよにあたる。ただし、同時に火災が数箇所から発生した場合は、重要地域、あるいは延焼危険のある地域を優先する。なお、

放水口数は原則としてポンプ車3口とし、軽可搬消防ポンプは2口とする。

- ・消火班が防ぎよ中他の火災に転戦する場合、又は延焼防止後に転戦した場合、火災防ぎよ活動は狛江市地区消防隊及び付近住民の協力を求める。
- ・消火班に協力する狛江市地区消防隊及び付近住民は、有効適切な防ぎよを行い、消火班の火災防ぎよを受け継ぎ鎮圧できるよう努める。なお、残火は再燃防止の徹底を期する。

イ 避難場所、避難路の確保

- ・延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した避難場所・避難路確保の消火活動を行う。

○ 監視警戒班の活動

ア 災害現場において、消防隊員から協力を要請された場合は、積極的にその指揮下に入り、積極的に災害活動を行うものとする。ただし、分団本部又は団本部へ報告し、確認をとること。

イ 警戒要領

警戒は、分団長が地域を指定し、それぞれ分担して行うが、この場合、災害発生危険が多いと予想される場所を重点的に実施し、警戒にあたっては、拡声器又はメガホン、破壊器具、ロープ、懐中電灯、トランジスターラジオ等を携行するとともに、警戒要領はおおむね次による。

- ・危険物、可燃性ガス、毒物等が流出している場合は、当該事業所の管理者、責任者に流出防止の措置を要請するとともに、警戒区域に設定し火気使用制限又は車両等の進入を禁止する。
- ・火災により飛火が生ずると判断したときは、風下方面の住民に対し、飛火の警戒、飛火した場合は、付近住民の協力を求めて消火活動に従事する。
- ・避難上又は消火活動上障害となる道路上の持出物品等を認めた場合は、所有者に整理を命じ、活動上支障のないように措置する。災害状況並びに各種情報を正しく把握し、分団長に報告する。この場合、部隊運用上及び災害の拡大に直接関係するものを優先する。
- ・団本部、分団、消防隊、警察官等からの正しい情報により行動する。
- ・避難命令が発せられた場合は、火災の発生、延焼状況等を勘案し、団本部等の指示、命令を確認して住民に正しい情報を伝達し、安全な避難誘導に努める。
- ・監視警戒班員は、災害状況、措置状況、市民の動揺状況、不確定の情報等について分団長に報告する。

○ 充水措置

団本部は、狛江消防署の署隊長から要請を受けたとき又は消火活動中、水量の不足を生じたときは、防火水槽等へ充水するものとする。

○ 救出・救護班の活動

救出救助については、消防活動計画に基づく活動をおこなってもなお消防力に余力がある場合に限り、必要に応じ適宜救助に転用する。

ア 各種情報収集

- ・小田急線電車の衝突、脱線転覆による負傷者の状況
- ・病院、劇場、マーケット等多数を収容する建物の倒壊による要救助者の状況
- ・一般家屋及び工作物の倒壊による要救助者の状況
- ・自動車の衝突による負傷者の状況
- ・落下物による負傷者の状況
- ・亀裂、断層、崖崩等による負傷者の状況

イ 発災初期における救出・救護活動

- ・ 散発的で、かつ小規模の救助行動は、消防団員が主力となり、付近住民を指揮し実施する。
- ・ 小規模の救出・救護活動に応じられるよう簡単な救助器具（破壊器具、ロープ、懐中電灯、手ぬぐい等）を携行するとともに、普段から応急手当、応急担架の作成要領、ロープ使用方法等の訓練をしておく。
- ・ 現場にある資器（機）材を有効に活用し、付近の者の協力を得る等により救出活動を行う。
- ・ 救出に困難が予想される場合、又は負傷程度が大きい場合、あるいは生命に危険を伴うような災害に遭遇したときは、直ちに消防署の救助隊、救急隊又は医師の要請を行う等の措置をとること。

■ 狛江市地区消防隊の活動態勢

各地区隊は地域内に発生した火災に対し、市災害対策本部の要請に基づき、消防署隊、消防団分団消火班と協力し消火にあたるものとする。

なお、市災害対策本部の要請がない場合において、地域に火災の危険性が迫っているときは、自らの判断により活動するものとする。

2 消火・救助・救急活動

＜市（総務部・建設環境部）＞

- 地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、都、他の市区町村及び指定地方行政機関等並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。（再掲）
- 災害救助法が適用されたときは、市長（本部長）は、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。（再掲）
- 関係機関が実施する消火・救助・救急活動等の支援・補助にあたる。
- 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡・参集体制を確保する。（再掲）

＜狛江市消防団＞

- 消防力に余力がある場合は、消防署、警察署と協力し、救助・救急活動にあたる。

＜調布警察署＞

- 警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 警備要員は、東京都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- 東京都（島しょ部を除く。）に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。
- 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長（警視総監）が運用する。

- 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - ・被害実態の把握及び各種情報の収集
 - ・交通規制
 - ・被災者の救出救助及び避難誘導
 - ・行方不明者の搜索及び調査
 - ・遺体の調査及び検視
 - ・公共の安全と秩序の維持

＜＜狛江消防署＞＞

- 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。
- 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。
- 警視庁、自衛隊、東京DMA T、狛江市消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。
- 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。

＜＜都＞＞

- 救出救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室を開催し、調整を図る。

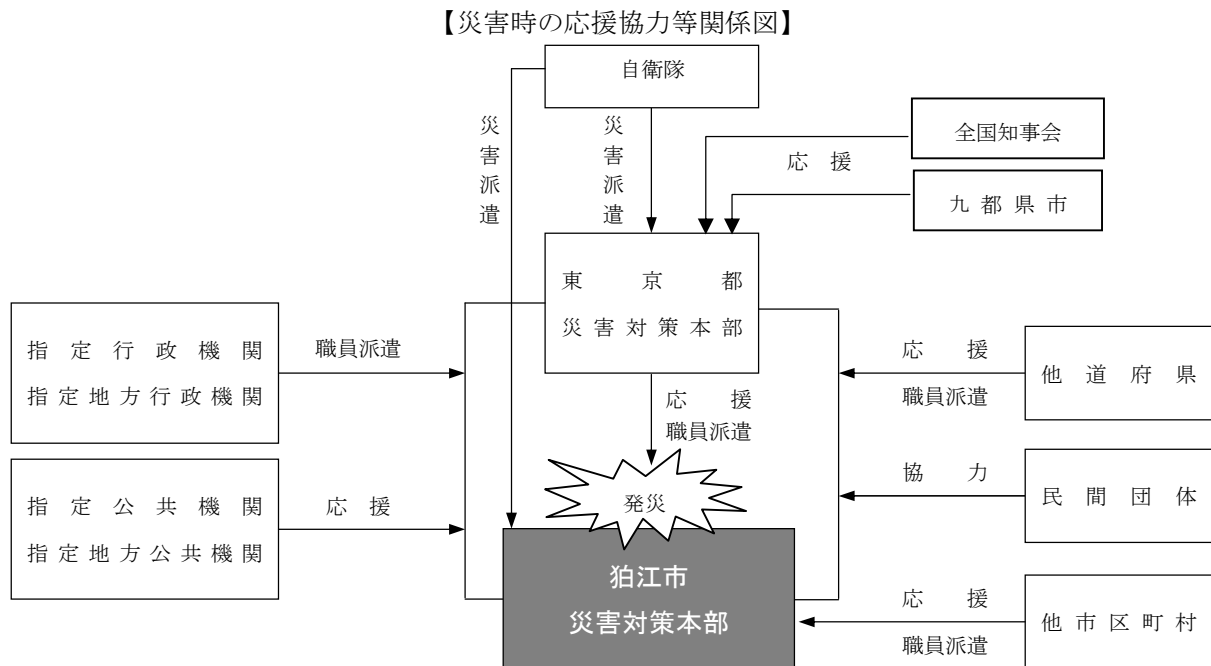
＜＜自衛隊＞＞

- 都知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は、被害状況の把握、避難の援助、避難者等の搜索援助、人員及び物資の緊急搬送、応急医療、救護及び防疫などである。

＜＜指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等＞＞

- 地震による災害が発生した場合、所管に係る災害応急と対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

3 応援協力・派遣要請



■ 都との応援協力

＜市＞

- 市長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期することとする。
この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- 市長が都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ・災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由)
 - ・応援を希望する機関名
 - ・応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・応援を必要とする場所、期間
 - ・応援を必要とする活動内容
 - ・その他必要な事項

＜都＞

- 都知事は、災害を受けた市が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の市区町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。

■ 防災機関等の応援協力

＜市＞ ＜防災機関等＞

- 市と各防災機関等は、市内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、相互に協力して災害応急対策の実施にあたるものとする。
- 指定公共機関等の経費負担については、各計画に定めるもののほか、そのつど、あるいは事前に

協議して定めておくものとする。

- 市内各防災機関は、災害応急対策を実施するにあたり、相互に協力してこれを行わなければならない。

■ 民間団体等との応援協力

《市》

- 協定を締結している民間団体等に対して、災害応急の協力について要請する。

■ 他自治体との相互応援

《市（総務部）》

- 協定等を締結している他自治体をはじめ他自治体の市区町村長に対して、災害応急の応援について協力を要請する。
- 応援を受けるにあたっては、応援職員が円滑に災害応急に取り組むことができるよう、受援計画等に基づき受入態勢を整える。

■ 応急措置等の要請要領

《市（総務部）》

- 市が都、他市区町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続によるものとする。
- 他市区町村、指定地方行政機関等、都以外の関係防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局（総合防災部）を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。
- 他の市区町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。

■ 自衛隊の災害派遣要請

《市（総務部）》

- 市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、応急対策を実施するため必要があると認めた場合は、都知事に対し自衛隊の派遣隊の派遣要請を要求する。

ア 災害派遣の範囲

- 都知事からの要請による災害派遣
 - ・ 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ・ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣を要請した結果、派遣される場合
- 都知事から要請するいとまがない場合における災害派遣

- ・災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に対し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- ・庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 市からの災害派遣要請の手続等

- 市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総務局総合防災部防災対策課）に自衛隊の派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ・災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ・派遣を希望する区域及び期間
 - ・派遣を希望する活動内容
 - ・その他参考となるべき事項
- 市長は、通信の途絶等により都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知するものとする。

ウ 災害派遣部隊の受入体制

- 市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。
- 派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び市災害対策本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。
- 派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。派遣部隊の宿泊予定地は、市内小・中学校とする。
- ヘリコプター発着予定地は、多摩川緑地公園、防衛省共済組合狛江スポーツセンター及び都立狛江高校グラウンドとする。
- 災害時には、速やかに派遣部隊の宿泊予定地やヘリコプターの発着予定地その施設等の被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

エ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

- 市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、災害の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

オ 経費の負担

○ 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として市が負担するものとし、他市区にわたって活動した場合の負担割合は、当該市区が協議して定める。

- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器（機）材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- ・天幕等の管理換に伴う修理費
- ・その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議するものとする。

カ 災害派遣部隊の活動内容

○ 派遣部隊の活動内容は、おおむね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	・その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の

区 分	活 動 内 容
	措置をとる。 ・災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項の規定に基づき、市長、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第6章 情報通信の確保

基本的な考え方

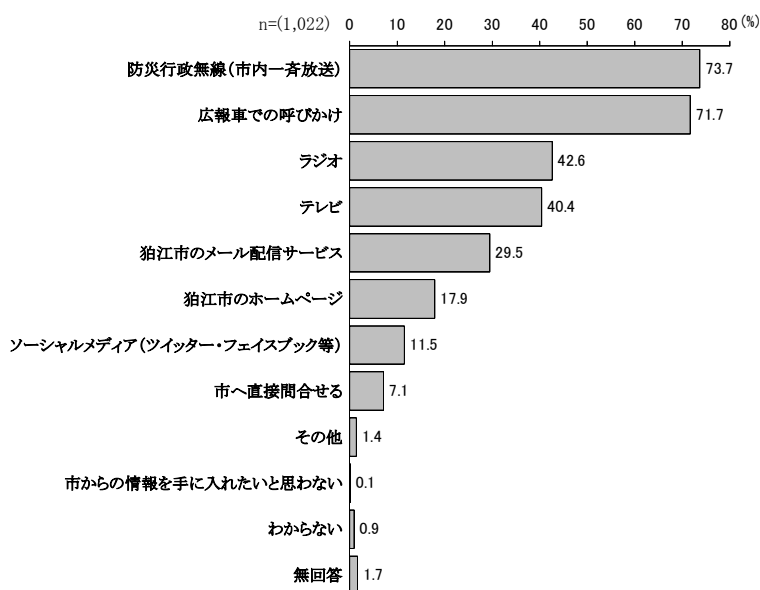
- ・被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信手段を確保していく必要がある。
- ・行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も発災時の混乱を避けるために必要である。
- ・本章では、発災後の情報通信の確保に向け、関係機関間の相互通信や、市民をはじめ発災時に市内に所在している者への情報提供、住民相互の情報伝達に関する対策を示す。

現在の対策の状況

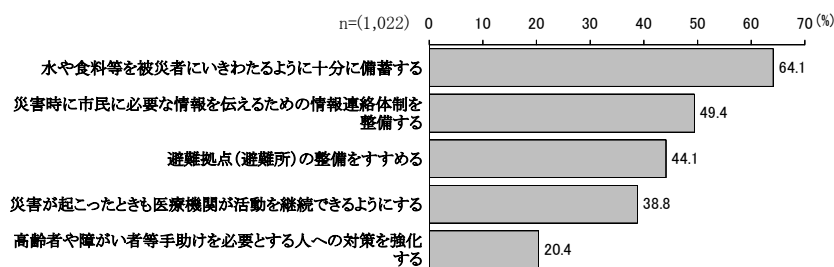
- ・市と関係機関の間の情報通信体制については、都防災行政無線網が都、他の都内市区町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備されているほか、都災害情報システム（D I S）が防災機関、市区町村等に整備されているなど、一定の通信網が確保されているといえる。
- ・本庁舎に計測震度計を設置し、地震発生後、即座に都を経由して気象庁へ伝達できるシステムを備えている。
- ・一方、市民に向けた情報発信については、避難勧告や緊急情報を一度に広く伝達する手段である防災行政無線を市内27か所に設置するとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）とも連動させて運用している。
- ・こまめ安心安全情報メールや緊急災害情報メールを利用した携帯端末への情報発信を行っている。
- ・免震構造を備えた防災センターの建設や本庁舎の耐震化により、基幹システム等への被害が起きないよう対策をとっている。

市民意識調査の結果（主要項目）

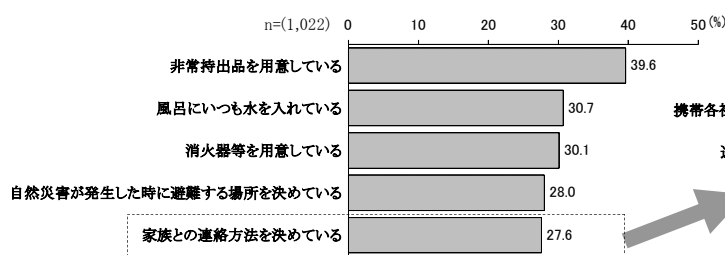
【市からの災害情報を入手したい手段】



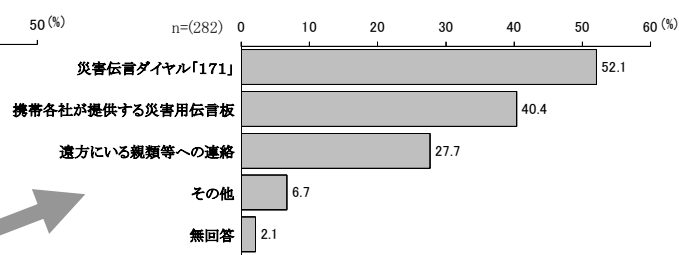
【市に力を入れて取り組んでほしい防災対策（上位5項目 抜粋）】



【家庭における防災対策（上位5項目抜粋）】



【家族との連絡方法】



狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
電力施設（停電率）	5.1%	5.6%
通信施設（固定電話不通率）	1.8%	3.7%
携帯電話不通分布	ランクE（停電率・不通回線率のいずれもが20%未満）	

※地震の想定は、冬18時風速8m/s

課 題

- ・東日本大震災クラスの地震が発生したときは、固定電話の不通や停電などの被害、また、携帯電話の不通等が想定される。電話やファクシミリなどの情報連絡手段の機能が大きく低下すると、市内部や都をはじめとする関係機関との情報連絡や情報収集に影響を受ける。その結果、市内の被害状況や各局における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容を迅速、的確に把握しきれず、その後の応急・復旧に支障が生じるおそれがある。
- ・同時に、市民等に対して、正確な情報をいち早く伝えることが困難となるため、住民に向けた情報発信手段の多様化に取り組む必要がある。
- ・東日本大震災等の混乱時には情報が錯そうすることによる誤報やデマ等が見受けられる。情報は一度発信するとその修正、訂正は非常に困難であるため、情報発信の際には細心の注意を払う必要がある。
- ・携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関

する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

主な対策の方向性

- ・市内部や市と都、関係機関との間で確実に通信できるよう、既存の都防災行政無線や都災害情報システム（D I S）を補完するため、防災行政無線、M C A無線、災害時優先電話等、多様な手段を用いて強化を図る。
- ・防災行政無線、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、狛江市緊急災害情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、市ツイッター、広報車による巡回等、多様な手段を用いて市民等への情報提供を行う。
- ・収集した情報の内容が、正確かつ適正であることをあらかじめ確認する体制を確保しておく。
- ・市民の安否確認手段の周知及び安否確認サービスの利用経験を促進する。

【予防対策】

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 | 3 市民相互の情報連絡等の環境整備 |
| 2 市民等への情報提供体制の整備 | |

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

■ 体制の整備

＜市（総務部）＞

- 防災行政無線又はその他の手段により、市内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、多様な通信手段の確保に努める。
- 被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておく。
- 市災害対策本部が設置されるまでの間、適切な情報通信連絡体制を確立できるよう、平時から訓練等を行う。

■ 情報通信機器の適正な管理・運用

＜市（総務部）＞

- 災害時において、都や関係防災機関、近隣自治体等との連絡・情報網を確保するため、災害時に次の機器がすべて正常に作動し、その機能が十分に発揮できるよう、平時から機器の維持管理を行うとともに、定期的な試験、研修等を実施し、通信運用の習熟を図る。

・東京都防災行政無線

都が整備する施設であり、地震災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、都防災センター、市区町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間をつなぐ総合的な防災行政無線網のこと。無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を配備している。都災害情報システム（D I S）、都地震計ネットワーク、画像伝送システム、ファクシミリ、無線専用電話機等で構成されている。

・全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

・緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおりファクシミリによる情報伝達も並行して

行う。

・ 狛江市防災行政無線

震災時において有線が途絶した場合に備え、市が地域内に整備する防災行政無線

・ 狛江市計測震度計システム

市における震度を計測するため、市役所敷地内に設置されたシステム。震度計が揺れをキャッチして、発生時刻、震度、震度階級、最大加速度等を瞬時に判断し、防災行政無線の子局を通じて一斉放送（震度4以上）するほか、都災害情報システム（DIS）への送信、同システムを経由して気象庁へ情報を送る。

・ 狛江市消防団指令システム

・ 衛星電話、災害時優先電話等の通信端末

- 停電時にも使用できるよう自家発電機の燃料の確保に努める。

■ 情報通信機器、機能の拡充

＜市（総務部）＞

- 現在、市防災行政無線は、防災センターにデジタル方式の親局及び子局1基を設置し、デジタル方式とアナログ方式とを併用して運用している。国の方針では、今後アナログ方式からデジタル方式への移行が予定されているため、これに合わせて、費用対効果を考慮しながら市内子局のデジタル化を進めていく。
- 狛江市災害対策本部員をはじめ、市内巡回・避難所対応等災害対策業務を行ううえで必要とする職員、各公共施設、市と応援協定を締結している機関・事業者、帰宅困難者のための一時滞在施設等、災害時において緊急かつ緊密な連絡が必要な者や施設との連絡について、通信手段の確保に努める。
- 市における震度や被害状況の収集を迅速かつ正確に把握、整理・集計、伝達して被害を最小限に抑えるため、災害情報システム等を活用した電子データ管理等により、正確性の向上、情報処理の短縮化に向けた検討を行う。
- 被害状況や人命危険等を早期に把握するために画像設備等の整備を検討する。
- 避難所等と狛江市災害対策本部との連絡体制の強化を図るため、同報系の防災行政無線による相互通信機能の拡充を検討していく。

■ マニュアル等の整備

＜市（総務部）＞

- 防災機関相互の情報通信連絡に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと適宜訓練等を実施する。

＜都（総務局）＞

- 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築する。（都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網を整備する。）

2 市民等への情報提供体制の整備

＜市（総務部・企画財政部・福祉保健部）＞

- 自動応答電話システムの運用や高性能スピーカーの導入等、防災行政無線設備等を整備し、地域住民への情報伝達体制の強化を図る。
- 先進事例や東日本大震災での課題等を検証しながら、様々な情報伝達手段を検討する。
- 市民等への迅速かつ確実な情報発信を行うため、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、狛江市緊急災害情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、市ツイッター等、市が導入、実施している防災等に関する情報発信手段やその入手方法等について周知広報し、市民の利用促進に努める。
- 市民等への情報発信の際は、迅速であることを求めつつ、情報が正確かつ適正なものかを判断したうえで、情報提供を行う必要がある。そのため、確かな情報を迅速かつ正確に把握するため、あらかじめ情報収集ルートの確立を図る。
- 意思疎通に支援を要する者、外出者、外国人、市への来訪者、通過者等にも配慮した伝達方法を検討する。
- 災害時における被災状況や市からの連絡事項等が広く市民に周知できるよう、近隣の放送機関等との協定締結や他の自治体の協力体制の整備等について検討する。
- 気象庁が運用する緊急地震速報について、その機能や効果等について、市民への周知を図る。
- 市民等への情報提供、市民からの問い合わせ等に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと適宜訓練等を実施する。

＜市（総務部）＞ ＜狛江消防署＞ ＜調布警察署＞

- 平時から市民自ら耐震の状況、備蓄品、避難するタイミング、避難する場所及び避難経路、避難情報の取得方法等を確認するよう啓発を行う。

＜都（総務局）＞

- 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。

＜都（生活文化局）＞

- 在住外国人等へ情報を提供する。
- 防災ツイッターをはじめとする防災関連情報を、都庁広報ツイッターにより幅広く発信する。

3 市民相互の情報連絡等の環境整備

＜市（総務部）＞

- 市民が相互に安否確認を取れる手段の周知を行うとともに、その方法の熟知の促進や市民が個々に平時から訓練等を行うよう啓発を行う。
- 市民が日頃から安否確認など発災時の行動について家族等と相談するよう啓発を行う。

＜NTT東日本・通信事業者＞

- 広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- 早期復旧に向けた取組内容について周知する。

《小田急電鉄》

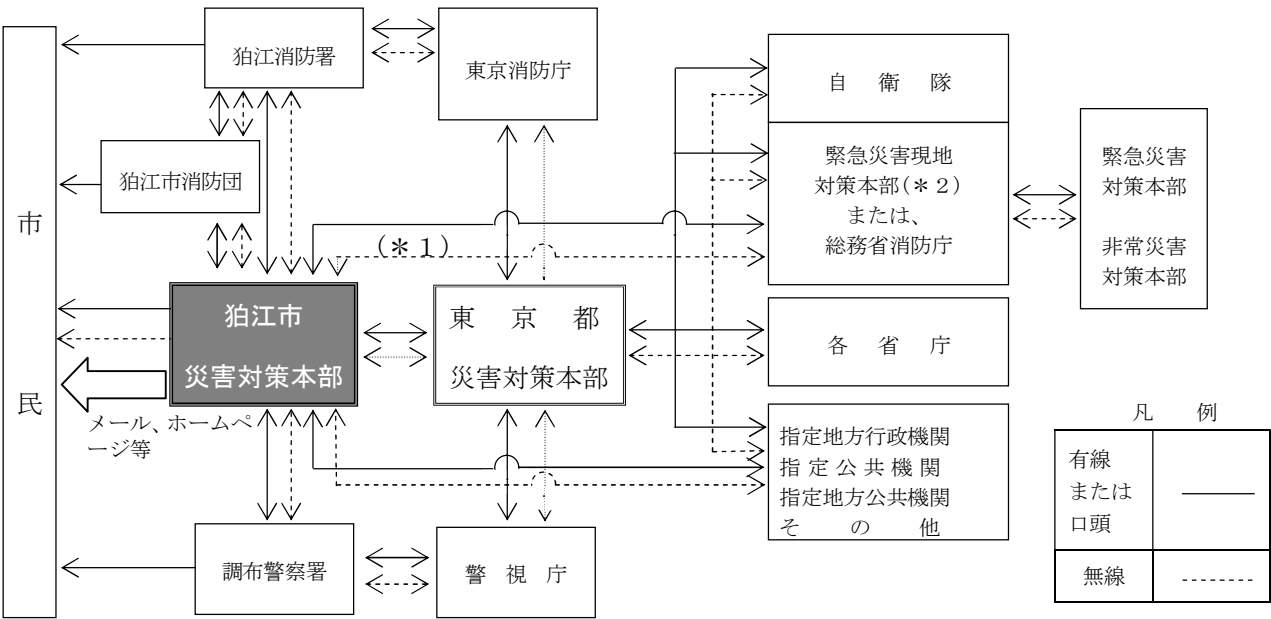
- 駅での情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

【応急対策】

- 1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）
- 2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）
- 3 広報及び広聴体制
- 4 市民相互の情報連絡等

1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

【防災機関等の連絡系統図】



- * 1 災害の状況により都災害対策本部に報告できない場合
* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

■基本事項

＜市（総務部）＞

- 都災害対策本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- 災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けたとき、又は自ら確認したときは、直ちに関係防災機関等に連絡する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般市民等に周知する。

■通信施設・設備の整備・運用

＜市（総務部）＞

- 震災時に以下の施設・設備を活用し、情報連絡体制の確保に努める。
 - ・東京都防災行政無線

- ・全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
- ・緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）
- ・狛江市防災行政無線
- ・狛江市計測震度計システム
- ・狛江市消防団指令システム
- ・衛星電話、消防署直通電話、災害時優先電話等の通信端末

■ 通信連絡体制の確立

《市（総務部）》 《防災機関》

- 市及び各防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。
- 災害時における各機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達等通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡系統を整える。
- 災害の状況により、市災害対策本部と直接連絡する必要があるときは、各機関は市災害対策本部に連絡員を派遣する。
- 市災害対策本部及び狛江市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市本部長室において処理する。市本部長室においては、防災行政無線、電話、その他の通信設備のほか、画像設備等を配置する。

《調布警察署》

- 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。

《狛江消防署》

- 地震に起因する水防に関する情報を入手したときは、市及び関係機関に通報するとともに市民に周知する。

《都（総務局）》

- 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、市及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、市区町村、防災機関等に通報する。

2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

■基本事項

＜市（総務部）＞

- 市をはじめ、各防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、応急対策活動と併せて、必要に応じて相互に連絡をとる。特に市は都と密接な連絡をとる必要があることから、各機関は市災害対策本部への報告・連絡を密に行う。

■ 被害状況等の報告

＜市（総務部）＞

- 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合、及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

【報告すべき事項】

- ・ 災害の原因
 - ・ 災害が発生した日時
 - ・ 災害が発生した場所又は地域
 - ・ 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定する。）
 - ・ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置（日時、場所、活動人員、使用資器（機）材等を明らかにして報告）
 - ・ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
 - ・ その他の必要な事項
- 原則として、都災害情報システム（D I S）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。）。
- 報告の種類・期限等は表のとおりである。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力制限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定法	災害確定報告	応急対策を修了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

- 災害救助法に基づく報告については、第2部第11章応急対策「12災害救助法等の適用」に定めるところによる。

《調布警察署》

- 全署員があらゆる活動を通じ、被害情報の収集を行い、関係防災機関との情報交換を図る。

【主な情報収集事項】

- ・家屋の倒壊状況
- ・死者・負傷者等の状況
- ・主要道路・橋及び交通機関の状況
- ・住民の避難状況
- ・火災の拡大状況
- ・電気、水道、ガス及び通信施設の状況等
- ・その他

《狛江消防署》

- 管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
 - ・高所見張員による管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
 - ・地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
 - ・消防車両、情報活動隊、広報車隊等による被害状況の把握
 - ・被害状況及び各種消防活動状況の把握
 - ・消防団員の参集者が収集した被害状況の把握

《防災機関》

- 各防災機関は、市内の所管施設に関する被害、実施済みの措置、今後実施しようとする措置その他必要事項について、市に報告する。

《NTT東日本》

- 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - ・応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
 - ・通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
 - ・非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。
- 災害救助法が適用された場合等には避難所などに、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
- 通信の被害、そ通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ等を通じて広報する。

＜都（総務局）＞

- 市の被害状況等を調査する。
- 現地の状況調査及び被害状況等を取りまとめる。

■ 災害に関する情報の発表・伝達

＜市（総務部）＞

- 災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるため、関係防災機関や住民等に災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する。
- 次のような現象、情報等について、都、関係機関、発見者等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに以下のとおり取り扱う。
 - ・ 災害が発生するおそれのある異常な現象
⇒ 都及び気象庁へ通報
 - ・ 災害原因に関する重要な情報
⇒ 市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般市民等に周知

＜調布警察署＞

- 地象等に関する警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、警察署管内の交番等を通じて市民に周知する。
- 異常現象を認知したとき又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。

＜狛江消防署＞

- 地象等に関する警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに市に通報するとともに管内の市民に周知する。

＜NTT東日本＞

- 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて気象庁からNTT虎ノ門センターに伝達された各種警報を市及び関係機関に通報する。
- 警報はすべての通信に優先して取り扱う。警報（津波警報を除く。）は30分以内に通報する。

＜その他の防災機関＞

- 市、気象庁、その他関係機関から重要な情報、注意報及び警報について通報を受けたときは、直ちに所属機関に通報する。

3 広報及び広聴体制

■ 基本事項

＜市（企画財政部）＞

- 市は、地域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。

- 震災発生直後に行う広報の主な内容は以下のとおりである。
 - ・地震の規模、気象の状況
 - ・電気、ガス、石油ストーブによる火災予防の注意
 - ・避難方法
- 被災者に関する広報の主な内容は以下のとおりである。
 - ・被害情報
 - ・食料・物資等の配給状況
 - ・医療機関の診療状況
 - ・ライフラインの復旧状況
 - ・通信・交通機関等の復旧状況
- 市は、被災者のための相談所を設け、要望事項等を聴取し、その解決を図る。(第2部第11章 住民の生活の早期再建＜復旧対策＞3 被災者の生活相談等の支援 参照)

＜調布警察署＞

- 広報内容は、次のとおりである。
 - ・報道機関への放送要請
 - a 交通規制の実施状況及び交通規制に対する協力の呼びかけ
 - b 車両利用の抑制
 - c 車両の運転者及び使用者のとりべき措置
 - ・運転者に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施状況及び次の事項について、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により広報を行うものとする。

 - a 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと
 - b 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路若しくは緊急交通以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
 - c 中央自動車道を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - ・慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せて、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。
 - ・カーラジオ等で地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ・危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
 - ・カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
 - d やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ・交差点を避け、道路の左側に寄せて停車する。
 - ・エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - ・窓を閉め、ドアはロックしない。
 - ・貴重品を車内に残さない。
- 緊急通行車両の確認事務

交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行車両の確認事務を行う。

なお、交通検問所は次のとおりとする。

- ・中央自動車道 調布IC（上り）入路
- ・甲州街道 下布田交差点

＜＜狛江消防署＞＞

- 広報内容は次のとおりである。
 - ・出火防止、初期消火の呼びかけ
 - ・救出・救護及び災害時要援護者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ
 - ・火災及び水災に関する情報
 - ・避難勧告又は指示に関する情報
 - ・救急告示医療機関等の診療情報
 - ・その他市民が必要としている情報
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ・消防車両の拡声装置等
 - ・狛江消防署、狛江市消防団及び町会・自治会の掲示板等への掲示
 - ・テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
 - ・ホームページ
 - ・消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
- 広聴活動として、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたりとともに、市民からの電子メールによる問合せに対応する。

＜＜狛江郵便局＞＞

- 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。
- 災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。
 - ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ・被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ・被災地宛救助用郵便物の料金免除
 - ・被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除
 - ・郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- 広報手段は、市内の各郵便局窓口又は局前等に掲出とする。

＜＜NTT東日本＞＞

- 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
- インターネット等により直接当該被災地に周知する。
- 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。

《東京電力》

- 広報内容は、次のとおりである。
 - ・電気による二次災害等を防止するための方法
 - ・避難時の電気安全に関する心構えについての情報
 - ・電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ・テレビ、ラジオ(ラジオ・ライフラインネットワーク)、新聞等の報道機関及びインターネットを通じた広報
 - ・防災行政無線の活用
 - ・広報車等による直接当該地域への周知

《東京ガス》

- 広報内容は、次のとおりである。
 - ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項
 - ・ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し
- 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット、防災行政無線等を活用する。
- NHK及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった市民が自身で復帰できる手順を案内する。

《都（総務局）》

- 都各局の相談窓口をとりまとめ都民等へ周知する。

■ 報道機関への発表

《市（企画財政部）》

- 市災害対策本部が設置された場合、災害対策各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。

《狛江消防署》

- 警戒防ぎょ活動等を報道機関に発表する場合は、あらかじめその時期と内容を市に通知するものとする。

■ 放送要請

《市（企画財政部）》

- 市及び関係防災機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づく伝達又は警告のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請することができる。
- 放送要請は、東京都と各放送機関との間で放送手続について定めた災害時における放送要請に関

する協定に基づき、都知事に対して行う。ただし、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、事後速やかに都に報告する。

4 市民相互の情報連絡等

《市民》

- 災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

《市（総務部）》 《NTT東日本・通信事業者》

- 市と通信事業者は、相互に連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。

《報道機関》

- 報道機関は、行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

《都（総務局）》

- 個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。

第7章 医療救護等対策

基本的な考え方

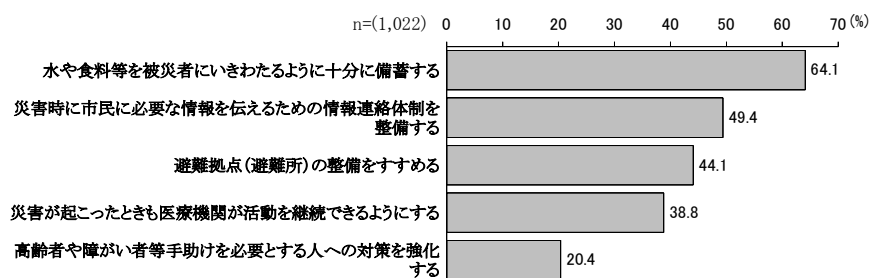
- ・震災時には、家屋やブロック塀等の倒壊、火災等により多くの負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、遺族等に十分配慮するとともに、慎重かつ適切に取り扱わなければならない。
- ・本章では、発災時における初動医療体制の確立や医師、医薬品、医療資器（機）材の確保、遺体の火葬について示す。

現在の対策の状況

- ・調布市及び東京慈恵会医科大学附属第三病院と、平成25年6月に災害時における緊急医療救護所に関する協定を締結し、狛江市医師会等の協力を得て、緊急医療救護所の設置・運営訓練を実施している。
- ・災害時における医師の派遣、医薬品や医療資器（機）材の確保を図るため、狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会、医薬品等の卸販売事業者等と協議を重ねている。
- ・医療初動体制を補完するものとして、市では担架、救急箱、トリアージタグ等の医療資材を備蓄している。
- ・市は、災害時に迅速かつ円滑な医療体制を構築できるよう、総合防災訓練でのトリアージ訓練等を実施している。
- ・市は、遺体収容の体制を整備するため、平成25年8月に東京多摩葬祭業協同組合と災害時における協力に関する協定を締結している。

市民意識調査の結果（主要項目）

【市に力を入れて取り組んでほしい防災対策（上位5項目 抜粋）】



狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
死者	14 人	17 人
負傷者（うち重傷者）	289 (25) 人	257 (20) 人
電力施設（停電率）	5.1%	5.6%

通信施設（固定電話不通率）	1.8%	3.7%
上水道施設（断水率）	25.8%	19.6%
下水道施設（管きょ被害率）	17.5%	17.5%

※地震の想定は、冬 18 時風速 8 m/s

課 題

- ・東京都地域防災計画において、災害医療コーディネーターの指定や医薬品卸販売業者との協定締結、緊急医療救護所の設置、医薬品ストックセンター長の選任など、市が行うべき新たな取組が打ち出された。
- ・狛江市医師会等や医療機関との通信連絡手段が途絶した場合、医療救護所等での医療救護活動での支障をきたす恐れがあるほか、多数の負傷者の発生等により限られた医療資源等を有効に活用できなくなる可能性がある。
- ・災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院には軽重を問わず多数の負傷者が集まる可能性があり、迅速かつ効果的なトリアージを実施できないと災害拠点病院としての機能が低下するおそれがある。
- ・東日本大震災で課題となった透析患者、在宅難病患者、人工呼吸器使用者等に対しては、在宅避難の観点からの特段の配慮が必要である。
- ・避難所等におけるこころのケアの必要性が叫ばれている。
- ・多数の負傷者の発生や医療機関等の被災により、災害発生直後は医薬品・医療資器（機）材が不足し、市内の医療救護活動に支障をきたすおそれがある。
- ・医薬品・医療資器（機）材について、必要な品目や備蓄場所等を整理・検討していく必要がある。
- ・遺体の収容等については、災害時に特有の業務であることから、その内容を十分に理解、整理しておく必要がある。

主な対策の方向性

- ・市内の医療活動の総合調整や市への指導、助言を行う市災害医療コーディネーターを地域医療に精通した医師から任用をはじめ、都が示した医療救護に対する取組に対応し、初動医療体制の強化を図る。
- ・狛江市医師会等、関係機関が初動応急期において、十分に対応できるよう情報連絡体制等の整備を図る。
- ・緊急医療救護所を設置し、災害拠点病院の負担を軽減することで機能確保を図る。
- ・在宅難病患者等に対して特段の配慮を行う。
- ・避難者等に対して、保健師や専門家等によるこころのケアに努める。
- ・医薬品卸販売事業者と災害時の医薬品の提供について協力関係を構築するとともに、費用面、保管場所・方法等を考慮しながら医薬品・医療資器（機）材の備蓄を検討する。
- ・遺体に対する処置が迅速かつ適正に行われるよう、遺体発見から収容までの手続を整理するとともに、遺体収容所の円滑な運営、火葬場への遺体搬送体制の確保を図る。

【予防対策】

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 初動医療体制の整備 | 3 遺体の取扱い |
| 2 医薬品・医療資器（機）材の確保 | |

1 初動医療体制の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

＜市（福祉保健部）＞

- 狛江市医師会の協力の下、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。
- 市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、狛江市医師会等との通信連絡方法を検討する。
- 災害時の情報連絡体制に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。

＜狛江市医師会＞

- 市災害医療コーディネーターの設置に協力する。

＜狛江市医師会＞ ＜狛江市歯科医師会＞ ＜狛江市薬剤師会＞

- 災害時における、医療救護班の編成と連絡体制を検討する。
- 役員（会員）の自主参集等、通信手段途絶時の行動を検討する。

＜都（福祉保健局）＞

- 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理する。
- 都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制を構築する。
- 災害拠点中核病院等に設置する医療対策拠点において、都地域災害医療コーディネーターを中心に、圏域内及び都災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築する。
- 都災害医療コーディネーター及び都地域災害医療コーディネーターによる医療資源の調整機能を確立する。
- 都地域災害医療コーディネーターと関係機関の情報通信訓練等を実施する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

【医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏 医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の市から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、市、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療に係る具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

1-2 医療救護活動の確保

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。
- 急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

＜市（福祉保健部）＞ ＜狛江市医師会＞ ＜狛江市歯科医師会＞ ＜狛江市薬剤師会＞

- 医療救護班等の班編成体制について、検討・整備する。
- 災害時の医療救護活動等に関わる協定について、現状に合わせて適宜見直しを図る。
- 災害時の医療救護活動等に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

＜都（福祉保健局）＞

- 東京DMAT隊員を養成
- 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保
- 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施
- 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援

【医療救護所等】

名 称	説 明
医療救護所	市が、本計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所 設置場所については、災害時の状況に合わせて避難所等に設置する。
緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	市が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所 設置場所は、あいとぴあセンターとする。

1－3 負傷者等の搬送体制の整備

＜市（福祉保健部）＞

- 市は、負傷者の搬送方法の検討をするとともに、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築するため、負傷者等の搬送に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

＜市（福祉保健部）＞ ＜都（福祉保健局）＞

- 関係機関等との新たな協定締結を推進する等、搬送手段の拡充を図る。

＜都（福祉保健局）＞

- 被災地域外への広域搬送を確保するため、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。
- 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保する。

1－4 保健衛生体制の整備

＜市民＞

- 在宅難病患者や在宅人工呼吸器使用者とその家族・支援者等は、災害時に対応するための備蓄や設備等の整備に努めるとともに機器の使用訓練等、災害に必要な準備に努める。

＜市（福祉保健部）＞

- 保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班について、こころのケアも含め活動内容や編成体制等を整備しておく。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう体制を整備しておく。
- 保健所との連携等により、在宅難病患者や在宅人工呼吸器使用者の事前把握に努めるとともに、在宅療養の継続も含めた救護・支援体制等を検討する。
- 災害時に在宅人工呼吸器使用者に適切な支援ができるよう、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（平成24年3月）に基づき、平時からの準備と発災時の対応について、検討する。
- 透析可能な施設について、事前把握に努めるとともに、救護・支援体制等を検討する。

1－5 防疫体制の整備

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 防疫用資器（機）材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
- 防疫活動に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

＜都（福祉保健局）＞

- 薬品等の受入・調達計画を策定する。
- 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成する。
- 市、関係団体等と連携した動物救護体制の整備する。

2 医薬品・医療資器（機）材の確保

＜市（福祉保健部）＞

- 狛江市薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 狛江市医師会等と協議のうえ、流通在庫の提供について、検討しておく。また、経済性を考慮しながら、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。
- 狛江市薬剤師会と連携して、医薬品ストックセンターの設置場所、センター長や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。
- 医薬品等が不足した場合の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に狛江市薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。
- 関係機関等の協力の下、医薬品・医療資器（機）材の提供等に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

＜狛江市医師会＞ ＜狛江市歯科医師会＞ ＜狛江市薬剤師会＞

- 医薬品・医療資器（機）材の確保について、必要な医療品等に関する助言や在庫提供の検討等、市に協力する。

＜都（福祉保健局）＞

- 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器（機）材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器（機）材の備蓄及び医薬品等を確保する。
- 医薬品集積センターの設置場所をあらかじめ関係機関と協議する。
- 東京DMAT指定病院に災害時医療支援車（東京DMATカー）や医療資器（機）材等を配備する。

3 遺体の取扱い

＜市（福祉保健部・建設環境部）＞

- 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
 - ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - ・ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
 - ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - ・ 遺体収容所設置等に供する資器（機）材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資することを配慮して、谷戸橋地区センターを使用するものとし、関係機関に公表する。
- 具体的な業務内容、人員配置（職員へのケア体制含む）、搬送体制、収容所の設置、遺族に対する

心遣い等、遺体の取扱い業務に関する対応マニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

- 他自治体との連携や協定先である東京多摩葬祭業協同組合、ボランティア、市民団体等、各機関等との連携強化を図るための体制づくりを検討する。

《市（市民生活部）》

- 火葬（特例許可書の発行、都による広域火葬）の取扱い業務に関する対応マニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

《都（福祉保健局）》

- 市が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導する。
- 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度を普及啓発する。
- 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築する。

【応急対策】

1 初動医療体制	4 行方不明者の搜索、遺体の検視・
2 医薬品・医療資器（機）材の供給	検案・身元確認等
3 医療施設の確保	

【医療救護活動におけるフェーズ区分】（東京都地域防災計画より）

区 分		想定される状況
0	発災直後 （発災～6時間）	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 （6～72時間）	救助された多数の傷病者が医療関係に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
2	急性期 （72時間～1週間）	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 （1週間～1か月）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢性期 （1～3か月）	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 （3か月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】（東京都地域防災計画より）

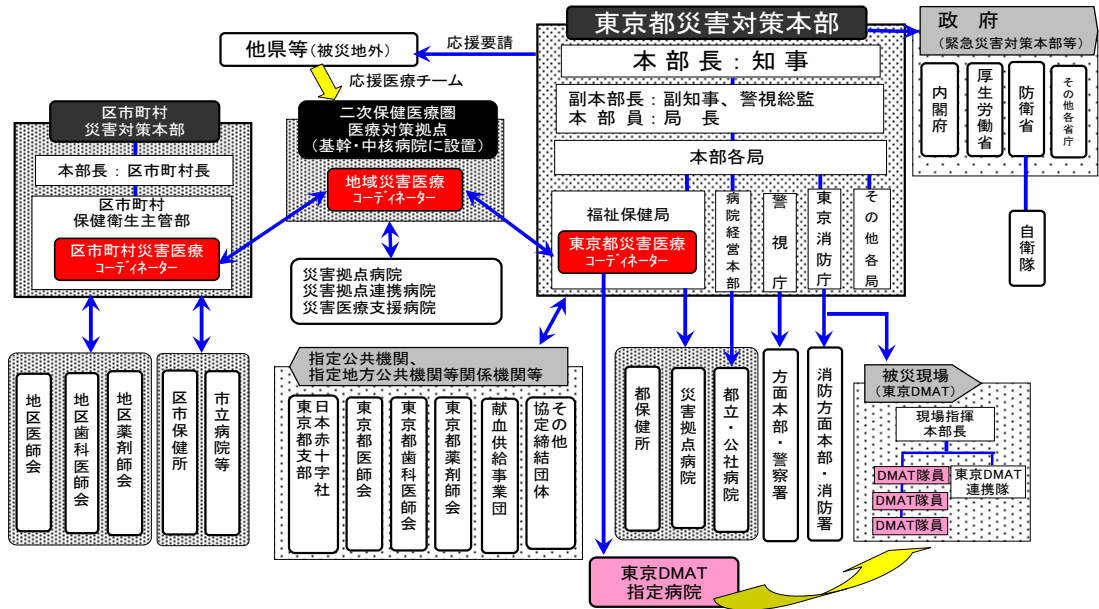
区 分	主な活動内容
0 発災直後	○ 被害状況の収集・集約 ○ 東京DMATの出動 ○ 緊急医療救護所の運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1 超急性期	○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援 ○ 医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給
2 急性期	○ 他県医療救護班の受入れ ○ 避難者の定点・巡回診療
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

1 初動医療体制

1-1 医療情報の収集伝達体制

■業務手順

【発災直後の連携体制（イメージ）】（東京都地域防災計画より）



＜市（福祉保健部）＞

- 市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知するとともに、市民に対する相談窓口を設置し、医療情報の提供や医療相談に対応する。

＜狛江市医師会＞ ＜狛江市歯科医師会＞ ＜狛江市薬剤師会＞

- 狛江市医師会等は、会員からの情報提供等により被害状況等の把握に努め、市に情報提供を行う。

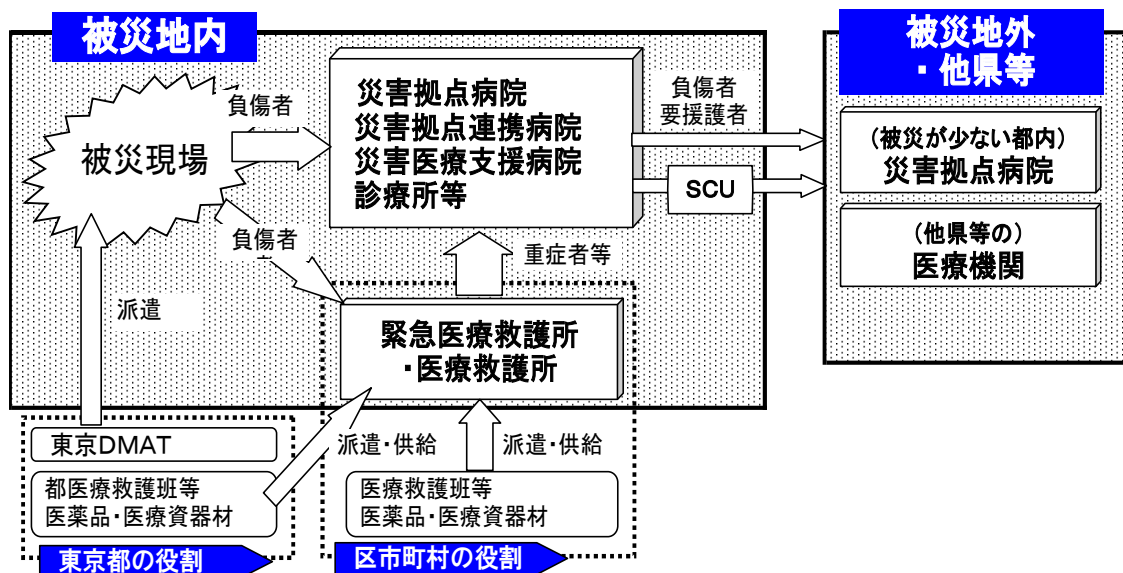
＜都（福祉保健局）＞

- 市、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、都災害医療コーディネーターを中心に被災状況及び活動状況等を収集する。
- 都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被災状況等を収集し、都災害医療コーディネーターと情報を共有化する。
- 医療機関の被災状況及び活動状況等を市と情報を共有化する。
- 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

1-2 初動期の医療救護活動

■業務手順

【災害時医療救護の流れ】（東京都地域防災計画より）



■災害医療コーディネーター

＜市（福祉保健部）＞

- 市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。

＜都（福祉保健局）＞

- 都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整する。
- 都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。
- 都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。
- 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。

■ 医療救護活動

＜市（福祉保健部）＞

- 狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会に対して、協定に基づき、医療救護活動等の実施を要請する。
- 医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- 必要に応じて近隣の区市、災害時応援協定締結先の自治体等に応援を求める。
- 医療救護体制が不足する場合には、都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都（福祉保健局）その他関係機関に対し応援を要請する。

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 積極的に医療救護活動等に協力する。
- 市から医療救護班等の派遣要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、それぞれ医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を編成・派遣し、医療救護所等における医療救護に従事する。

《狛江消防署》

- 署所に仮救護所を設置し、災害時支援ボランティア等と連携し、傷病者の救急処置やその他応急救護上必要な措置をとる。
- 市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、消防力に余裕がある場合は、救急隊等を派遣し、傷病者の応急処置や災害拠点病院等への搬送を支援する。
- 東京DMATが派遣される場合には、連携して活動を行う。

《都（福祉保健局）》

- 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
- 東京DMAT、都医療救護班等を派遣する。

区 分	内 容	編 成
医療救護班	・ 傷病者に対する応急処置 ・ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ・ 助産救護 ・ 死亡の確認 ・ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。	・ 原則として医師1人、看護要員1人、事務員1人で1班とする。 ・ 事務員については市災害対策本部において配置することができる。 ・ 出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市長と狛江市医師会長が協議して定める。
歯科医療救護班	・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ・ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ・ 検視・検案に際しての法歯学上の協力	・ 原則として歯科医師1人、歯科衛生士1人、事務員1人で1班とする。 ・ 事務員については市災害対策本部において配置することができる。 ・ 出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市長と狛江市歯科医師会長が協議して定める。

薬剤師班	・医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ・一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ・避難所の衛生管理・防疫対策への協力	・原則として薬剤師3人で1班、又は、薬剤師2人、事務員1名で1班とする。 ・事務員については市災害対策本部において配置することができる。 ・出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市長と狛江市薬剤師会長が協議して定める。
------	---	--

■ 医療救護活動拠点、医療救護所等

＜市（福祉保健部）＞

- 被災直後の超急性期において、協定に基づき、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の施設や用地等に緊急医療救護所を設置し、運営する。
- 避難所等に医療救護所を設置する。医療救護所を設置する場所は、避難所、二次避難所、医療機関及び災害現場とし、状況に合わせて設置するものとする。
- 急性期以降は、医療救護活動拠点をあいとびあセンターに設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。
- 医師会等の協力を得て、避難所等において定点・巡回診療を実施する。

＜都（福祉保健局）＞

- 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。
- 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。

1-3 負傷者等の搬送体制

■ 負傷者の搬送

＜市（福祉保健部等）＞

- 搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じて、被災現場から医療救護所までの搬送を車両等により行う。

＜市（福祉保健部等）＞ ＜都（福祉保健局）＞

- 東京消防庁等の関係機関と連携し、負傷者等の災害拠点病院等への搬送を車両等により行う。

＜狛江消防署＞

- 可能な範囲で救急隊を派遣し、傷病者の応急処置や災害拠点病院等への搬送を行う。
- 原則として、被災現場等から医療機関への、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し、搬送を行う。

《調布警察署》 《自衛隊》

- ヘリコプター等を活用し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。

《都（福祉保健局）》

- その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施する。
- 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は九都県市災害時相互応援協定（平成22年4月）及び首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月）に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請する。

■ 医療スタッフの搬送

- 市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。なお、医療スタッフは必要に応じて自ら災害現場へ向かう。
- 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

1-4 保健衛生体制

■ 保健活動

《市（福祉保健部）》

- 巡回健康相談等を行うため、ボランティアや関係機関等の協力を得ながら、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 保健活動班は、防疫班等と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

《都（福祉保健局）》

- 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握するとともに、保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
- 市における保健活動班の活動及び市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。
- 環境衛生指導班及び食品衛生指導班を必要に応じて編成する。
- 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。
- 市と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他自治体に保健活動班の派遣を要請する。

■ こころのケア

《市（福祉保健部）》 《都（福祉保健局）》

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 市が編成する保健活動班は、都が編成する巡回精神相談チームと連携をとり、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野においたこころの健康に関する相談を行う。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

■ 在宅難病患者への対応

＜市（福祉保健部）＞ ＜多摩府中保健所＞

- 市及び保健所は、在宅難病患者の状況把握に努める。

＜市（福祉保健部）＞

- 在宅難病者の搬送等について、必要に応じて、都に支援を要請する。

＜都（福祉保健局）＞

- 市からの要請に応じ、医療機関及び他自治体等と連携し、在宅難病者の搬送及び救護体制の支援に努める。

■ 在宅人工呼吸器使用者への対応

＜市（福祉保健部）＞

- 人工呼吸器使用者及びその家族や支援者に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

＜都（福祉保健局）＞

- 市からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他自治体等と調整に努める。

■ 透析患者等への対応

＜市（福祉保健部）＞

- 都及び医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う。

＜都（福祉保健局）＞

- 日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じて、水、医薬品等の供給患者搬送について、関係機関と調整する。
- 他自治体への支援要請について、必要な調整を図る。

■ 被災動物の保護

＜市（福祉保健部）＞

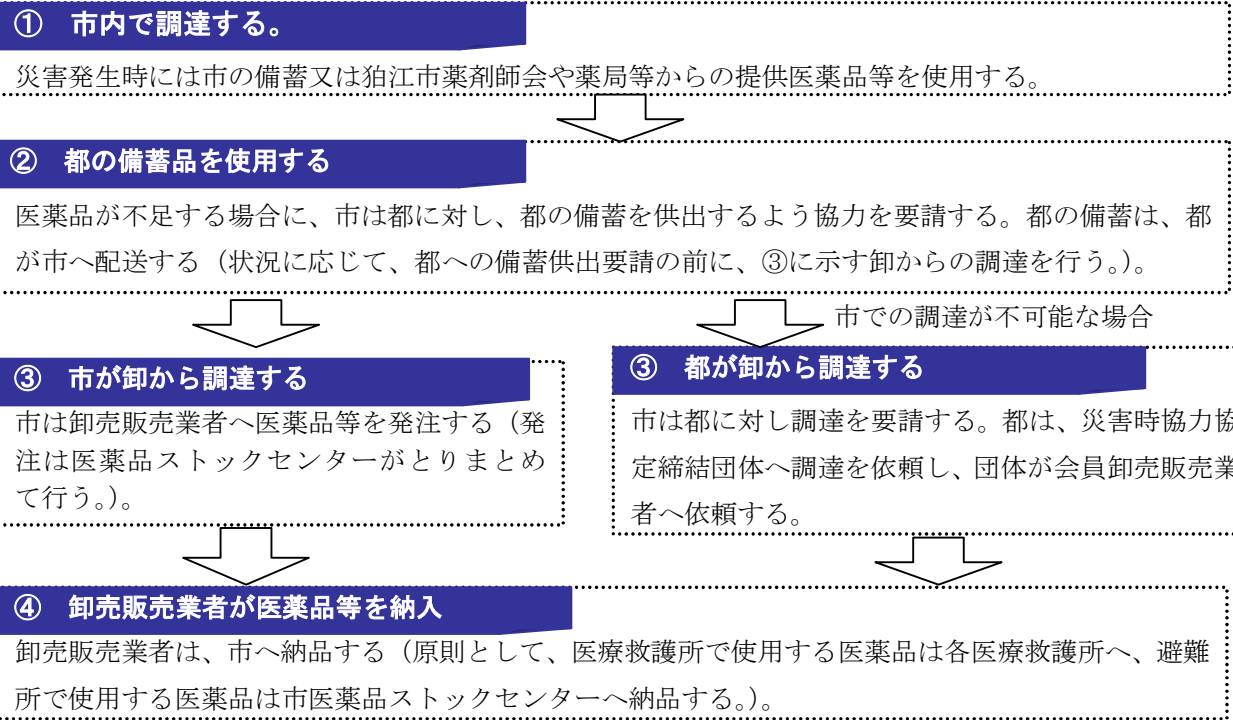
- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。
- 協定先に対して動物救護活動の支援を要請する。

＜都（福祉保健局）＞

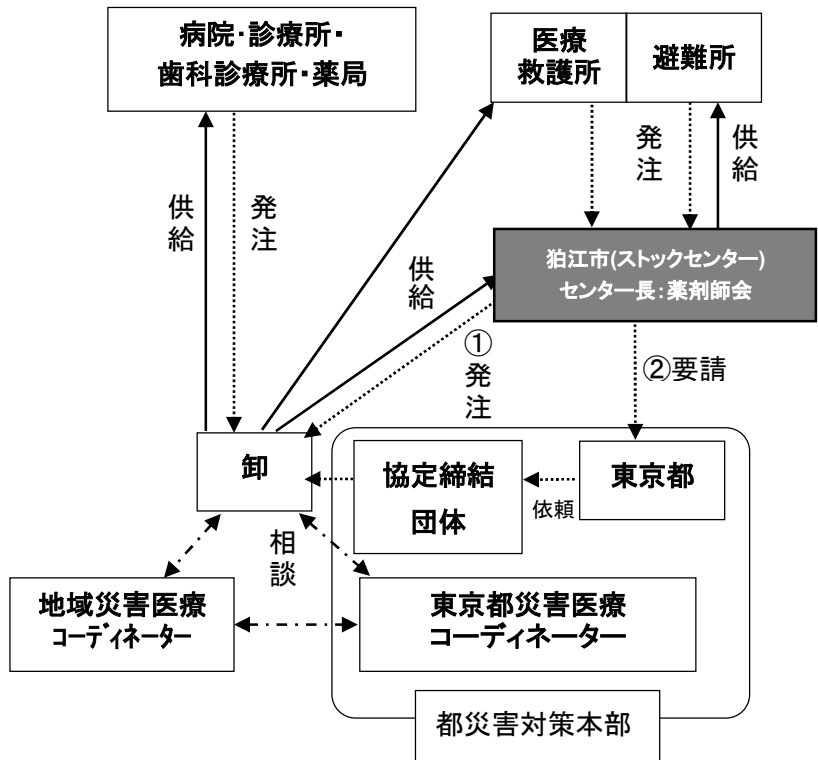
- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

2 医薬品・医療資器（機）材の供給

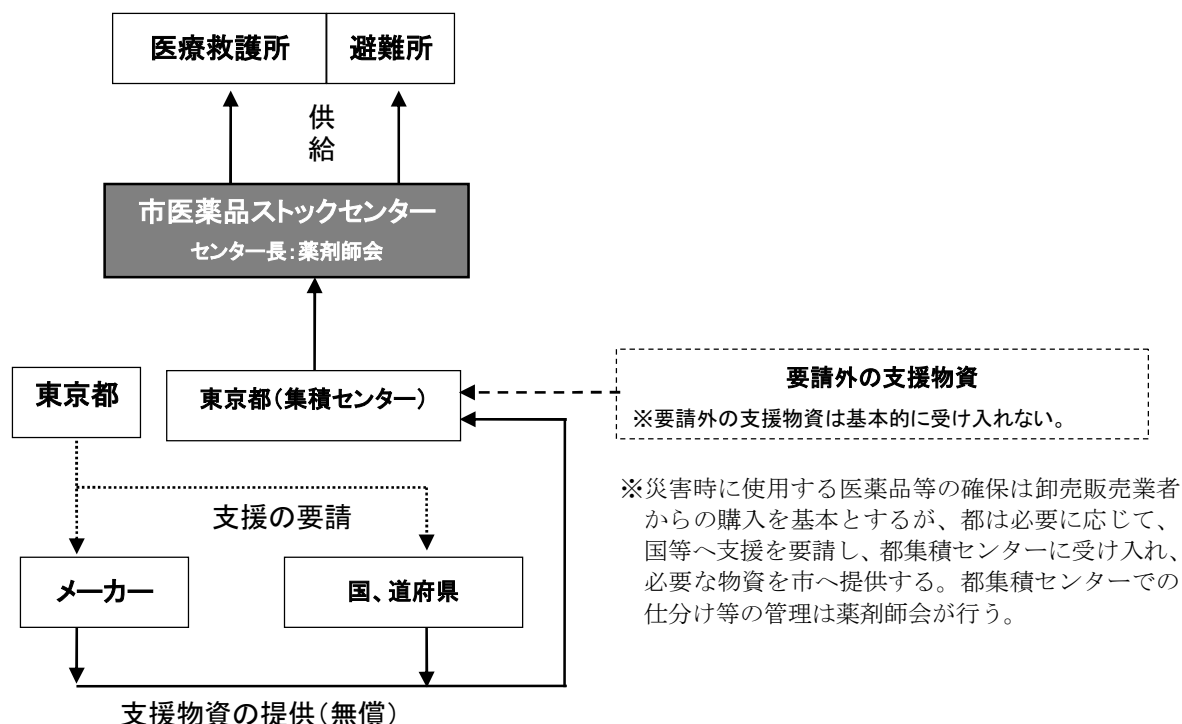
【市が使用する医薬品等の調達手順】（東京都地域防災計画より）



【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】（東京都地域防災計画より）



【支援物資供給の流れ】（東京都地域防災計画より）



■ 医薬品ストックセンターの設置

《市（福祉保健部）》

- 狛江市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「医薬品ストックセンター」を発災後速やかに設置する。
- 医薬品ストックセンターのセンター長は、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

《狛江市薬剤師会》

- 医薬品ストックセンターの管理・運営に協力し、医薬品の仕分け・管理を行う。

■ 医薬品・医療資器（機）材の供給

《市（福祉保健部）》

- 狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用するとともに、狛江市薬剤師会と協議のうえ、薬局等の在庫医薬品の提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。
- 備蓄する医薬品等の供給及び医薬品ストックセンターから医療救護所等への搬送を行う。
- 備蓄及び狛江市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、狛江市薬剤師会と協議のうえ、医薬品ストックセンターで医療救護所及び避難所で必要な医薬品等を取りまとめて、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都（福祉

保健局）へ調達を要請する。

- 狛江市医師会（医療救護班）が使用する災害備蓄医薬品等の搬送を行う。

＜狛江市医師会＞

- 狛江市医師会（医療救護班）は、原則として市が備蓄している災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品を使用するものとし、この場合に使用する消耗資器（機）材については、後日市に費用を請求するものとする。

＜狛江市薬剤師会＞

- 会員薬局等の在庫医薬品の情報収集を行うとともに、市からの要請に基づき、又は必要に応じて、会員薬局等の在庫医薬品を医療救護所等へ提供する。この場合に使用する消耗資器（機）材については、後日市に費用を請求するものとする。

＜都（福祉保健局）＞

- 市から要請があった場合、市に代わって医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。

＜医薬品等の卸売販売業者＞

- 市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は医薬品ストックセンターへ納品する。

＜災害拠点病院（東京慈恵会医科大学附属第三病院）＞

- 使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

＜災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局＞

- 使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

■ 血液製剤の確保

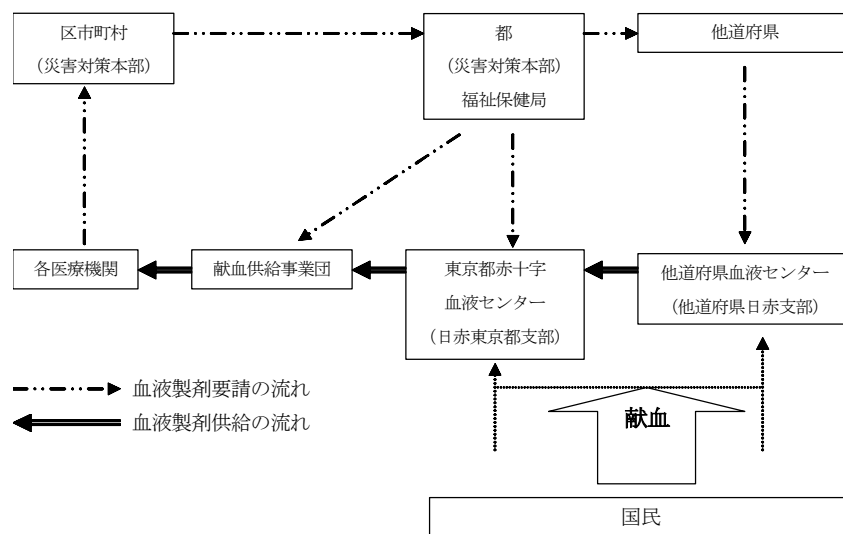
＜市（福祉保健部）＞

- 血液製剤の供給について必要と認めた場合は、都に供給要請を行う。

＜都（福祉保健局）＞

- 市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日本赤十字東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。

【血液製剤の供給体制】（東京都地域防災計画より）



3 医療施設の確保

＜医療機関等＞

- 災害拠点病院（東京慈恵会医科大学附属第三病院）は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や市地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた診療所、透析や産婦人科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として市地域防災計画に定める医療救護活動を行う。

＜都（総務局・福祉保健局）＞

- 災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請する。
- 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

＜自衛隊＞

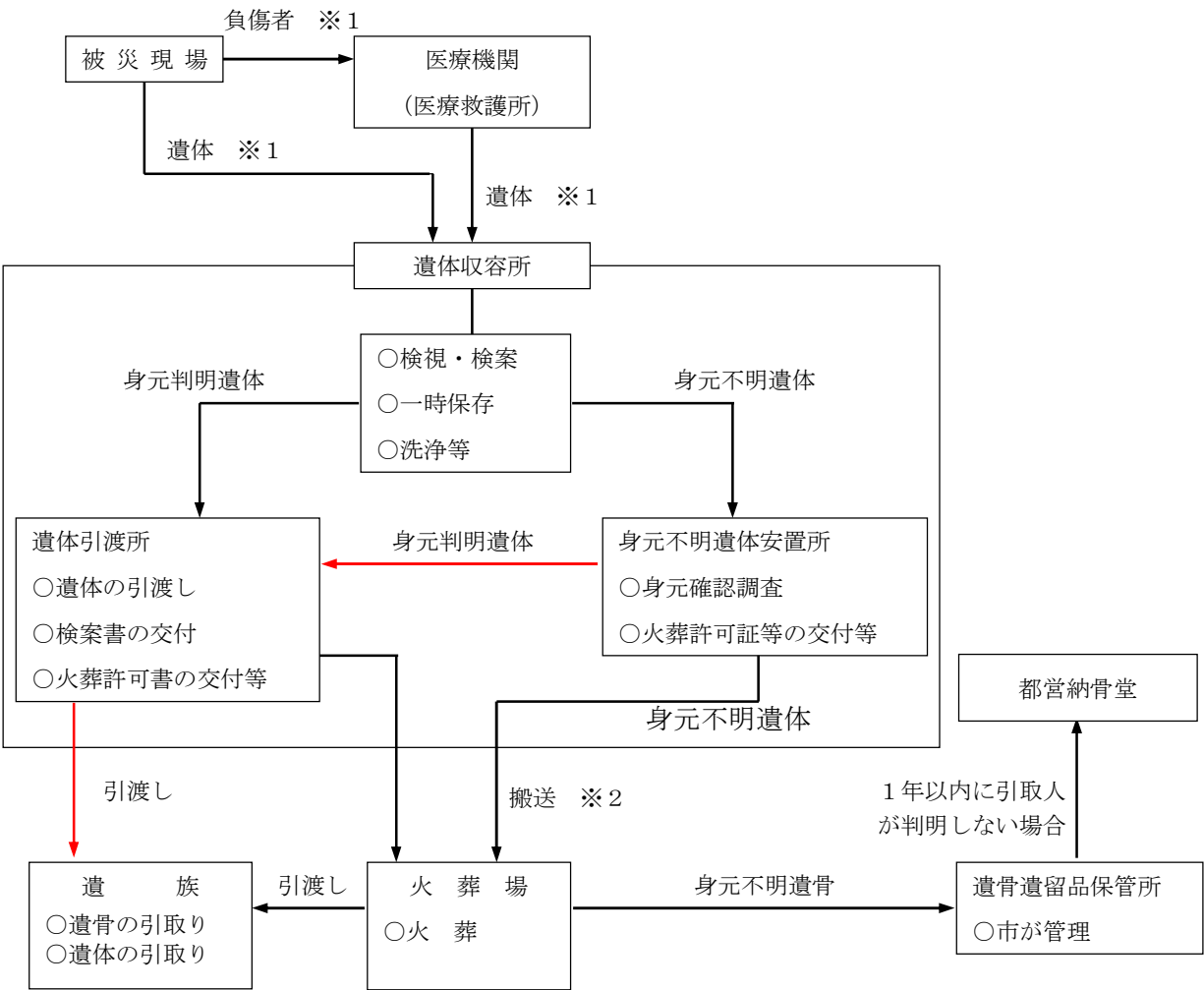
- 救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施する。

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

＜市（総務部・企画財政部・市民生活部・福祉保健部・建設環境部）＞ ＜狛江市医師会＞
 ＜狛江市歯科医師会＞ ＜調布警察署＞ ＜都（総務局・福祉保健局）＞ ＜監察医務院＞
 ＜陸上自衛隊＞

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と市は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

【遺体取扱いの流れ】（東京都地域防災計画より）



※1 調布警察署は、市が実施する遺体の搜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
※2 市の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）に基づき、下表のとおり定められている。

区 分	内 容
搜索の期間	○ 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、厚生労働大臣（市長の場合は都知事）に申請する。 ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域

区 分		内 容
		・期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等）
国 庫 負 担	対象となる経費	○ 搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に都知事に申請する。
国庫負担の対象 となる経費	○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

■ 遺体発見時等の対応

機 関 名	対 策 内 容
市（建設環境部）	○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の支援や遺体発見時に専門機関と協力・連携し、遺体の収容等を実施する。
都総務局	○ 関係機関との連絡調整にあたる。
調布警察署	○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
陸上自衛隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

■ 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市（建設環境部）	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を必要に応じて遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都総務局	○ 市及び関係機関等との連絡調整を実施する。 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

■ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市（福祉保健部）	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、開設する。 ○ 都及び調布警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。 ○ 協定に基づき、東京多摩葬祭業協同組合に必要な業務の協力を要請する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。 ○ 都及び調布警察署等と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。
調布警察署	○ 都本部の下、遺体収容所の開設状況の情報を収集する。 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣を命令する。
都	○ 市から遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集する。 ○ 市長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。

■ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市（福祉保健部）	○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
狛江市医師会	○ 市の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
狛江市歯科医師会	○ 市及び調布警察署の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。
調布警察署	○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、警察嘱託医などに検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
都福祉保健局	○ 都知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収

機 関 名	対 策 内 容
	容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ○ 検視・検案に必要な資器（機）材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院	○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 ○ 検案班は、検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。

■ 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
市（福祉保健部）	○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 調布警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 必要に応じて、遺骨遺留品保管所を設置する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
調布警察署	○ 身元確認班は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に遺体引渡班に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市長に引き継ぐ。

■ 市民等への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市（総務部） （企画財政部） （福祉保健部）	○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び調布警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、市、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。

■ 遺体の遺族への引き渡しについての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市（福祉保健部）	○ 調布警察署や関係機関と連携し、調布警察署 遺体引渡班の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。
調布警察署	○ 市や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施する。

■ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市（市民生活部） （福祉保健部）	○ 遺族等引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受領する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
都	○ 市に対して、必要な支援措置を講ずる。

【復旧対策】

1 防疫体制の確立

2 火葬

1 防疫体制の確立

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

■防疫活動

＜市（福祉保健部・建設環境部）＞

- 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。
- 必要に応じて、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、防疫班、消毒班を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。
- 被災戸数及び防疫活動の実施について、都（福祉保健局）に対し、迅速に連絡する。
- 防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないと認める場合は、都（福祉保健局）又は狛江市医師会に協力を要請する。
- 必要に応じて、保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。

＜狛江市医師会＞

- 市からの要請に基づき、市が編成する防疫班に医師を派遣する等、防疫活動に協力する。

＜都（福祉保健局）＞

- 市の防疫活動を支援・指導する。
- 都医師会、都薬剤師会等に市の防疫活動に対する協力を要請する。
- 他自治体を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施する。
- 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。
- 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。
- 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。
- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整する。
- 市が実施する初期防疫活動において防疫用資器（機）材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。
- 市の衛生管理対策を支援・指導する。環境衛生指導班による生活環境の衛生確保と食品衛生指導班による食品の安全確保を行う。
- 市における保健活動班の活動を支援する。

【班別役割分担】

班 名	機関名	役 割
防疫班	市	防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。 ・健康調査及び健康相談 ・避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・感染症予防のため広報及び健康指導 ・避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	市	消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら患者発生時の消毒（指導） ・避難所の消毒の実施及び指導を行う。 ・患者発生時の消毒(指導) ・避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	市	保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。 ・健康調査及び健康相談の実施 ・広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・食品集積所の衛生確保 ・避難所の食品衛生指導 ・その他食品に起因する危害発生の防止 ・食中毒発生時の対応 ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・手洗いの励行 ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・情報提供 ・殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	・飲料水の塩素による消毒の確認 ・市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

■ 感染症対策

＜市（福祉保健部）＞

- インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

＜都（福祉保健局）＞

- インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、市に対して（保健所設置市を除く市は都保健所を通じて）、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

■ 被災動物の保護

＜市（福祉保健部）＞

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。（再掲）
- 協定先に対して動物救護活動の支援を要請する。（再掲）

＜都（福祉保健局）＞

- 動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整を行う。
- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

2 火葬

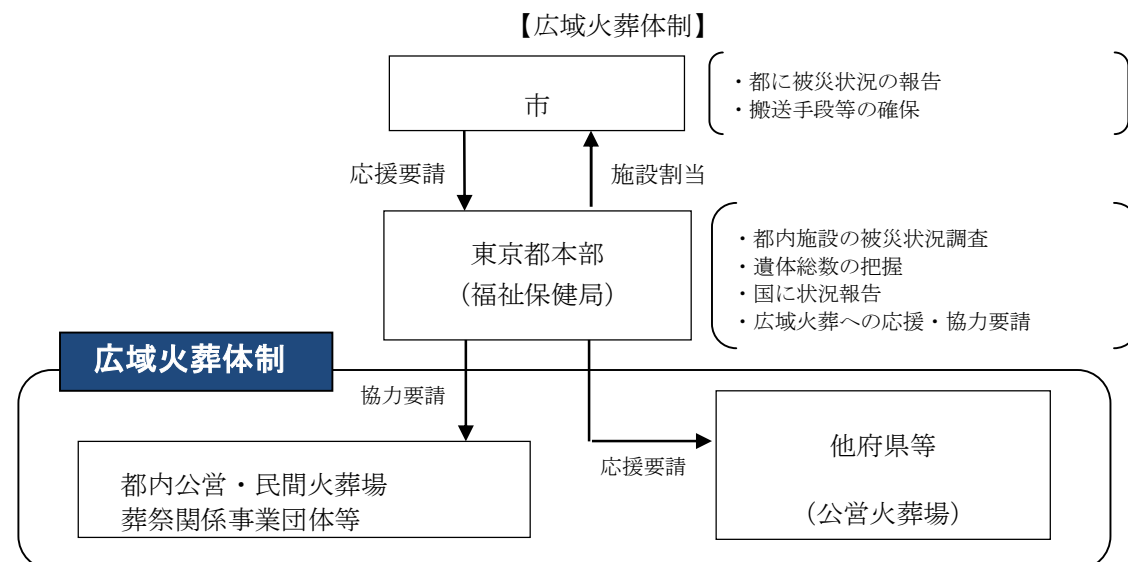
遺体の火葬は、必要に応じて、市において、火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

■ 火葬特例の適用・許可証発行について

＜市（市民生活部）＞

- 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を必要に応じて発行する。

■ 広域火葬の実施について（東京都地域防災計画より）



＜市（市民生活部）＞

- 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
- 遺体の搬送に必要な車両を確保するとともに、交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

＜都（福祉保健局・都建設局）＞

- 広域火葬が必要と判断した場合には、東京都広域火葬実施計画（平成11年3月）に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。
- 市からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定し、速やかに市及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。
- 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。
- 各火葬場の受入可能数に応じ、各市に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。
- 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の市及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。
- 遺体の搬送について市から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
- 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。
- 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

第8章 避難者対策

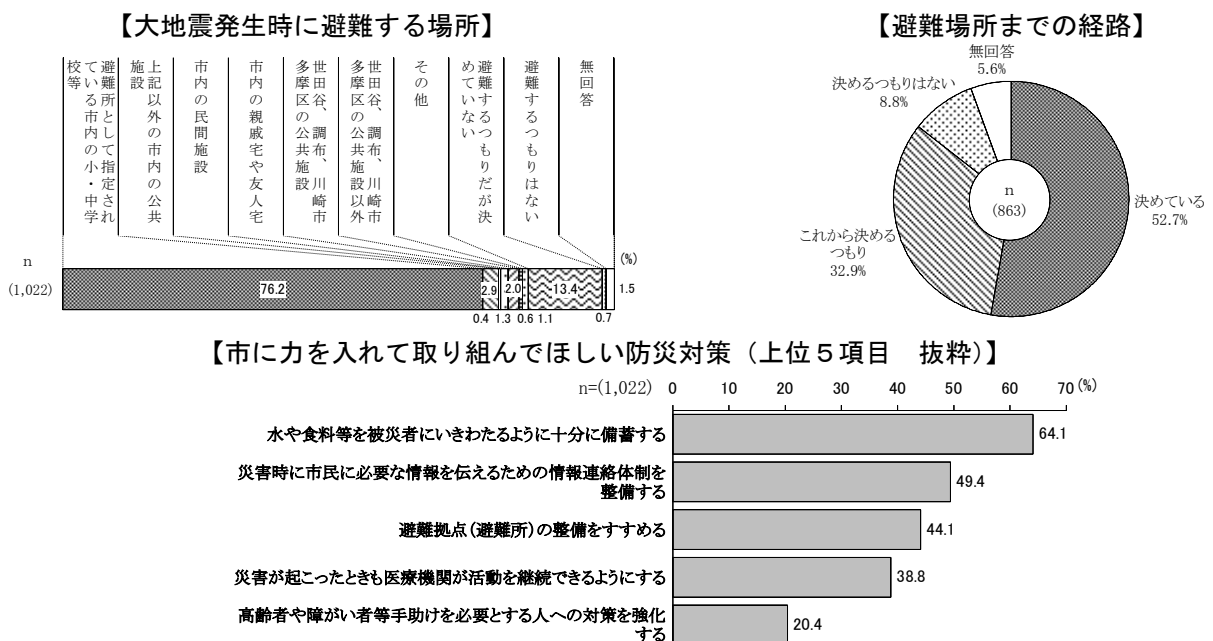
基本的な考え方

- ・市民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。
- ・本章では、災害時要援護者も含めた避難者対策として、避難所・避難場所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組を定めている。

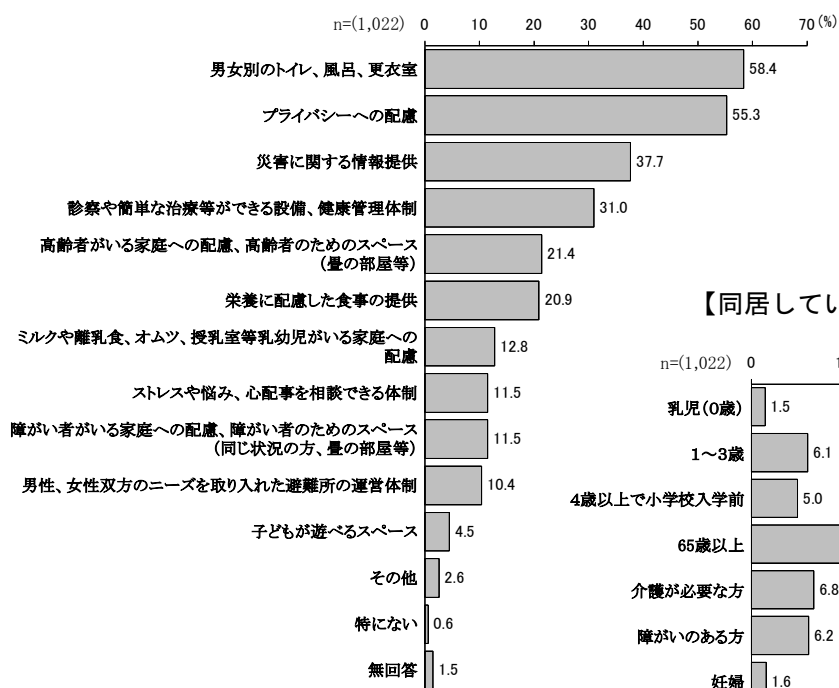
現在の対策の状況

- ・市においては、災害時集合場所22か所（旧：広域避難場所4か所、旧：一時避難場所15か所）、避難所13か所、福祉避難所4か所を指定している。
- ・市内幼稚園3園と平成26年1月に災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定を締結したほか、農地を避難場所として使用すること等について、マインズ農業協同組合と協議を行う等、避難場所等の確保を図っている。
- ・世田谷区と締結した協定実施細目により、市と区の行政境界周辺にある避難所等の相互利用について具体化を図った。
- ・安全かつスムーズな避難行動がとれるよう、避難場所、避難ルート等を確認できる防災マップやハザードマップを作成し、全戸及び新たな転入者に配布している。
- ・避難所となる学校施設等を優先的に耐震改修等実施し、西和泉体育館を除き耐震化されている。
- ・地域住民が中心となって、避難所の運営方法について記述した狛江市避難所運営基本マニュアルを作成し、地域住民による避難所運営を基本に据え、避難所運営協議会の設置を進めている。
- ・避難行動要支援者の対策として、避難行動要支援者名簿の作成を行うほか、モデル地区を指定して支援制度の現地検証を進めている。
- ・平成25年3月に東京都獣医師会多摩東支部及び狛江市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、災害時に飼育動物等を保護するための体制づくりを進めている。

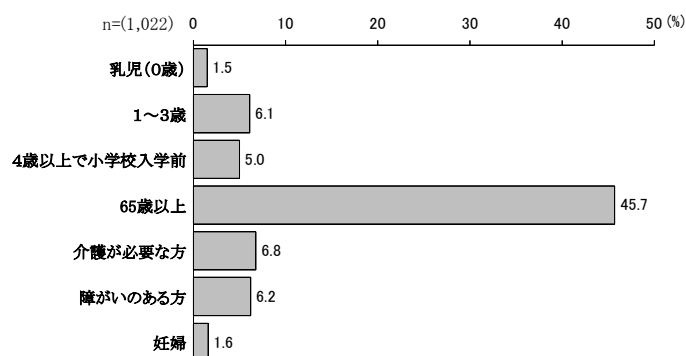
市民意識調査の結果（主要項目）



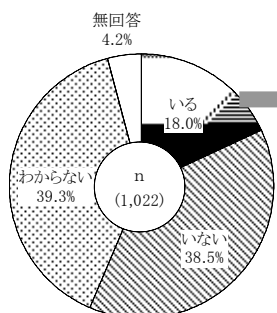
【避難所に特に重視すること】



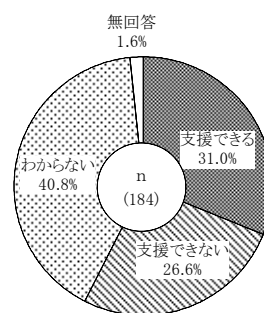
【同居している家族（未就学児、高齢者抜粋）】



【近所の災害時要援護者の有無】



【近所の災害時要援護者の支援】



狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目		多摩直下地震	東京湾北部地震
避難人口		12,457人	12,640人
	避難所へ避難する人	8,216人	8,097人
	避難所以外のところへ避難する人	4,424人	4,360人
電力施設（停電率）		5.6%	5.1%
通信施設（固定電話不通率）		3.7%	1.8%
ガス施設（供給停止率）	ブロック内全域でSI値が60kine超のケース	0.0%	0.0%

	ブロック内1/3でSI値 が60kine超のケース	100.0%	100.0%
上水道施設（断水率）		19.6%	25.8%
下水道施設（管きょ被害率）		17.5%	17.5%

※地震の想定は、冬18時風速 8 m/s

課 題

- ・新たな被害想定では多摩直下地震における避難生活者数が8,216人に増加しており、現在の指定避難所の収容可能人数を超過している。また、市民意識調査でも災害時に避難所へ避難すると答えた市民の割合が高いとともに、市に対して避難所（避難場所）の整備を期待する割合も高い。
- ・女性や災害時要援護者の特性を踏まえた避難所となり得る施設、設備等を確保する必要がある。
- ・自助・共助の観点から、避難所の管理運営体制は地域住民を中心に行うことが望まれる。そのため、地域が中心となって構成する避難所運営協議会を順次設置していく必要がある。
- ・東日本大震災等の事例では、避難所運営における防犯、衛生、プライバシー等の安心安全面、また、女性や災害時要援護者等への配慮が十分でなかったという課題が浮き彫りとなった。
- ・自力で避難できない、また、支援者のいない障がい者や高齢者等に対する避難手段を確保する必要がある。
- ・避難場所と避難所の違いや避難方法について、市民に誤解が生じやすく、災害時に混乱する可能性がある。

主な対策の方向性

- ・新たな被害想定では、避難生活者数が増加していること、市民意識調査の結果を踏まえ、避難者の発生の抑制に努めるとともに、新たな避難先の確保、在宅避難者への支援、避難方法のあり方について検討する。
- ・女性や災害時要援護者に配慮した多様な避難所のあり方を検証し、それを踏まえた施設の確保や機能の拡充を図る。
- ・避難所の管理運営の中心となる避難所運営協議会の全避難所における設置を目指す。
- ・避難所運営にあたり、東日本大震災での事例等を参考にして、女性や災害時要援護者など、様々な立場の者に配慮した運営ができるようあらかじめ検討・整理するとともに、避難所の運営に係るマニュアル等に明記しておく。
- ・自力で避難できない、また、支援者のいない障がい者や高齢者等に対して、地域における支援体制の確立を推進する。
- ・災害時に市民が状況にあわせた避難をすることができるよう、一時的な避難場所である『一時避難場所』の名称を『災害時集合場所』に変更する。

【予防対策】

1 避難体制の整備	3 避難所の管理運営体制の整備等
2 避難所・避難場所等の指定・安全化	4 災害時要援護者等への対策

1 避難体制の整備

■避難体制の確保

＜市（総務部）＞

- 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 隣接する区市の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区市であらかじめ協議して対処する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所や災害時集合場所の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら市民に周知していく。
- 災害時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、農地、寺社の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。
- 震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区についても、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もあるため、平時から、寺社の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 負傷者や災害時要援護者を迅速に搬送するため、輸送事業者とあらかじめ協定等を締結するなど協力体制の整備を図る。
- 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。
- 都が策定した避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアル等を策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。
- 夜間等、職員が対応できない状況にあっても、地域で災害時集合場所等を開放し、使用できる体制の構築を図る。

＜都（総務局）＞

- 広域避難誘導に関する検討をする。
- 震災対策訓練等を通じた防災行動力を向上させる。
- 避難場所等の周知に関して市と連携する。

2 避難所・避難場所等の指定・安全化

《市（総務部・福祉保健部）》

- 指定した避難所（二次避難所（福祉避難所）含む。）について、避難所と二次避難所の役割や運用の違い等を含めて市民に周知する。
- 避難所に指定されていない公共施設について、避難所の補完的利用等を検討する。
- 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。
- 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ・避難所は、原則として、狛江市防災会支部又は町会・自治会を単位として指定する。
 - ・避難所は、耐震・耐火・鉄筋鉄骨構造を備えた公共建物等（学校等）を利用する。
 - ・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。
- 避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- 避難所の運営に必要な照明設備等の資器（機）材、食料の備蓄、台帳等について、各避難所の性質に応じてあらかじめ整備し、避難所機能の強化を図る。
- 指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。
- 指定した災害時集合場所について、住民に周知しておく。指定する際は、自主防災組織や関係防災機関と協議して選定する。
- 避難場所については、避難に必要な施設・設備を含めて整備する。避難場所の指定については、安全を確保できるように選定する。
- 避難所等の選定にあたっては、市外や民間施設等を含めて多様な視点からの確保を検討する。また、協定締結自治体等との間で、市が被災したとき、災害の規模に応じた先方の受入体制や施設活用等についての情報交換等を行うなど、あらかじめ協力体制を整備しておく。
- 市民の安全性をより一層確保するため、和泉多摩川緑地について、災害時集合場所として活用を図れるよう、防災機能を有する都立公園として整備することを都に積極的に要請していく。

【避難場所の種類】

名 称	内 容
災害時集合場所	近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド、公園、緑地等のオープンスペース等をいう。
避難所	地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。

【震災時の災害時集合場所・避難所】

名 称	災害時集合場所		避難所		所 在 地	電 話
	＜屋外＞	面積(㎡)	＜体育館＞	面積(㎡)		
狛江第一小学校	●	4,487	●	956	和泉本町1-37-1	3480-0241
狛江第三小学校	●	6,659	●	787	猪方1-11-1	3480-8585
狛江第五小学校	●	4,350	●	694	東野川1-35-13	3489-4430
狛江第六小学校	●	4,307	●	700	駒井町1-21-1	3480-9981
和泉小学校	●	6,251	●	711	中和泉3-33-1	3480-3881
緑野小学校	●	6,285	●	787	和泉本町4-3-1	3489-5418
狛江第一中学校	●	7,918	●	907	和泉本町2-15-1	3480-0121
狛江第二中学校	●	6,457	●	2,469	猪方2-7-1	3480-8891
狛江第三中学校	●	7,004	●	889	元和泉1-23-1	3489-5416
狛江第四中学校	●	6,453	●	946	東野川4-1-1	3480-9691
市民グラウンド	●	8,688	—	—	和泉本町2-15-2	—
西和泉グラウンド	●	7,236	—	—	西和泉1-16-1	—
前原公園	●	12,536	—	—	西野川3-11-1	—
都営団地（公園）	●	5,076	—	—	和泉本町4-7	—
多摩川住宅（公園）	●	15,700	—	—	西和泉1・2丁目	—
西和泉体育館	—	—	●	694	西和泉1-16-1	3430-1141
上和泉地域センター	—	—	●	540	和泉本町4-7-51	3489-9101
都立狛江高等学校	●※	13,763	●	4,071	元和泉3-9-1	3489-2241
多摩川左岸一帯	●※	約570,000	—	—	元和泉3丁目～駒井町3丁目	—
西河原公園	●※	16,070	—	—	元和泉2-38-1	—
防衛省共済組合狛江スポーツセンター	●※	16,822	—	—	元和泉2-30	3480-2637
狛江こだま学園	●	2,820	—	—	中和泉3-14-8	3480-0126
狛江みずほ幼稚園	●	3,353	—	—	岩戸南4-14-1	3480-8037
子鹿幼稚園	●	684	—	—	東野川3-17-1	3480-5091

※印は、旧広域避難場所

■ 避難上重要な道路等の安全化

《市（総務部・建設環境部）》

- 市では、避難道路としての指定は行っていないが、避難者を安全かつ円滑に確実に誘導するため、都と連携して今後も都道の整備を進めるとともに、市道の整備や橋梁などの公共土木施設の耐震性の維持に努める。
- 避難路のために用いられる道路周辺の火災が延焼拡大した際に、避難者の安全を確保するため、街頭消火器をはじめとする消防水利の整備に努める。

＜＜狛江消防署＞＞

- 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

＜＜東京電力＞＞

- 避難道路に施設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用している。
- 電線の混触による短絡断線防止対策として、絶縁電線を使用している。
- 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに開閉器については、高信頼度の真空又は気中開閉器を使用している。
- 避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化している。

＜＜東京ガス＞＞

- 導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

＜＜都（水道局）＞＞

- 都水道局は、管路について、避難所への供給ルートの耐震継手化を優先的に進めていく。

＜＜都（総務局）＞＞

- 指定管理者等の役割を明確化する。
- 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールを検討する。
- 避難場所・避難所等を住民へ周知する。

3 避難所の管理運営体制の整備等

■ 避難所の管理運営体制

＜＜市（総務部）＞＞

- 避難所の管理運営は、地域住民等による自主運営を基本とする。なお、すでに避難所運営協議会が設置されている避難所については、避難所運営協議会が中心となっていく。
- 避難所運営協議会が平時に行っておくべき協議内容は次のとおりである。
 - ・避難所の運営・管理体制の検討に関すること。
 - ・避難所の運営・管理計画の作成に関すること。
 - ・避難所開設・運営訓練に関すること。
- 避難所運営協議会のすべての避難所への設置に向けて地域住民等を支援する。
- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が策定した避難所管理運営の指針（区市町村向け）（平成25年2月改訂）や東京消防庁による避難所の防火安全対策に基づき、地域住民が中心となって避難所毎に避難所管理運営マニュアルを作成する。
- 上記のほか、避難所の管理運営体制の整備や在宅の避難者に対する支援等に関するマニュアル等

を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

＜＜狛江消防署＞＞

- 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、避難所管理運営に関するマニュアル等に反映するよう働き掛ける。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、市に働きかける。
- 本計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、市等の避難所運営を支援する。

＜＜都（福祉保健局）＞＞

- 「避難所管理運営の指針」について、平成19年度に改訂した内容を平成25年2月に再改訂し、市の避難所運営体制整備を支援している。
- 避難所の衛生管理対策を推進する。

＜＜都（教育庁）＞＞

- 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画の策定を支援する。

■ 女性等に対する配慮

＜＜市（総務部・教育部）＞＞

- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所運営が行われるよう体制の整備を図る。
- 避難所運営の体制の整備にあたっては、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- 性別や年齢等によって、固定的な役割分担に固執せず、誰もが積極的に参画できる避難所運営を行うことができるように必要な支援等を行う。
- 避難所の管理運営体制の整備等に関して、マニュアル等を作成する際には、女性の視点等に配慮した具体的な内容となるようにする。

■ 多様な視点からの管理運営体制の確保

＜＜市（総務部・福祉保健部・教育部）＞＞

- 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 都に対して、人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 指定避難所については、食料の備蓄や必要な資器（機）材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- 避難所運営を担う市民を対象に、運営に関する研修や訓練を行うとともに、自助・共助・公助の役割を市民に啓発していく。
- 避難の長期化等に伴う避難生活者のこころのケアに対応できるよう、専門家の確保や職員の養成

に努める。

- 環境省による「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成25年6月）」を参考に、都、獣医師会等と連携し、災害対策に関する飼い主等への普及啓発、飼養動物の同行避難の訓練、避難所における動物飼養に関する取り決めの検討等、動物救護の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

＜都（福祉保健局）＞

- 飼養動物の同行避難等に関する市の受入体制等の整備を支援する。
- 市、関係団体と協力した動物救護体制を整備する。
- 福祉関係団体の協力によりボランティア派遣体制を確保する。

4 災害時要援護者等への対策

4-1 災害時要援護者の避難体制

災害時要援護者（要配慮者）の避難体制の整備については、災害対策基本法の改正を踏まえ、避難行動要支援者名簿の作成等、自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者対策を優先して取り組む。

■避難行動要支援者対策

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 災害時要援護者（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者について、その支援等、必要な措置を実施するための基礎情報となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。
 - ア 名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。
 - ・ 75歳以上の一人暮らしの世帯
 - ・ 75歳以上のみの世帯（同居者）
 - ・ 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）1級又は2級取得者
 - ・ 愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に規定する愛の手帳をいう。以下同じ。）1度又は2度取得者
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）1級又は2級取得者
 - ・ 75歳以上の者と第3号から第5号までの者で構成される世帯
 - ・ 介護保険要介護3以上の認定を受けており、かつ、介護施設に入所していない者
 - ・ 難病の指定を受けている者のうち、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得者
 - ・ 特に災害時の支援が必要と認められるもの
 - イ 名簿には次の事項を記載する。
 - ・ 登録番号
 - ・ 氏名

- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・住所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・町内会・自治会・マンション等管理組合・防災会
- ・世帯状況
- ・居住状況
- ・名簿の登録資格（支援等を必要とする理由）

ウ 名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部署で把握している必要な情報を集約するよう努めるとともに、市で把握していない必要な情報については、都等に情報提供を求める。

エ 避難行動要支援者に該当する者の転入、転居、死亡、施設等への長期入所等、必要な情報を定期的に確認し、名簿を更新する。また、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者には、名簿情報を提供することについて、同意の確認を行う。

オ 平常時の声掛け及び安否確認、災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導等、避難行動要支援者を支援する組織（以下「支援組織」という。）は、次のとおりとする。

- ・民生委員・児童委員
- ・狛江市社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・町内会・自治会又はマンション等管理組合
- ・狛江市防災会
- ・狛江消防署及び狛江市消防団
- ・その他緊急時において、市長が特別に認めた組織及び団体

カ 災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度において、支援組織に名簿の情報を提供する。また、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、避難行動要支援者の同意を得ていない場合であっても、必要な限度で名簿の情報を提供する。

キ 名簿の情報提供に際して、提供先の組織が適正な情報管理を図るよう、市は次の措置を講ずる。

- ・名簿は秘匿性が高い個人情報が含まれるため、支援組織毎に必要な情報を抽出して提供する。
- ・狛江市避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成22年要綱第71号）に規定された秘密保持義務を遵守するよう、十分に説明するとともに、必要に応じて、名簿の情報を提供した支援組織に対して、個人情報の取扱いに関する研修等を実施する。

ク 支援組織関係者等の安全確保を図るため、災害時の支援に関するルール等をあらかじめ検討しておくとともに、必要に応じて市は支援に関する研修等を実施する。

コ 支援組織関係者等が名簿を活用して、早い段階での避難行動を促進することができるよう、避難準備情報の発令にあたっては、分かりやすい言葉や表現にするとともに、高齢者や障がい者の特性にあった必要な情報を選別して流す等、情報伝達について配慮する。

○ 避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための避難支援対策を示した狛江市避難行動要支援者支援プラン（全体計画・個別計画）を策定する。

○ 狛江市避難行動要支援者支援プラン（個別計画）の作成にあたっては、各人の等状況に応じて個

別に地域による避難支援体制を整備するよう努める。

- モデル地区を指定した避難支援に係る実地検証を行い、そのうえで、他地域における支援体制の確立を図る。
- 都、狛江消防署等と連携して、自主防災組織等地域を中心とした避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、円滑な避難体制の確立と地域の防災行動力の向上に努めるとともに、支援者の参加拡大を図る。
- 寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、事業所等と協働しながら、近隣や地域住民との地域協力体制の確立に向けて相互に協力しあえるよう充実に努める。
- 災害時の緊急入所や緊急ショートステイ等の利用を円滑に行うため、日頃から緊急対応の制度の習熟を図るとともに、社会福祉施設等、関係機関等とのネットワークを構築する。
- 市内にある民間の福祉事務所に對し、避難行動要支援者の受入れやサービス提供等に協力するよう求めていく。
- 社会福祉施設間における相互応援について、広域的な施設への避難が可能になるよう施設間での調整について助言する。

■総合的な避難体制の整備

《市民》

- 災害時要援護者が災害時に円滑に避難できるよう、また、迅速かつ正確に安否確認ができるよう、平時から顔の見える関係づくりに努める。

《市（総務部・福祉保健部）》

- 災害時要援護者について、適切な避難誘導や安否確認等を行うため、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より災害時要援護者に関する情報の把握・共有や避難訓練の実施に努めるとともに、情報伝達体制や避難誘導体制の整備を図る。
- 平時からの災害時要援護者と地域住民との交流を深めるため、その関係づくりを支援する。
- 災害時要援護者の避難体制（対策）に関するマニュアル等を作成するとともに各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

《狛江消防署》

- 市等と協働して、自主防災組織を中心とした災害時要援護者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワーク）づくりを推進する。
 - ・市等と連携して災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - ・社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会、自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じ

た被災しない環境づくりについて取り組む。

＜都（福祉保健局）＞

- 市における災害時要援護者対策の強化を支援する。

4-2 避難所・避難場所等の指定・安全化

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 自宅や避難所で生活している災害時要援護者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、災害時要援護者には避難行動に制限がある点を踏まえたうえで、二次避難所（福祉避難所）を指定する。二次避難所（福祉避難所）を指定したときは、都福祉保健局に報告する。
- 二次避難所（福祉避難所）の指定にあたっては、要援護者（要配慮者）の特性に応じて複数の施設を選定するよう努める。
- 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋鉄骨構造に加えて災害時要援護者の特性を踏まえ、可能な限りバリアフリーを備えた建物を利用する。
- 福祉作業所の建設等を行う場合には、二次避難所（福祉避難所）としての利用を考慮し、災害時の避難スペース等を確保を検討する。
- 地域センター等の公共施設や市内の福祉施設等について、二次避難所（福祉避難所）の補完的利用等を検討する。

【震災時の二次避難所（福祉避難所）】

名 称	所 在 地	電 話
あいとぴあセンター	元和泉 2-35-1	3488-1181
狛江こだま学園	中和泉 3-14-8	3480-0126
狛江みずほ幼稚園	岩戸南 4-14-1	3480-8037
子鹿幼稚園	東野川 3-17-1	3480-5091

4-3 避難所の管理運営体制の整備等

＜市（総務部・福祉保健部）＞

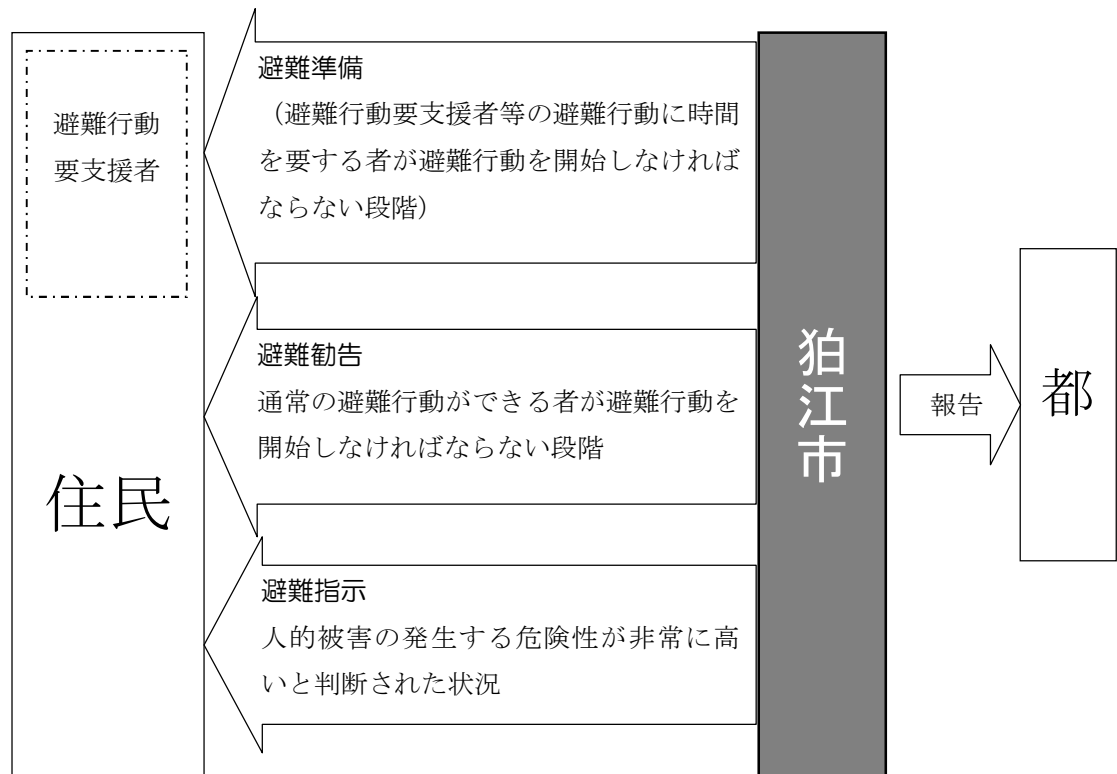
- 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、PHS等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に努める。
- 福祉関連のボランティアの派遣について、福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 福祉避難所について、被災後に遅滞なく設置、管理、運営できるよう、福祉関係事業者等と連携しながら、マニュアル等を整備するとともに、適宜福祉避難所の運営に関する訓練等を実施する。

【応急対策】

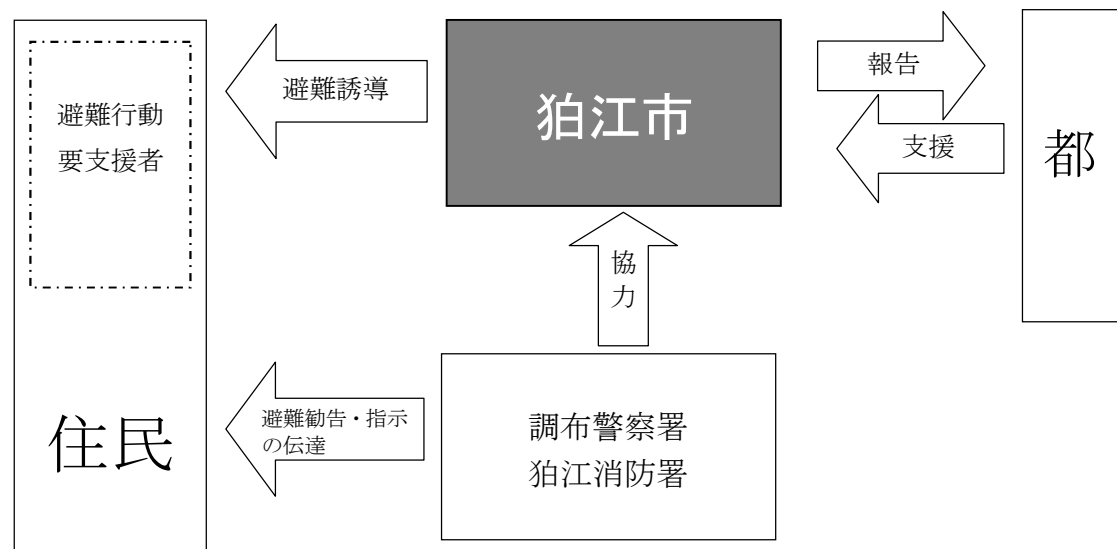
- | | |
|----------------|---------------|
| 1 避難誘導 | 4 ボランティアの受入れ |
| 2 避難所の開設・運営 | 5 被災者の他地区への移送 |
| 3 災害時要援護者等への対策 | 6 動物救護 |

1 避難誘導

【避難勧告・避難指示】



【避難誘導】



■ 避難勧告等

＜市（総務部）＞

- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 市内において危険が切迫した場合には、市長は調布警察署長及び狛江消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示するとともに、速やかに都災害対策本部に報告する。

【避難勧告等一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (避難行動要支援者情報)	○避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

■ 避難誘導

＜市（総務部・児童青少年部・教育部）＞

- 避難の勧告又は指示が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団等の協力を得て、災害時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に地域又は町会・自治会、事業所単位に集団を編成する。
- 避難した災害時集合場所において、市災害対策本部等と連絡確保を図るとともに、災害の拡大状況等に応じて、リーダー、市職員、警察官等の誘導により、より安全な別の災害時集合場所への避難を行う。
- 震災の状況に応じ、学校長等（園長等を含む。）を中心に、児童（園児等を含む。）・生徒の安全を確保できる避難誘導を行うよう指導する。
- 次のとおり災害時集合場所におけるトイレ機能の確保に努める。
 - ・災害対策用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
 - ・水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
 - ・避難場所等において、マンホールトイレ用ピット等を活用できる施設がある場合は、組立てトイレ等を備蓄により確保する。

＜調布警察署＞

- 災害時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会・自治会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、災害の拡大状況等の様子を見ながら、災害時集合場所等に避難させる。この場合、災害時要援護者は優先して避難させる。
- 避難誘導にあたっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づく措置をとる。
- 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市への通報を行う。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へその内容の通報を行う。
- 避難の勧告又は指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を市、関係機関に通報する。
- 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。
- 避難勧告又は指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

＜都＞

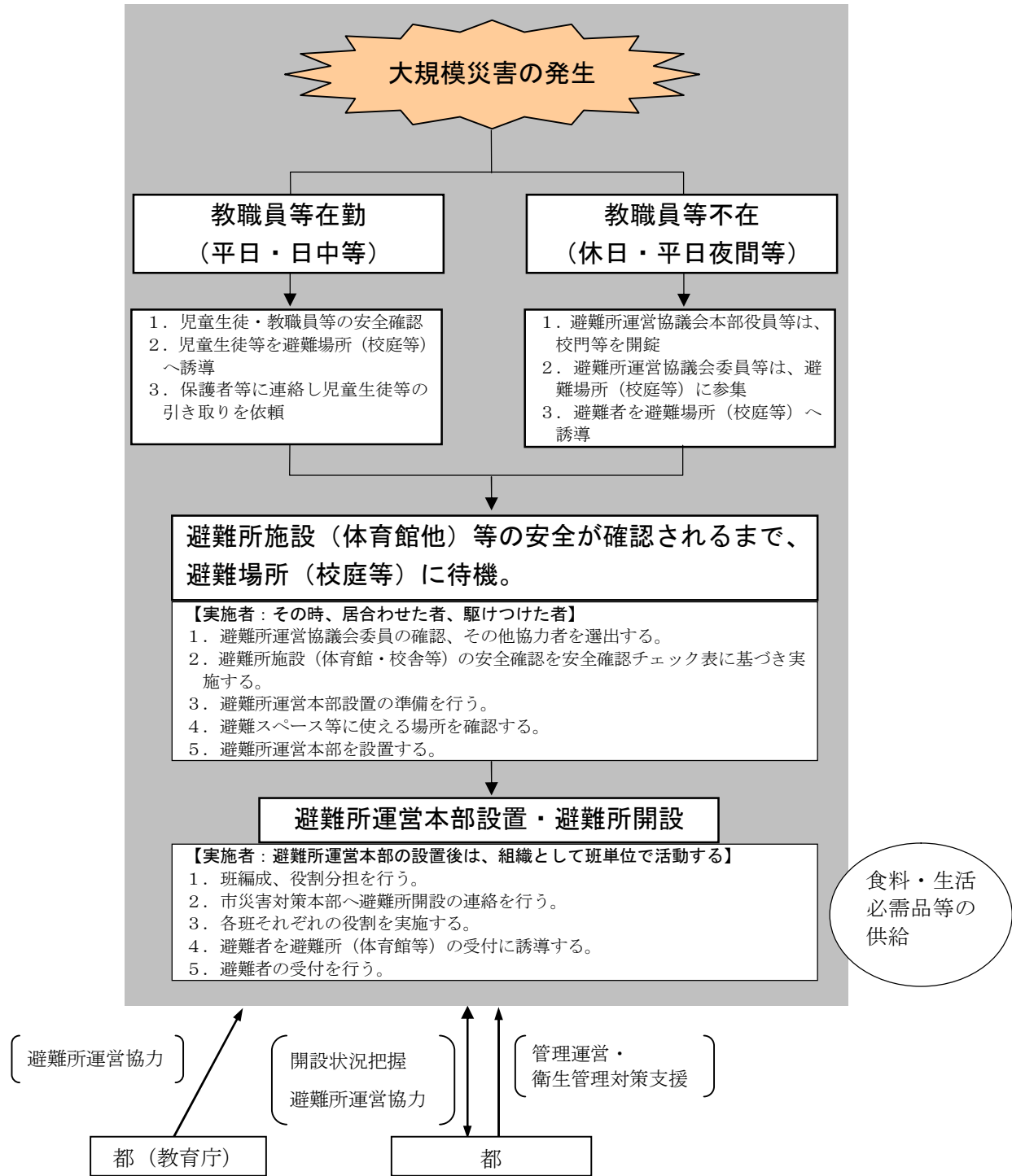
- 都知事は、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。
- 関係各局は、市からの要請に対応する。

＜都（福祉保健局）＞

- 災害時要援護者に関する市等と連絡調整する。

2 避難所の開設・運営

【避難所の開設手順】



■ 開設・報告

《市 (総務部・企画財政部・教育部) 》

- 被災者の受入れは、可能な限り町会・自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成したうえで、受け入れる。

- 避難所を開設した場合は、避難所運営者の中から管理責任者を選任する。
- 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に報告する。
- 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。
なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。
- 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、臨時広報誌の発行、テレビ、ラジオ、インターネット、ファクシミリ等の活用が可能となるような環境整備に努める。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 市災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。(第2部第2章 市民と地域の防災力向上＜応急対策＞5 ボランティアとの連携 参照)
- 避難所は、設置者である市が学校以外にも多様な手段で確保に努める。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への避難者の移動について、検討する。
- 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所での食事や物資等の受け取りを必要とする在宅被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。

■ 避難所の管理

＜市（教育部）＞

- 各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指定するものとする。
- 避難所に配置された市職員は、市災害対策本部の指示に基づき、施設の管理者及び狛江市防災会等自主防災組織等協力団体の協力を得て避難所の管理を行う。
- 避難所に配置された市職員の任務は次のとおりである。
 - ・避難者の受付及び人員の把握を行う。
 - ・収容者となるべく自主防災組織等地域ごとに適当な人員によって班を編成し、役員を決め、市職員への協力を要請する。
 - ・避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受払いを行う。
 - ・避難所の管理運営状況等必要な記録をし、市災害対策本部に報告する。

■ 避難所の運営等

＜市（福祉保健部・教育部）＞

- 避難所の管理運営は、避難者による自主運営（避難所運営協議会等）を基本とし、必要に応じて市職員、関係機関、ボランティア等が協働する。
- 避難所の規模及び周辺の状況を勘案し、管理運営に要する職員を適切に配置する。
- 避難所に配置された市職員は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 避難所に配置された市職員は、避難者による自主運営の支援及び調整を行う。

- 避難所に配置された市職員は、食料の分配、生活環境の整備等、避難所の運営に必要な任務を避難者で編成した班で分担するなどして、避難者自らが運営に関与できるよう配慮する。
- 保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難所に配置された市職員は、避難所を閉鎖することとなった場合の帰宅行動又は他の避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 避難所の運営にあたって留意すべき事項は、次のとおりである。
 - ・震災から相当の期間が経過した時期の運営方法を想定しておくこと。
 - ・立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域を設定すること。
 - ・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。
 - ・避難所における情報管理はできる限り一括で行うこと。
 - ・避難住民の生活環境上必要な物品を確保すること。
 - ・避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を決め、平等かつ能率的な配給を実施すること。
 - ・避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努めること。あわせて、こころのケアに対応するよう努めること。
 - ・プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めること。
 - ・ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知すること。
 - ・時季に応じて、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施すること。
 - ・時季に応じて、熱中症、食中毒等が発生しないよう十分配慮すること。
 - ・傷病者に対し、救急医療を行うため、救護所及び医師を確保すること。
 - ・避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じること。

■ 女性等に対する配慮

《市（教育部）》

- 管理責任者は、男女双方の視点等に配慮した運営を心がけ、特に女性が避難所生活において不利益を受けたり、不安を抱かないよう管理運営体制を整える。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、パトロールの実施、照明の配置による視認性の向上等、避難所における安全性の確保を図り、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 居住スペースは、女性の安全確保を重視した配置を行い、特に避難所において身寄りのいない女性避難者に配慮するものとする。

■ 野外受入施設

＜市（教育部）＞

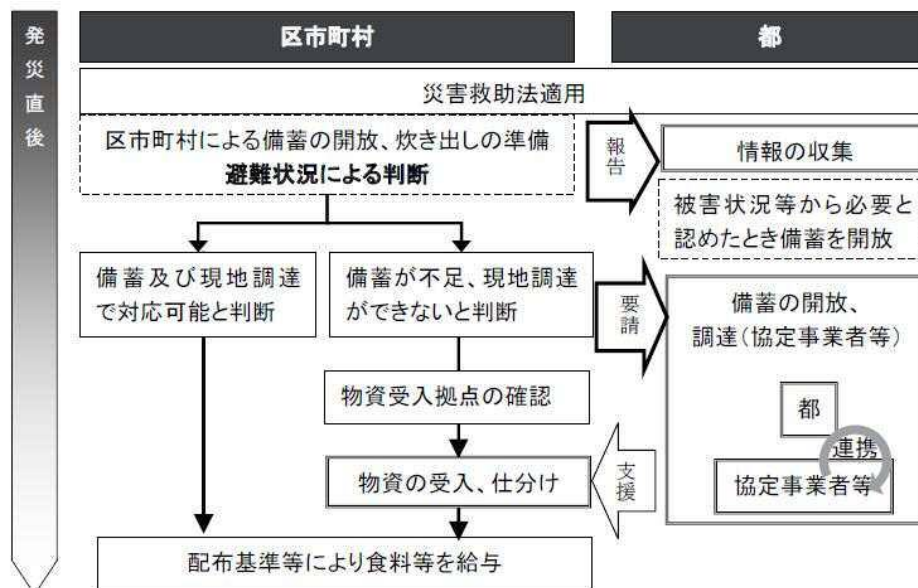
- 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

■ 食料・生活必需品等の供給・貸与

＜市（教育部）＞

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、都の災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。（第2部第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進＜応急対策＞1 備蓄物資の供給 参照）

【避難所における物資供給のスキーム】（東京都地域防災計画より）



■ 飲料水の安全確保

＜市（福祉保健部・教育部）＞

- 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

■ 食品の安全確保

＜市（福祉保健部・教育部）＞

- 都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ・手洗いの励行
 - ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - ・情報提供
 - ・殺菌、消毒剤の調整
 - ・乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

■ トイレ機能の確保

＜市（建設環境部・教育部）＞

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、災害対策用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

■ 公衆浴場等の確保

＜市（福祉保健部・教育部）＞

- 保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

＜都＞

- 必要な避難所を確保するため市を支援する。

＜都（福祉保健局）＞

- 避難所及び二次避難所（福祉避難所）開設状況を把握する。
- 避難所管理運営に関して支援する。
- 避難住民に対して健康相談支援をする。
- 野外受入施設設置に必要な資材に関して連絡調整する。
- 環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生を確保する。
- 食品衛生指導班による食品の安全を確保する。
- 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いを指導する。
- 市の衛生管理対策を支援する。
- 食料・生活必需品等の配分について、都のみで困難な場合は、日本赤十字社に対して日本赤十字奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。

＜都（教育庁）＞

- 都立学校に避難所を開設する場合に避難所運営協力を支援する。

3 災害時要援護者等への対策

■ 避難誘導

＜市（福祉保健部）＞

- 避難行動要支援者支援プランにおける支援の対象者については、個別計画に基づいて避難する。
- 災害の規模等の状況に応じて、避難行動要支援者名簿の情報について、必要な限度で支援組織に提供することを検討する。
- 災害時要援護者の避難に際しては、その特性や個々の状態に応じて、通いなれた施設への避難等、多様な避難方法を検討する。
- 高齢者や障がい者等の災害時要援護者については、障がい特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等、多様な主体の協力を得ながら適切に避難誘導できる体制をとることで、安否確認を行う。
- 特に障がい者の避難誘導にあたっては、当該障がい者が通所している施設との協力体制の整備を図る。

■ 二次避難所（福祉避難所）の開設・運営

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 管理責任者は、管理運営に際して、災害時要援護者の視点に配慮する。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の活用等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に連絡する。
- 避難所の運営にあたっては、災害時要援護者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- 災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がいの特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ二次避難所（福祉避難所）への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- 二次避難所（福祉避難所）の運営は、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移送手段についても確保する。

4 ボランティアの受入れ・派遣

＜市（福祉保健部・教育部）＞ ＜狛江市社会福祉協議会＞

- 都の避難所管理運営の指針に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。

- 市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。（第2部第2章 市民と地域の防災力向上＜応急対策＞5 ボランティアとの連携 参照）
- ゼッケンを用いる等、避難所で活動するボランティアについて、避難者と部外者が判別できるように配慮し、円滑なボランティア活動と避難所の安全管理を図る。

＜都（生活文化局）＞

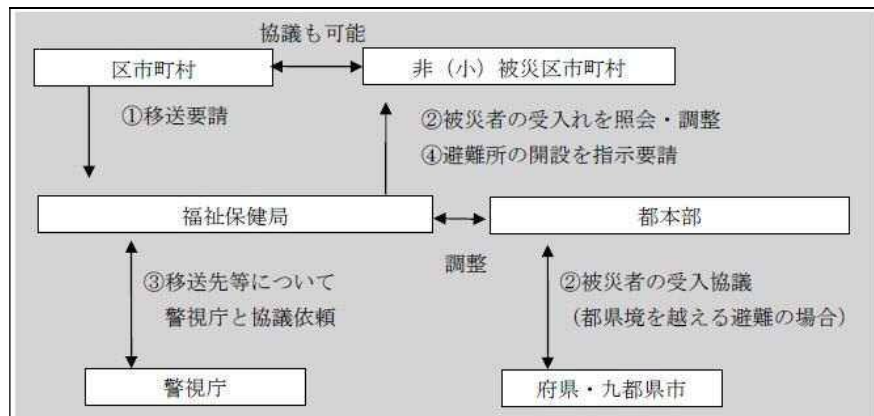
- 東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターの支援を行う。
- 東京都防災（語学）ボランティアを派遣する。

＜都（福祉保健局）＞

- 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、市に対して広域的支援する。

5 被災者の他地区への移送

【移送先の決定】（東京都地域防災計画より）



＜市（総務部・福祉保健部）＞

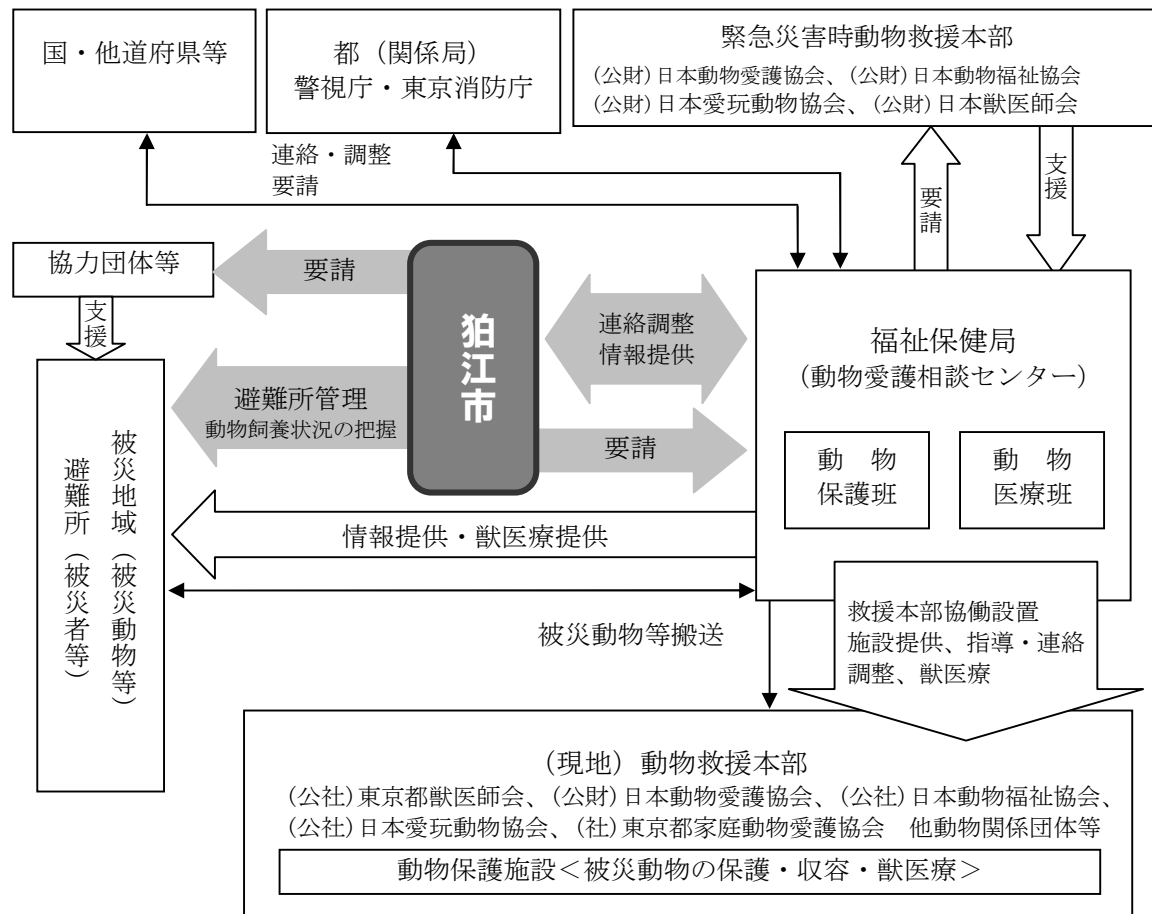
- 市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは、小被災地、又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。なお、相互応援協定等の締結先自治体や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。
- 被災者の他地区への移送を要請した場合、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- 都から被災者の受入を指示された場合、受入体制を整備する。

＜都（福祉保健局）＞

- 被災者の移送先を決定する。
- 移送先の市区町村と調整を行う。
- 被災者の移送方法を決定し、移送手段を確保する。
- 市による災害時要援護者等の移送を支援する。

6 動物救護

【動物救護活動体制】



＜市（総務部・福祉保健部・教育部）＞

- 動物同伴の避難者に対応するため、開設した避難所等に、必要に応じて動物救護所を設置する。
避難所に動物救護所を設置することが困難な場合は、近接した避難所等に動物救護所を設置する。
- 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。
- 避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。
- 協定先に対して動物救護活動の支援を要請する。
- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

＜都（福祉保健局）＞

- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。
- 動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整を行う。
- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- 避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。

第9章 帰宅困難者対策

基本的な考え方

- ・大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルや大規模集客施設など都内において混乱が想定される。事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。
- ・本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく外出者、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、混乱防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。

現在の対策の状況

- ・都は、平成23年11月に、個人や事業所、行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた一斉帰宅抑制の基本方針を策定し、これを踏まえ平成24年3月に行政、事業者、都民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を制定し、平成25年4月に施行された。市では、都の基本方針や条例に則り、徒歩等帰宅者の発生抑制や安全な帰宅ができるよう、条例等の主旨、それぞれの役割等の周知、啓発を行っている。

狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
市内帰宅困難者数	8,872人	

※地震の想定は、冬18時風速8m/s

課 題

- ・東日本大震災を受け、帰宅困難者に対する取組を示した東京都帰宅困難者対策条例の考え方を周知する必要がある。
- ・新たな被害想定では、8,872人の帰宅困難者の発生が想定されており、一時滞在施設の確保等の対策が必要である。また、市はベッドタウンとしての性格が強いことから、都心からの徒歩等帰宅者による小田急線3駅周辺、幹線道路沿線、多摩水道橋付近等における混雑、滞留が想定される。
- ・地震発生当初は、停電や通信回線の輻輳等により、滞留者等が情報を得ることが困難な状況が想定される。
- ・乳幼児、児童・生徒等の保護者等が帰宅困難となった場合に、相互の安否や現況等の状況を確認できるようにしておく必要がある。

主な対策の方向性

- ・東京都帰宅困難者対策条例の市民、市内事業者への周知徹底、普及啓発を行う。
- ・駅周辺や幹線道路沿線等、帰宅困難者が多く発生すると想定される場所周辺に一時滞在場所、誘導先等を確保する。
- ・都や交通機関等からの情報を収集するとともに、帰宅困難者に対する情報提供、誘導等の支援を行

う。

- ・屋外滞留者や帰宅困難者に対する情報提供の場として、都が進める災害時帰宅支援ステーションに加え、市としても市内事業者に対して同ステーションとして協力してもらうよう求めていく。
- ・学校、保育園等子どもを預かる施設において、保護者等との連絡手順を整備しておき、子どもたちの安全確保、保護者等への確実な引渡しを図る。

【予防対策】

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 | 3 一時滞在施設の確保 |
| 2 帰宅困難者への情報通信体制整備 | 4 徒歩帰宅支援のための体制整備 |

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

■ 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

《市（総務部）》 《都》

- 市及び都は、都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

《調布警察署》

- 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。

《狛江消防署》

- 防災訓練等の指導の機会を捉え、広報・啓発活動を推進する。

■ 事業者における施設内待機体制の確立

《事業者》

ア 体制について

- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた事業所における帰宅困難者対策ガイドライン（平成24年9月）を参考に、事業所防災計画、事業継続計画（BCP）等において、あらかじめ従業員等の施設内待機に係る体制を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において明記する。

- 冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る体制を従業員等に周知する。

イ 備蓄について

- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するため、あらかじめ必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等の備蓄に努める。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。
- 発災後3日間は、救出救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、備蓄量の目安は3日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。
- ・ 3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討してい

く。

ウ 施設の安全確保について

- 施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 安全点検のためのチェックリストを作成するなど、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく。
- 停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保について、事業所防災計画、事業継続計画（BCP）等であらかじめ定めておく。

エ 従業員等との連絡、帰宅ルールについて

- 発災時における外出する従業員等の所在を確認できるよう連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- 帰宅時間が集中しないよう、日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。
- 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

オ 訓練等について

- 地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 施設内待機体制確立に関する訓練を適宜実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る体制を改善していく。

＜狛江消防署＞

- オフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策や在館者の安全確保等について、事業所防災計画に定めるよう指導を行う。

＜狛江青年会議所・狛江市商工会＞

- ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。
- 市や地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員事業者等に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

■ 駅前滞留者対策

＜市（総務部）＞ ＜調布警察署＞ ＜狛江消防署＞ ＜小田急電鉄＞ ＜小田急バス＞

＜駅前周辺事業者＞ ＜NTT東日本・通信事業者＞ ＜都＞

- あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、各機関の間で役割分担や手順を決めておく。
- 各機関は、平時より市が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 駅前滞留者対策に関する訓練を適宜実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に

応じて駅前滞留対策に係る体制を改善していく。

- 事業所や帰宅困難者が正確かつ必要な情報を得られるよう、都、防災機関、報道機関、通信事業者及び公共交通機関等と連携・協力体制の整備を図る。

《調布警察署》 《狛江消防署》

- 計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、各機関に対して必要な助言を行う。
- 各機関と連携した訓練を実施する。

■ 集客施設及び駅等の利用者保護

《集客施設・小田急電鉄》

- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドラインを参考に、事業所防災計画、事業継続計画（BCP）等において、利用者の保護に係る体制をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で明記する。
- 冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る体制を従業員等に周知し、理解の促進を図るとともに発災直後から利用できるような体制の整備に努める。
- 利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法も検討しておく。
- 災害時要援護者や急病人への対応等の具体的な内容について検討しておく。
 - ・高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学する児童・生徒への対応
事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。
 - ・外国人への対応
誘導の案内や情報提供などについて配慮する。
- 日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。
- 施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。
- 駅前滞留者対策に関する訓練を適宜実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて駅前滞留対策に係る体制を改善していく。

《狛江消防署》

- 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。

■ 学校等における児童・生徒等の安全確保

《市（教育部）》 《学校等》

- 学校防災マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。
- 各学校の防災マニュアル等を作成するとともに、これに基づき、各関係機関と連携して適宜訓練等を実施する。
- PHSを配備する等、学校と市との連絡体制の強化を図る。
- 食料や飲料水等の備蓄を検討する。

《市（児童青少年部）》 《私立保育園・幼稚園》

- 公立保育園において策定している危機管理マニュアルを運用、平時からの訓練等を推進するとともに、私立保育園や幼稚園に対して必要な情報提供を行う。
- 保護者との直接連絡の手段として、携帯電話の配置と災害時伝言ダイヤル等の案内を行う。
- PHSを配備する等、公立保育園と市との連絡体制の強化を図る。
- 食料や飲料水等の備蓄を検討する。

■ 市民における準備

《市民》

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など其他必要な準備をする。
- 特に女性については、夜間でも安心して帰宅できるよう、街灯の設置や人通りが多い帰宅経路を把握に努める他、防犯ブザー等の携帯品の準備をする。

《市（総務部）》

- 都の帰宅困難者対策ポータルサイト等の情報ツールや携帯品を周知しておく。特に女性が安全に帰宅するための事前対策について、具体例を示しながら周知啓発を図る。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

《市（総務部）》 《NTT東日本・通信事業者》

- 帰宅困難者等への円滑な情報提供の確保にあたっては、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（平成24年9月）を基に取組を進めていく。
- 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知を行う。
- 都、防災機関、報道機関、通信事業者及び公共交通機関等と連携協力して、事業所が正確かつ必要な情報を得られるように連携・協力体制を確立しておく。

《調布警察署》

- 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器（機）材を整備する。

《NTT東日本・通信事業者》

- あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

3 一時滞在施設の確保

《市（総務部）》 《都》 《国》

- 市は、所管する施設のうち、避難所以外の施設で受入可能な施設として、エコルマホール及び各駅最寄の地区センターを一時滞在施設の候補とする。
- 必要に応じて、集客施設（ホールなど）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう働きかける。
- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて関係機関において情報共有する。
- 一時滞在施設の確保・運営にあたっての行政の支援策は以下のとおりである。
 - ・ 一時滞在施設に関する普及啓発
市及び都は、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。
 - ・ 防災関係機関への周知
市及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。
 - ・ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策
民間施設の協力を得るために、市、都、国は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

《事業者》

- 市や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市や都と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。

《一時滞在施設となる施設》

- 市と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備する。

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

《市（総務部）》

- 市内で営業する事業者とは、必要に応じて市が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保・充実に努めるとともに、市民・事業者に周知する。
- 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知する。
- 世田谷通りや多摩水道橋付近では、徒歩帰宅者の滞留が発生する危険性があるため、和泉多摩川緑地について、帰宅困難者の対策拠点（避難者対策を含む）となる都立公園として整備するよう積極的に都に要請する。
- 徒歩帰宅支援のための体制整備に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと適宜訓練等を実施する。

《都》

- 都立学校を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。
- 災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。
- 災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。
- 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を検討する。

《事業者》

- 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。

《事業者》 《学校等》

- 従業員等又は児童・生徒に対して、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発する。
- 従業員等又は児童・生徒の帰宅ルールをあらかじめ定めておく。

《NTT東日本・通信事業者》

- 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。
- 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験を実施する。

《各関係機関》

- 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の開設や事業者等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援対策の周知・充実を図る。

【応急対策】

1 駅周辺での混乱防止

2 事業所等における帰宅困難者対策

1 駅周辺での混乱防止

1－1 駅周辺の混乱防止

＜市（総務部）＞

- 駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。
- 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。

＜調布警察署＞

- 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。

＜狛江消防署＞

- 市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。

＜事業者等＞

- 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。
- 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。

＜NTT東日本・通信事業者＞

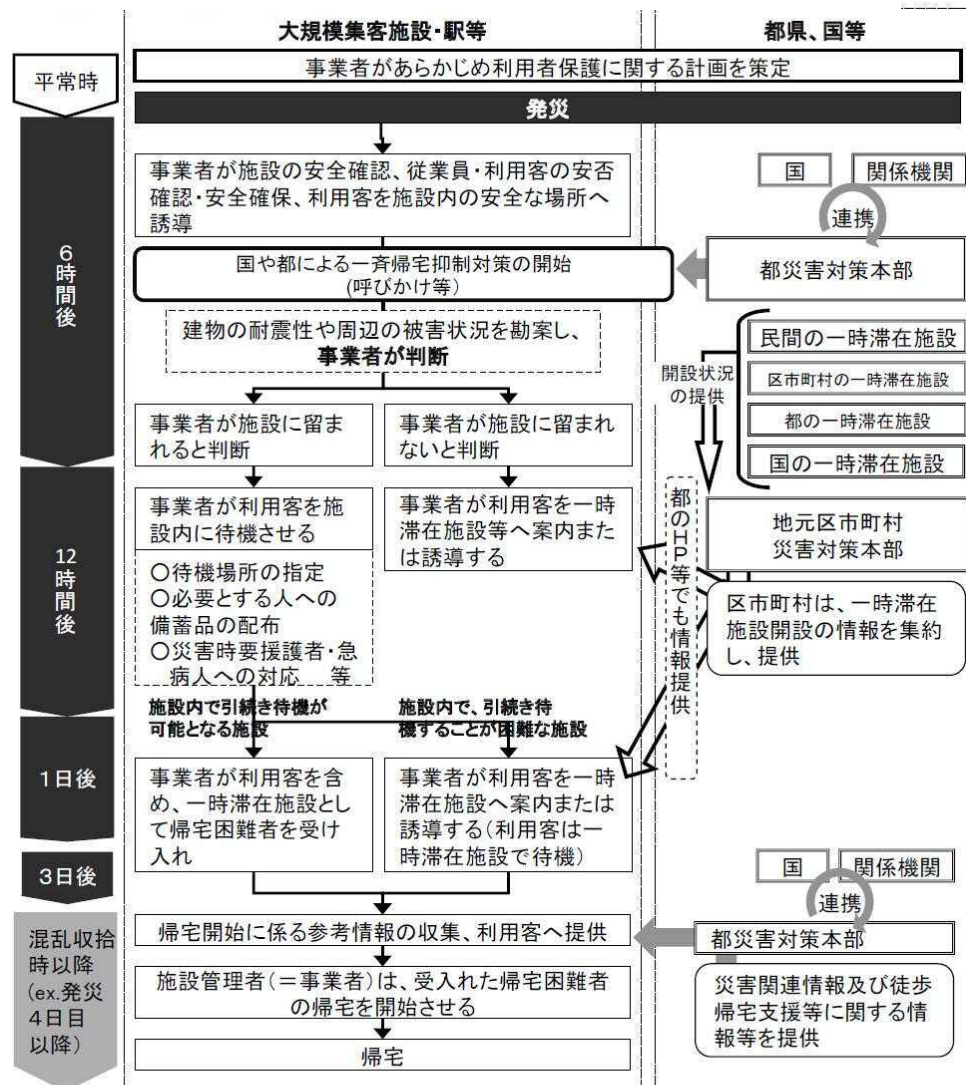
- 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。
- 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。

＜都（総務局）＞

- 帰宅困難者に対し、市区町村や報道機関等と連携して、情報提供を行う。
- 帰宅困難者の受入れに関する、一時滞在施設間の連絡調整を行う。

1-2 集客施設及び駅等における利用者保護

【駅等での利用者保護フロー図（東京都地域防災計画より）】



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

《市（総務部・企画財政部）》 《都》 《国》

○ あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者と必要な情報交換を行う。

《集客施設等の事業者》

- 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、市や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
- 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
- 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

- 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。
- 利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。
- 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。
- 利用者保護にあたって、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、災害時要援護者に配慮する。
- 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

＜小田急電鉄＞

- 駅滞留者に対し、自治体が開設した一時滞在施設への案内を行う。
- 駅利用者に対し、列車の運行計画および代替輸送機関の状況と利用案内を行う。

1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

＜一時滞在施設となる施設＞

- 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
- あらかじめ公表されている一時滞在施設が開設できない場合、施設管理者は、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。
- 災害時要援護者の受入れを優先するよう配慮する。
- 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね次のとおりとなる。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ・建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ・施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- ・従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- ・施設利用案内の掲示等
- ・電話、特設公衆電話、ファクシミリ、Wi-Fi等の通信手段の確保
- ・市等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）

- ・帰宅困難者の受入開始
- ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ・計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給

- ・し尿処理・ごみ処理のルール確立
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- ・受入可能人数を超過した場合の市等への報告

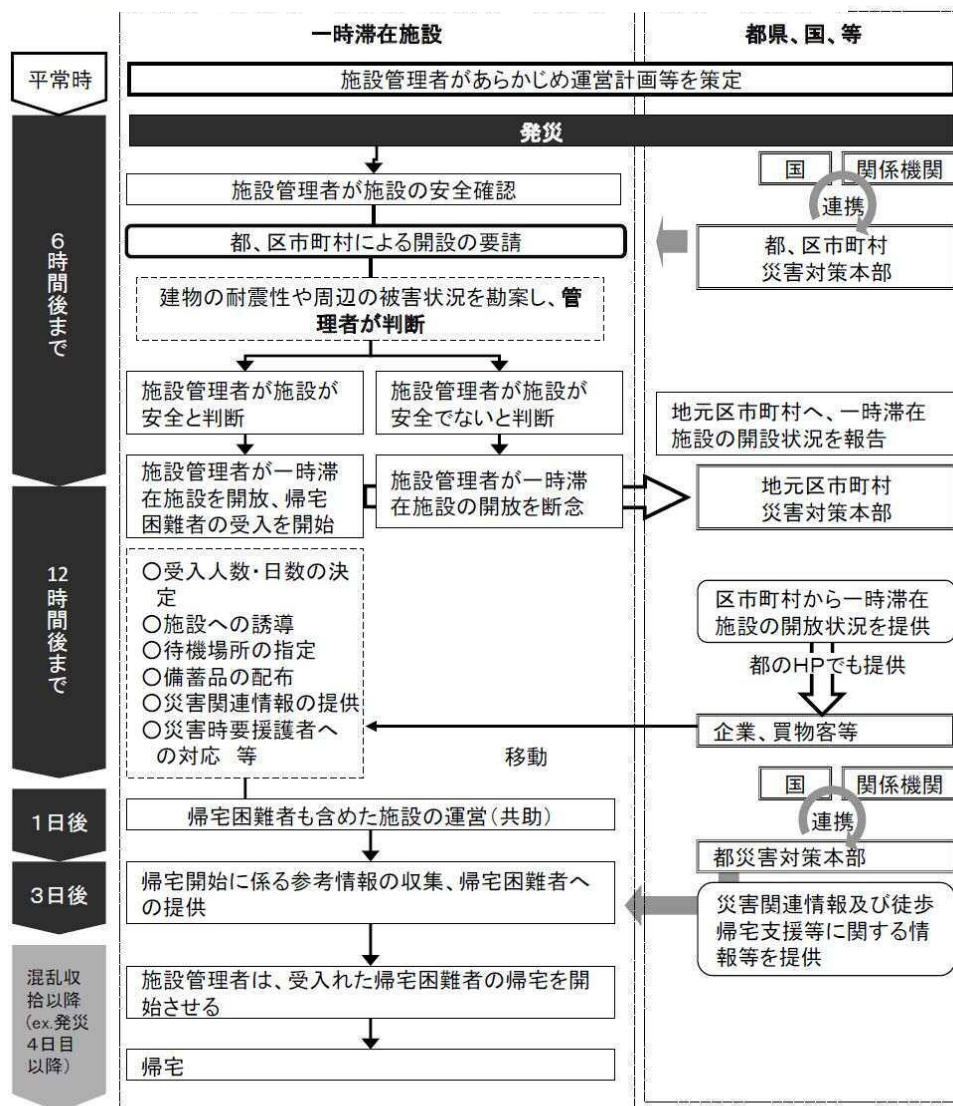
ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- ・受入者も含めた施設の運営
- ・公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

エ 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）

- ・一時滞在施設閉設の判断
- ・帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

【一時滞在施設運営のフロー図（東京都地域防災計画より）】



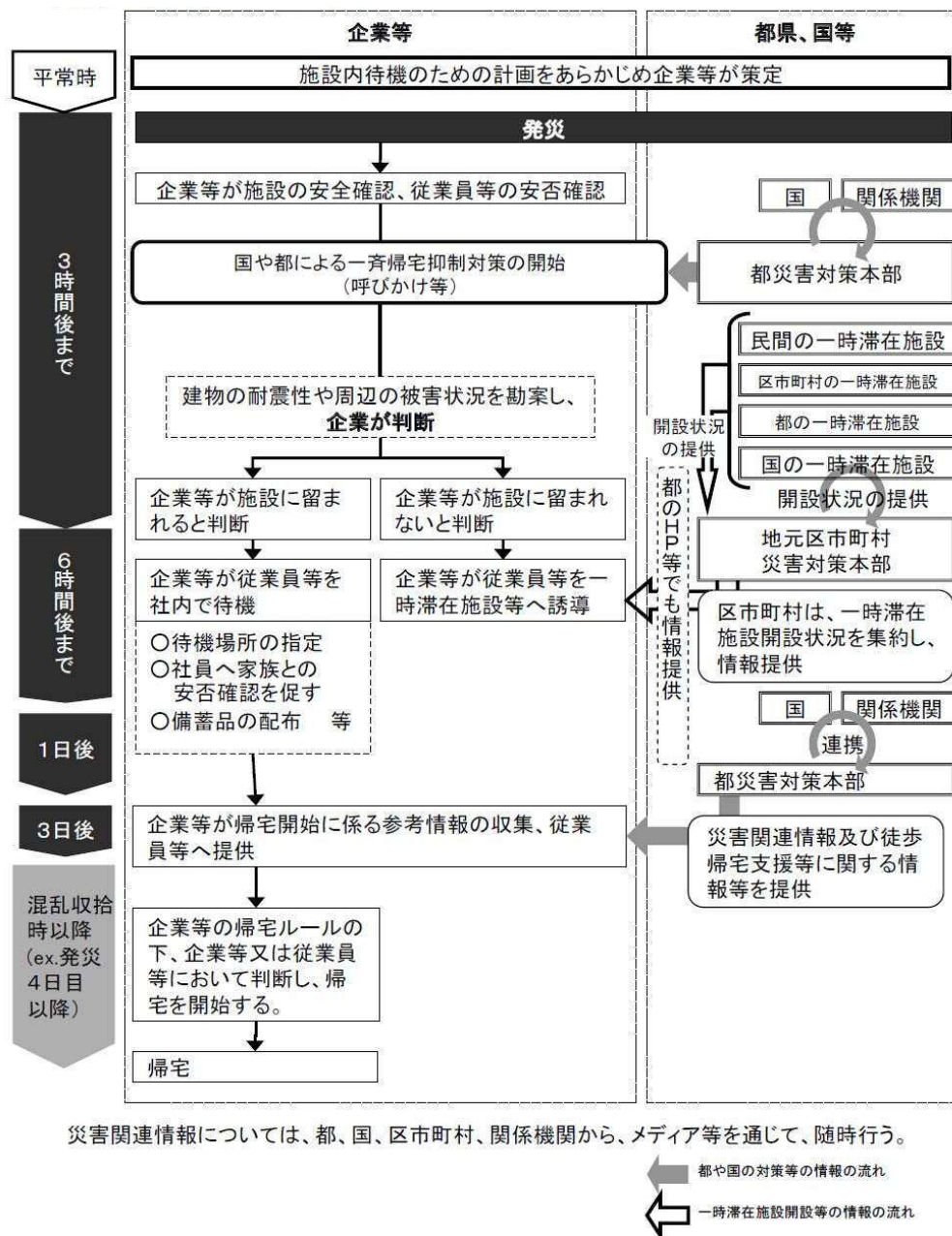
災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

2 事業所等における帰宅困難者対策

【一斉帰宅抑制のフロー図（東京都地域防災計画より）】



《市（総務部・企画財政部）》

- 事業所が必要な情報を得られるよう通信事業者等と連携協力する。

《事業者》

ア 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

イ 施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

ウ 防災活動への参加

- 事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）に努める。

エ 情報提供体制の確保

- 災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある

《学校等》

- 児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。
- 児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

《狛江青年会議所・狛江市商工会》

- 会員事業者等に対して、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる等の帰宅困難者対策の基本原則の周知徹底を求める。

《都》

- 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める。
- 事業者団体を通じて、事業者へ従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる等の帰宅困難者対策の基本原則の周知徹底を図る。

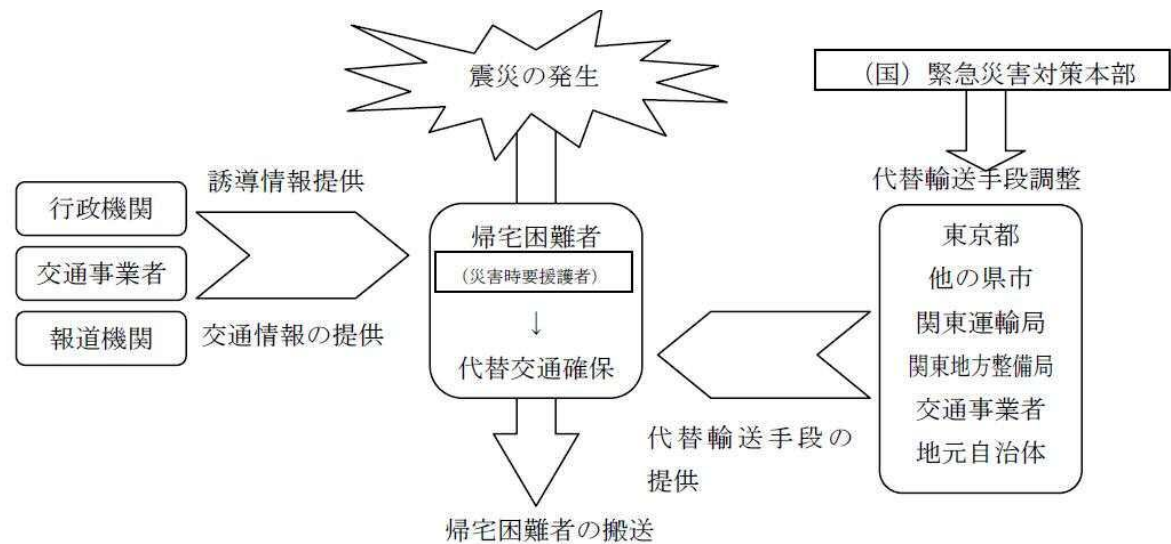
【復旧対策】

1 徒歩帰宅者の代替輸送

2 徒歩帰宅者の支援

1 徒歩帰宅者の代替輸送

【代替輸送の手順（東京都地域防災計画より）】



＜市（総務部）＞

- 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

＜小田急電鉄＞

- 総合対策本部から輸送計画に係る情報を関係自治体および報道機関に伝達する。
- 発災後の早期運転再開に努める。

＜小田急バス＞

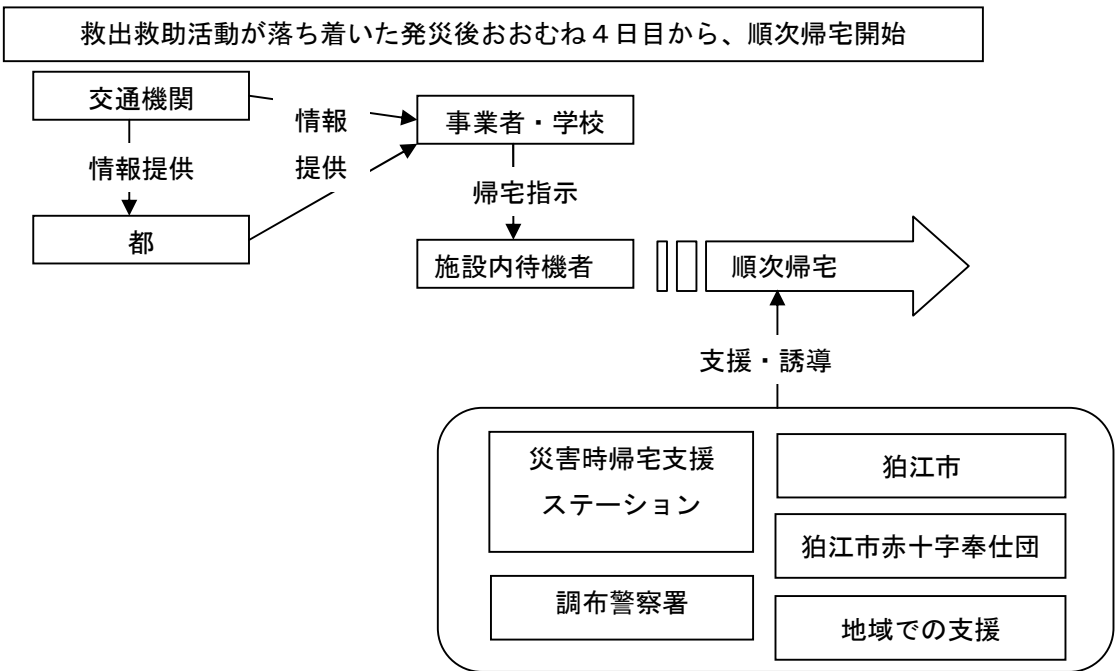
- 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、市と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。
- バスの運行にあたっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- 調達できるバスには限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、災害時要援護者を優先する。

【代替輸送手段の確保における各機関の役割】

機関名	対策内容
国や都	○ バスによる代替輸送手段を確保する。

市	○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導する。
関東運輸局	○ 代替交通の許可等を速やかに行う。
バス事業者	○ バス等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援



《市（総務部）》

- 徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- 帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）と連携をとり、活動の支援を行う。

《市（教育部）》 《学校》

- 児童・生徒が在校中や休日等の部活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合、又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づき、児童・生徒の安全な引渡しを図る。

《事業者》

- 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、市及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

＜調布警察署＞

- 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。

＜狛江市赤十字奉仕団＞

- 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。

【市内の赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）】

- ・ 狛江市元和泉三丁目6番地 和泉多摩川児童公園内

＜日本郵便＞

- 市内の郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。

＜都＞

- 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。
- 災害時帰宅支援ステーションに指定された都府施設において、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の支援を実施する。

【市内の災害時帰宅支援ステーション】

- ・ 狛江市元和泉三丁目9番1号 都立狛江高等学校

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

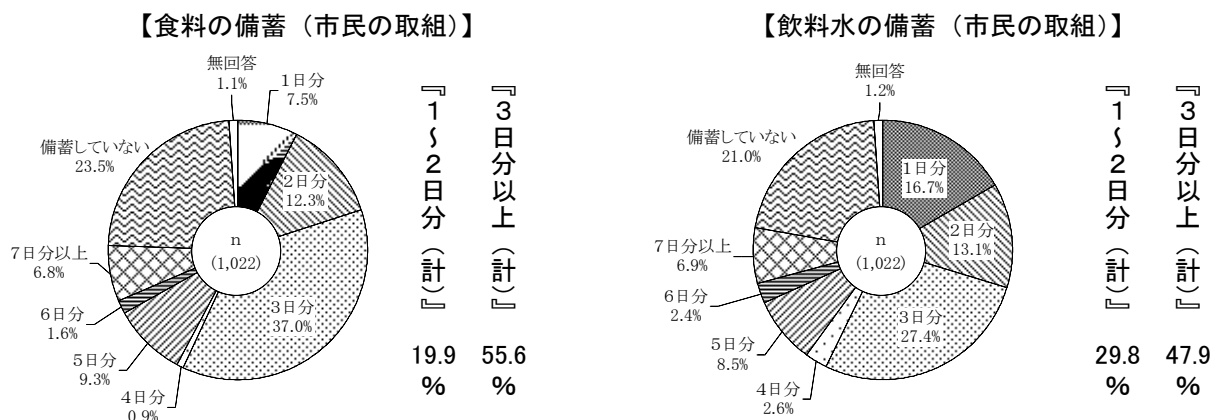
基本的な考え方

- ・災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料、水、毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。
- ・本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

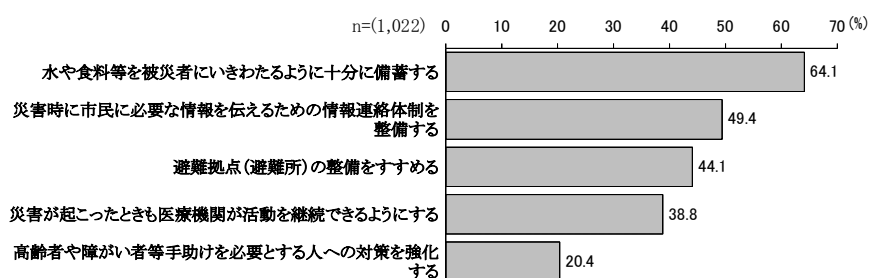
現在の対策の状況

- ・アルファ化米、クラッカー等の食料、調製粉乳のほか、毛布、肌着、敷物などの生活必需品を備蓄するとともに、市内事業者等と協定を締結し、災害時に優先調達できるよう備えている。
- ・地域での訓練を行う際に、アルファ化米、クラッカー等の食料の無償提供や資器（機）材の貸出しを行っている。
- ・水の確保については、庁舎に地下水の揚水設備を整備しているほか、東京慈恵会医科大学附属第三病院との協定や市民が所有する井戸を災害時に提供する災害対策用井戸の登録制度を実施している。
- ・応急給水体制の確立に向けて、都や世田谷区と連携して、砧浄水場や和泉本町浄水所等の給水拠点で給水訓練を実施している。
- ・物資の輸送について、トラック協会等と協定を締結しているほか、ガソリンやプロパンガスといった各燃料の優先供給に関する協定を市内事業者と締結している。

市民意識調査の結果（主要項目）



【市に力を入れて取り組んでほしい防災対策（上位5項目）】



粕江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目	多摩直下地震	東京湾北部地震
避難人口	12,640人	12,457人
避難所へ避難する人	8,216人	8,097人
避難所以外のところへ避難する人	4,424人	4,360人

課 題

- ・新たな被害想定における避難生活者は、市内で8,216人（多摩直下地震）と、前回想定よりも上回っていることから、このことを踏まえた備蓄品の整備や調達手段の確保、また、自助の重要性を訴えていく必要がある。
- ・女性や災害時要援護者に対応するため、その視点に立った備蓄品を備えること、あわせて、避難者数の増に対応するため、備蓄物資の品目、量、保管場所について再検討する必要がある。
- ・物資を確実に輸送できるよう情報収集、判断、連絡調整等を的確に行うことのできる体制の構築が必要である。
- ・東日本大震災では、個人による被災地への支援物資の送付により、仕分けや確認作業など、被災地の負担になった現状があった。受け入れる側としても、このことを踏まえた対応が求められる。

主な対策の方向性

- ・想定避難者数を見据えた備蓄量の確保に努めるとともに、協定締結等により調達先の拡大を図る。
- ・市の備蓄に対する考え方を周知するとともに、市民、事業者等で備えておくべき品目を示すなど、備蓄の啓発を行う。
- ・女性、災害時要援護者等のニーズや、季節等様々な状況を考慮した備蓄品目を整備する。
- ・品目、数量ともに拡充する備蓄品について、新たな保管スペースの確保や避難所等で効率的に使用できるような保管方法を検討する。
- ・物資の輸送体制を整えておくとともに、輸送に必要な車両（台数、種別）や燃料等を調達できるよう、事業者、団体等と協定締結を進めるなど、その確保に努める。
- ・義援物資の受入れ、輸送について、需給状況等を踏まえ、効率的に行えるようその対応方法をあらかじめ定めておく。

【予防対策】

1 食料及び生活必需品等の確保	4 輸送体制の整備・車両の確保
2 飲料水及び生活用水の確保	5 燃料の確保
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	6 義援物資の取扱い

1 食料及び生活必需品等の確保

《市（総務部・市民生活部）》

- 都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における市の多摩直下地震における最大避難者数（疎開者を除く）等を基準とする。
- 物資の確保にあたっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被害状況を考慮する。
- 食料、生活必需品等の確保にあたっては、備蓄物資の不足に備えるためにも、あらかじめ他の自治体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。
- 市民、事業者による備蓄を促進するため、市民や事業者が食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、積極的に普及啓発を行う。
- 食料及び生活必需品の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

■ 災害時要援護者・女性・乳幼児等に対する配慮

《市（総務部）》

- 求められる物資等は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、災害時要援護者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、市及び都で確保する。災害発生後の最初の3日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- 食事に配慮が必要な方（乳幼児、食物アレルギー者、慢性疾患患者、高齢者等）の特殊食品について、具体例を示しながら市民が自ら備蓄するよう啓発していく。
- 基礎化粧品等、災害時にも女性にとって必要な生活用品について、具体例を示しながら周知し、市民が備蓄や非常用持出品として準備するよう啓発していく。また、こうした生活用品等の災害時の提供について、民間事業所等との協定締結を検討する。

《市民・家庭・事業所》

- 平時から食料及び生活必需品の備蓄に努める。
- 平時から非常時に持ち出すべき品物（特に各個人に特有の用品）をあらかじめリストアップし、いざというときに持ち出せるようにしておく。

【各個人の特性に応じて必要な用品等の例】

持病薬、メガネ、保険証、障害者手帳など

《都（総務局・福祉保健局）》

- 都民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。
- 帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例等により、事業者による備蓄を促進する。
- 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。
- 市が被災により物資調達不能となった場合に、市に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。
- 市の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、市と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。
- 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥や調製粉乳など、災害時要援護者に対しても配慮した食品を確保する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、市及び都で確保する。災害発生後の最初の3日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。

2 飲料水及び生活用水の確保

《市（総務部・市民生活部・建設環境部）》

- 災害対策用井戸、雨水貯留槽等の整備により、水の確保に努める。
- 飲料水及び生活用水の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、都をはじめ各関係機関の協力のもと、市民でも使用できるよう適宜訓練等を実施する。

【市内の災害対策用井戸】（平成26年2月1日現在）

- ・市立小中学校 10か所
- ・公園等 2か所
- ・個人所有（登録井戸） 63か所
- ・東京慈恵会医科大学附属第三病院 1か所

《市民・家庭・事業所》

- 水道の復旧には時間を要するので、平時からペットボトル等の飲料水及び水の汲み置き等による生活用水の確保に努める。

《都（総務局・水道局）》

- 浄水場（所）、給水所等にエンジンポンプなど応急給水用資器（機）材の計画的な更新を図り、資器（機）材の整備を推進するとともに、これら資器（機）材を収納する倉庫を整備する。
- 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。

- 自主防災組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所の給水拠点において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。
- 消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか、市・自主防災組織等と実施手法について協議のうえ定める。
- 給水拠点が遠い地域等への対応を図るため、現行の応急給水拠点の配置状況の再検討を行い、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、必要な取組を行う。
- なお残る空白地域については、市が確保している受水槽、プール、消火栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、市と連携して応急給水に万全を期する。

【市内及び近隣の給水拠点】

施 設 名	住 所	確保水量	対応日数※
和泉本町浄水所	和泉本町四丁目6番1号	2,260m ³	約9.7日分
砧浄水場	世田谷区喜多見二丁目9番1号	8,300m ³	約35.5日分

※対応日数：平成26年2月1日付け人口（77,877人）を基準として、1人1日当たり3リットル換算とする。

【その他の給水場所】

施 設 名	住 所	確保水量（日量）
防災センター	和泉本町一丁目1番5号	216m ³
東京慈恵会医科大学附属第三病院	和泉本町四丁目11番1号	280m ³ ※

※市との間で平成18年に締結した協力協定により、病院の所有する井戸から狛江市と調布市の両市に日量約280m³の供給を受けることが可能となった。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

《市（総務部・市民生活部・教育部）》

- 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。
- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。分散備蓄の場所は、物資の出し入れ等の効率性を考慮し、できる限り避難所敷地内での確保を検討する。
- 備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

【市の地域内輸送拠点】

市民総合体育館（和泉本町三丁目25番1号）

＜都（福祉保健局）＞

- 都備蓄倉庫の確保及び管理運営を行うとともに、直営倉庫の適正な配置を検討する。
- 市が選定した地域内輸送拠点を把握する。

【輸送拠点】

広域輸送基地	他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点。トラックターミナル、卸売市場、ふ頭、空港など
地域内輸送拠点	市区町村における緊急物資等の受入れ、配分、被災地への輸送等への拠点

4 輸送体制の整備・車両の確保

＜市（総務部・市民生活部）＞

- 備蓄物資、調達物資、救援物資等の避難所等への輸送にあたっては、円滑かつ確実に届けられるよう、庁用車を活用するほか、あらかじめ他の自治体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。
- 配送先となる避難所の位置及び経路については、あらかじめ周知徹底する。
- 災害救助法が適用されるまでの物資搬入のために、大型車が通行できるルートを検討する。
- 輸送車両等の確保にあたっては、二輪車、コンテナ車など、多様な輸送手段の観点から検討する。
- 避難所や被災に関する状況が刻々と変化することが想定されることから、物資を優先して輸送する条件、地域等の基準等をあらかじめ定めておく。
- 車両、機材等の置場は、浸水や倒壊等の安全性に配慮した場所とするよう努める。
- 輸送体制の整備・車両の確保に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

＜調布警察署＞

- 緊急通行車両の確認事務を行う。

＜狛江消防署＞

- 緊急通行車両（所管関係車両）等を確認する。

5 燃料の確保

＜市（総務部）＞

- 東日本大震災時にガソリン等の燃料が不足したことを踏まえ、あらかじめ民間事業者等と優先供給に関する協定を締結するなど、災害時における燃料の確保に努める。
- 災害時に備えるため、平時より庁用車を使用するときは、残量が半分程度になったら必ず給油しておく。

6 義援物資の取扱い

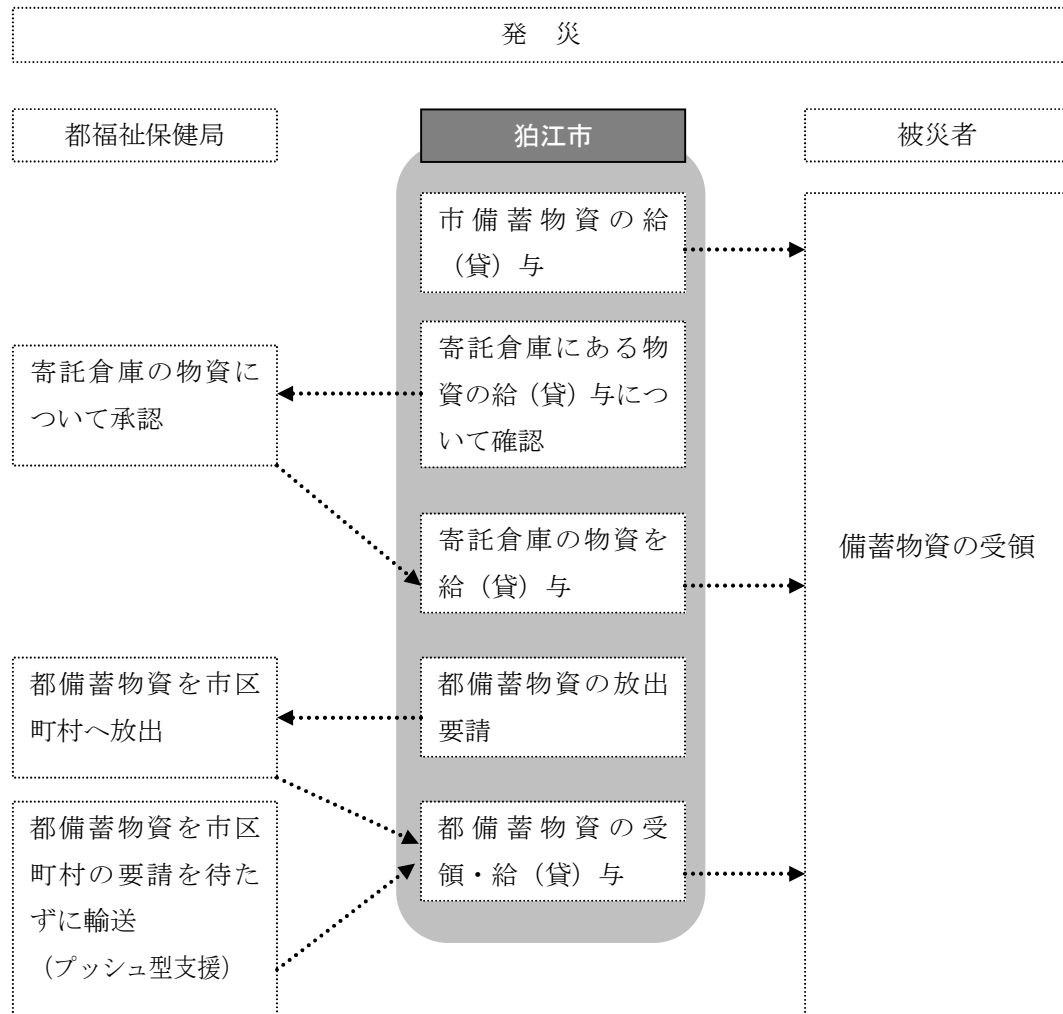
＜市（企画財政部）＞

- 救援物資の受入れ、各避難所への輸送に関して、効率的な受入れができるようあらかじめマニュアル等を作成し、内容の習熟を図る。

【応急対策】

- | | |
|-----------|------------|
| 1 備蓄物資の供給 | 4 義援物資の取扱い |
| 2 飲料水の供給 | 5 輸送車両の確保 |
| 3 物資の調達要請 | |

1 備蓄物資の供給



※ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。

※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

＜配布基準＞

- 配布基準は、原則として、都の災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を得て定める。

■ 食品の給与

＜市（市民生活部）＞

- 震災時における被災者への食品等の給与を実施する。
- 被災者に対する食品の給与は、市が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。
- アルファ化米等に不足が生じた場合の調達は、協力協定に基づき狛江市米穀商組合から米穀を調達するとともに、都に都備蓄品の供給を要請する。
- 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- 被災者への食品等の配分にあたっては、以下の点に留意する。
 - ・給食の順位
災害時要援護者のほか、傷病者・身体虚弱者などへの優先を状況に応じて適切に行う。
 - ・給食の範囲
被災者に対する給食は、主に避難所収容者を対象に実施するが、状況により在宅の避難者にも給食する。
 - ・配布の方法
避難所では混乱の生じないように公正な配分方針をたて、被災者の協力を得て実施する。
 - ・食物アレルギー
被災者に食材等を周知する等、食物アレルギーに配慮し、食品の給与にあたる。
- 備蓄物資（クラッカー等）として都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- 必要に応じて、都災害情報システム（D I S）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

■ 生活必需品の給（貸）与

＜市（総務部・市民生活部）＞

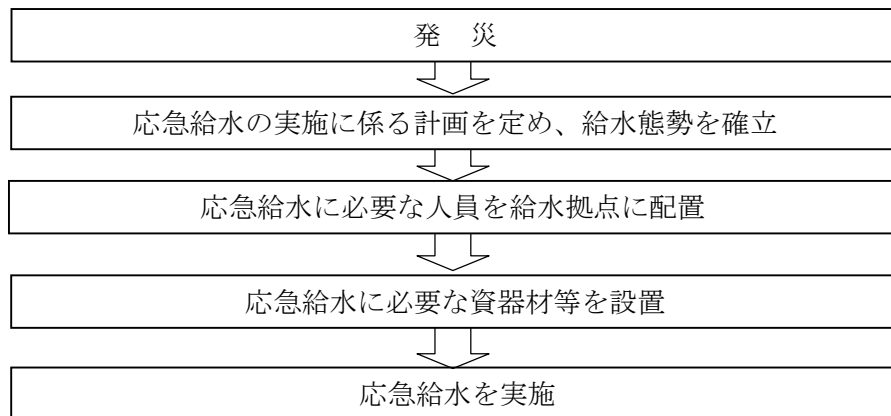
- 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。
- 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。
- 被災者に対する生活必需品の供給は、市が開設する避難所等において、前記の基準に従って行う。
- 市において給（貸）与の実施が困難な場合、都知事に応援を要請する。
- 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- 必要に応じて、都災害情報システム（D I S）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

＜都（福祉保健局）＞

- 災害救助法適用後、市長から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出し、市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。

- 主として避難所生活者を対象に食品を放出する。
- 市の被災状況をかんがみて緊急を要し、市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。
- 被災地以外の隣接市区の避難所に避難した被災者に対しても、市長において救援に協力するよう連絡する。
- 市長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。

2 飲料水の供給



■ 震災時の応急給水の方法

《市（市民生活部）》 《都（水道局）》

- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。
- 応急給水槽及び浄水場（所）・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。給水方法は、集団給水を原則とし、戸別給水は行わない。
- 災害時における態様を考慮し、特に次の場所は優先的に給水を行う。
 - ・災害時集合場所及び避難所
 - ・医療救護所
- 都は、震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況など必要な状況を把握する。
- 給水拠点からの距離や避難所等の状況に応じて、車両による応急給水を行う。
- 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、都と市の役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。

■ 医療施設等への応急給水

《都（水道局）》

- 後方医療体制に含まれる医療施設及び重症重度心身障がい児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

■ 給水拠点での都と市の役割分担

《市（市民生活部）》 《都（水道局）》

- 浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器(機)材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。
- 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所等においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。なお、必要に応じて、市も飲料水の車両による輸送・補給を行う。

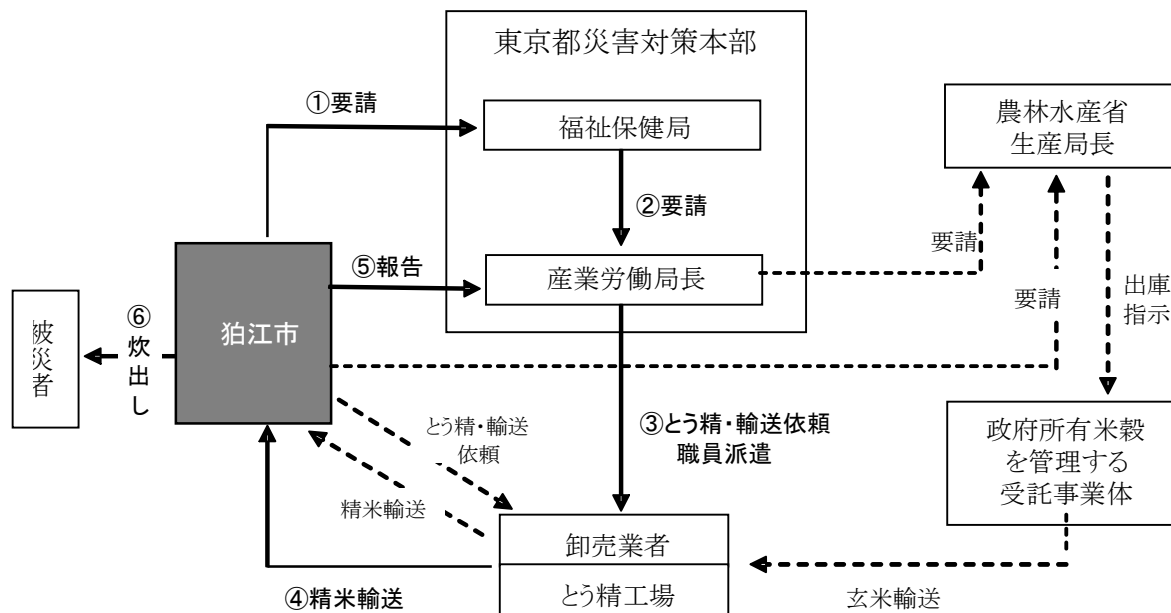
■ 給水体制

《市(市民生活部・教育部)》 《都(水道局)》

- 都は、震災が発生した場合、給水状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- 都は、市と連携し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立する。
- 浄水場(所)・給水所の給水拠点において、都は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 都は、後方医療体制に含まれる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用(機)材を活用し、保有車両等によって水を輸送する。
- 市は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水、ろ過器により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

3 物資の調達要請

【米穀の調達フロー図(東京都地域防災計画より)】



《市(市民生活部)》

- 物資の調達要請の前段として、在庫状況や必要な物資の確認を常に行う。
- 食料の調達については、次のとおり行う。
 - ・被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
 - ・調達計画では、食品の多様化や高齢者をはじめ災害時要援護者に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 生活必需品の調達については、次のとおり行う。
 - ・震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
 - ・調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

4 義援物資の取扱い

《市（企画財政部）》 《都（福祉保健局）》

- 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。
- 市は、義援物資の受入れ等に関するマニュアルに基づき、義援物資を取り扱う。

5 輸送車両の確保

《市（総務部）》

- 物資を確実に輸送するため、市独自で車両の調達計画を策定する。
- 市災害対策本部の設置後、各部が業務遂行上必要とする車両について検討、調整し、市保有車両の集中管理を行うとともに、外部からの集中調達、第一次的な車両配分を行う。
- 所要車両が調達不能となった場合又は不足を生じる場合は、都財務局、関係防災機関等へ調達あっ旋を要請するとともに運送事業者等の協力を得て調達を行う。
- 震災に伴う交通規制等により一般車両の通行が禁止・制限された場合、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両として優先通行できるよう、地震防災応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認について警察署等にする。

《都（財務局）》

- 物資の輸送に必要な車両を調達する。

- 他県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受付を行い、各局及び市の要請を踏まえ、マッチングを行う。

【復旧対策】

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 4 生活用水の確保 |
| 2 炊き出し | 5 消費者への情報提供 |
| 3 水の安全確保 | 6 物資の輸送 |

1 多様なニーズへの対応

■ 災害時要援護者・女性・乳幼児等に対する配慮

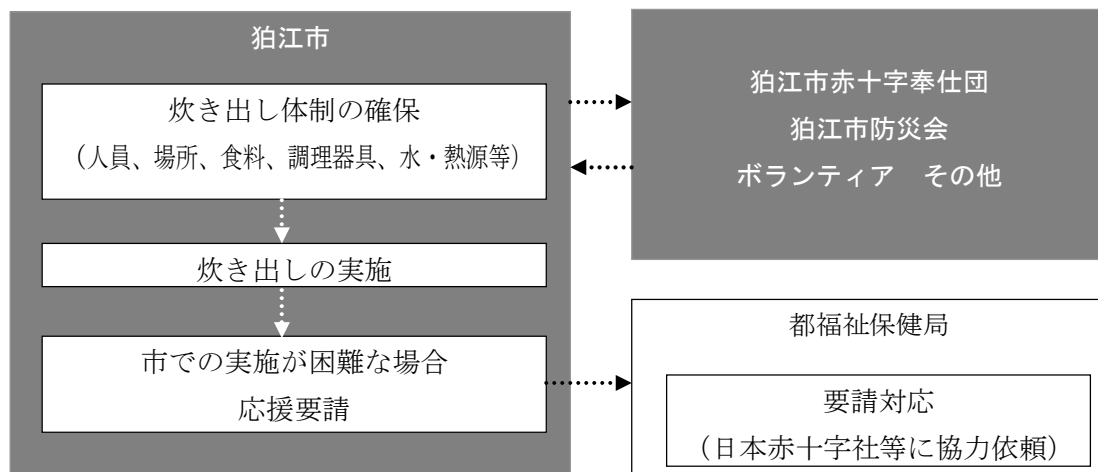
《市（市民生活部・教育部）》

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要援護者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。そのため、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努める。
- 生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

《都（福祉保健局）》

- 広域的見地から市を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。企業、団体からの大口の義援物資について、調達体制の中で受入れを検討する。

2 炊き出し



《市（市民生活部）》

- 震災後およそ4日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。
- 炊き出しは、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。
- 震災後およそ4日目以降、米飯の炊き出しにより給食する際は、米飯給食に必要な梅干、佃煮等

の副食品及び食塩、みそ、醤油等の調味料等を協力協定に基づき民間事業者から調達する。不足分は都に要望する。

- 生鮮食料品については、市内での調達を図る。不足分は都に要望する。

《都（福祉保健局）》

- 市長から炊き出しの要請があり、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都総務局等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して日本赤十字奉仕団等の応援要請等の措置を講じる。

3 水の安全確保



《市（福祉保健部・教育部）》

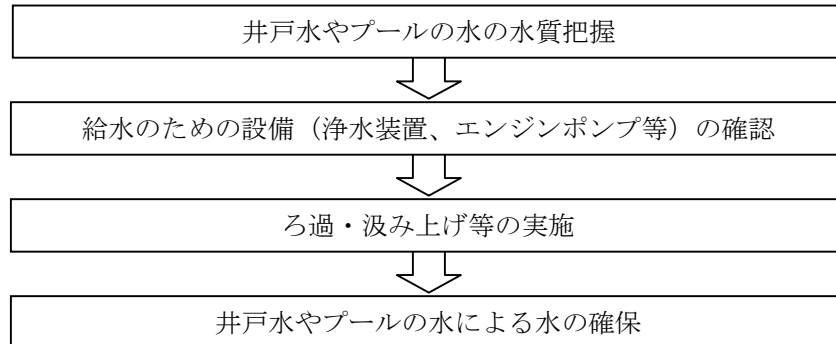
- 都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。
- 環境衛生指導班が、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ライフライン復旧後は、環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

《都（福祉保健局）》

- 市からの要請に応じ、消毒薬の配布を行う。また、残留塩素の確認等を行う。
- 「環境衛生指導班」を編成し、以下の活動を行う。
 - ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
 - ・ 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布

- ・ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

4 生活用水の確保



＜市（教育部）＞

- 避難所においては、災害対策用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。
- 被災後、断水した場合、避難所においては学校のプール、災害対策用井戸等で確保した水を使用する。

＜市民・家庭・事業者＞

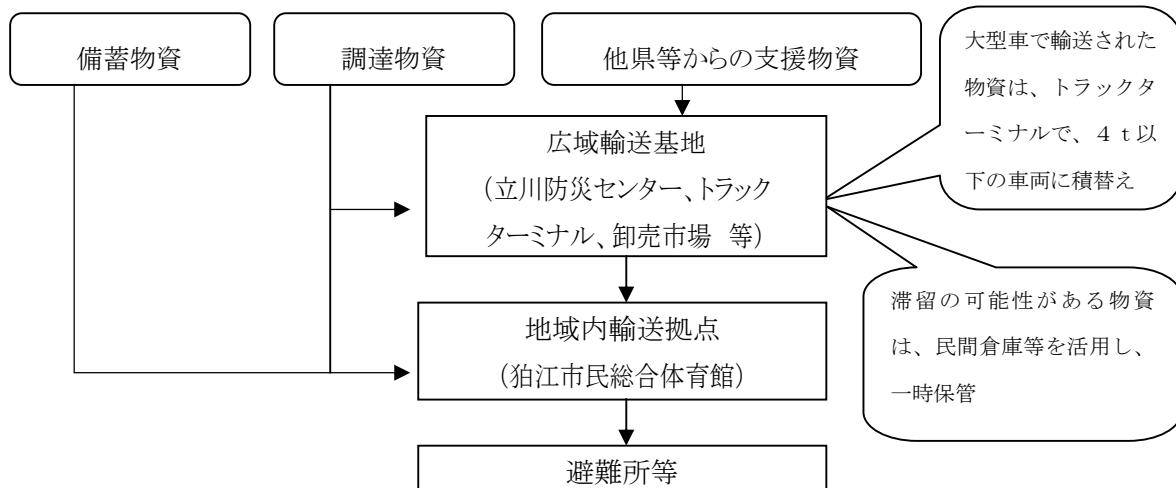
- 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害対策用井戸、河川水等によって水を確保する。

5 消費者への情報提供

＜市（市民生活部）＞ ＜都（生活文化局）＞

- 消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、市民に対して適切に情報提供を行う。

6 物資の輸送



＜市（市民生活部）＞

- 市が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- あらかじめ作成したマニュアル等に基づき、協定を締結した事業者等の協力を得ながら、地域内輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

＜都（福祉保健局・生活文化局・産業労働局）＞

- 市が選定した地域内輸送拠点を把握する。
- 他県等からの陸上輸送による支援物資等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- 調達した物資は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、調達業者の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。広域輸送基地に集積した生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。
- 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、市の選定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。

※ 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 備蓄物資の供給」と同様に行う。

第11章 住民の生活の早期再建

基本的な考え方

- ・震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した市民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。
- ・本章では、罹災証明の発行、仮設住宅の供給、災害用トイレ、ごみ処理及びし尿処理の体制、がれき処理等の市民の生活再建についての対策を示す。

現在の対策の状況

- ・市はこれまで、家屋・住家の被害状況調査に関する職員研修、実際の被災地への職員派遣による罹災証明の発行業務の習得に努めている。
- ・発災時のトイレ機能確保に向け、施設の耐震化を進めるとともに、仮設、簡易、要援護者用など、様々なタイプの災害用トイレを購入し、各避難所の備蓄倉庫で保管している。また、一定規模以上の宅地開発、建築行為等を行う際に、事業者の協力を得てマンホールトイレ用ピットの設置を進めている。
- ・し尿処理については、都下水道局と覚書を締結し、北多摩一号水再生センターへのし尿処理及び受入れに関する体制が整備されている。また、し尿処理に係る車両、作業員、資器（機）材等の供給について、事業者と協定を締結している。
- ・がれき処理については、都が策定する東京都震災がれき処理基本計画と連携をとり、がれき処理計画を策定する方針を立てている。
- ・学校、保育園、学童保育所、児童館等での対応については、避難行動、保護者等への引渡し、応急手当等をまとめたマニュアルを作成している。

狛江市における主な被害想定（主要項目）

被害項目		多摩直下地震	東京湾北部地震
死者数		14人	17人
負傷者		289人	257人
建物被害（全壊・焼失棟数）		506棟	751棟
	ゆれ液状化による建物倒壊	233棟	157棟
	地震火災（全壊建物含まず）	273棟	594棟
避難人口		12,640人	12,457人
	避難所へ避難する人	8,216人	8,097人
	避難所以外のところへ避難する人	4,424人	4,360人
電力施設（停電率）		5.1%	5.6%
通信施設（固定電話不通率）		1.8%	3.7%
ガス施設（供給停止率）	ブロック内全域でSI値が60kine超のケース	0.0%	0.0%
	ブロック内1/3でSI値	100.0%	100.0%

	が60kine超のケース		
上水道施設（断水率）		25.8%	19.6%
下水道施設（管きょ被害率）		17.5%	17.5%
震災廃棄物		9万t	8万t

課 題

- ・新たな被害想定では、200棟以上の建物が全壊し、およそ4～5世帯に1世帯が上下水道の被害を受けるほか、8千人を超える避難生活者、9万トンの震災廃棄物が発生する等、いずれも前回（平成18年）の想定数値を上回っている。
- ・罹災証明は、被災者の生活再建のための各種支援策と密接に関連することから、迅速かつ適切な処理・発行が求められる。
- ・し尿、ごみ、がれき等の運搬・処理について、実施にあたって必要な人員、資器（機）材等が現時点では十分でないといえる。また、最終処分場が被災等により機能停止等した場合を想定しておく必要がある。
- ・東日本大震災での交通機関や通信手段の機能停止等を踏まえ、学校や保育園等と保護者との連絡方法や園児・児童・生徒の引渡しについて、検討をしておく必要がある。
- ・仮設住宅の供給について、東日本大震災において、入居者選考の公平性、コミュニティの喪失等が問題となった。また、市内では立地条件等を考慮すると、ごく限られたエリアに建設することとなるため、工夫が必要である。

主な対策の方向性

- ・市は、関係機関と連携、協力しながら生活再建対策を早急 to 実施する。
- ・罹災証明の発行について、都の生活再建支援システムの検証等、迅速かつ効率的な発行体制の構築を検証する。また、市職員は、罹災証明に関する一連の発行業務を訓練等により習得する。
- ・トイレ機能の確保について、下水道被害や避難生活者等の想定数値を踏まえ、十分な数量を調達する。
- ・し尿、ごみ、がれき等の運搬・処理について、下水道管被害を専門事業者等との協定締結等により、車両、作業員、資器（機）材など、十分な処理体制の確保に努める。また、がれき等を一時的に集積しておくスペースを確保するなど、処理方針等をあらかじめ決定する。
- ・作成したマニュアルに基づき訓練を実施するなど、学校、保育園、学童保育所、児童館等での対応について、子どもたちが安全かつ確実に避難、待機、保護者等への引渡しができるよう体制の構築を図る。
- ・仮設住宅の供給について、あらかじめ入居基準を定めるとともに、入居者の相談体制を整えるなど、入居前後における入居者の公平感、安心感の確保に努める。また、都と連携し、事業者等と協力して賃貸住宅を借り上げて提供するなど、多様な手法により避難者の住居を確保する。
- ・被災者した者に対して早期に生活再建ができるよう、金銭の支給、貸付、各種減免・優遇措置等を適宜実施していく。

【予防対策】

1 生活再建のための事前準備	6 仮設住宅の供給
2 トイレの確保及びし尿処理	7 応急教育
3 ごみ処理	8 保育園等の安全確保・応急保育
4 がれき処理	9 災害救助法等
5 応急危険度判定	

1 生活再建のための事前準備

■ 罹災証明の発行

《市（市民生活部・建設環境部）》

- 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月）を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。
- 住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明発行に対する問合せ対応体制を整備する。
- 現行の基幹システムの活用や都の生活再建支援システム等、効率的、効果的、安定的な罹災証明の発行方法等の導入を検討する。
- 都が作成するガイドラインに基づき、罹災証明の発行業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。

《市（総務部・市民生活部・建設環境部）》 《狛江消防署》

- 被害状況調査体制を充実するとともに、狛江消防署と市は事前協議や訓練等を行い、罹災証明発行に係る連携体制を確立する。

《都（総務局）》

- 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明の発行手続のシステム導入を促進し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。
- 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等についてガイドライン化し、市における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。
- 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、支援するためのシステム化を図る。
- 市への応援要員の確保を検討する。

■ 義援金の配分事務

《市（企画財政部）》

- 都の義援金募集等に協力する場合の募集・配分について必要な手続を明確にする。

- 義援金の独自募集について、検討しておく。

＜都（総務局・福祉保健局）＞

- 東京都義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、市、日本赤十字社東京都支部ほかその他関係機関の中から選任しておく。
- 義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にする。
- 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いを確認する。

2 トイレの確保及びし尿処理

■ トイレの確保

＜市（総務部・建設環境部）＞

- 仮設トイレ以外の携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等、災害用トイレの確保に努める。
- 災害時要援護者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄やオストメイト用トイレの配備等を検討する。
- おがくず等、トイレ代用品の対応について、検討する。
- 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。
- トイレが設置できるマンホールの拡充を図っていく。
- 仮設トイレの調達について、事業者等との協定の締結を検討する。

＜市（総務部）＞ ＜各関係機関＞

- 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

＜事業所・家庭＞

- 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

■ し尿処理体制の確保

＜市（建設環境部）＞

- し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保する。
- 都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を行う。
- 民間事業者と協定を締結し、し尿収集車両の確保を図る。確保にあたっては、し尿の発生量、仮設トイレの設置数、トイレの容量も想定しておく。
- し尿処理に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。

＜都（環境局）＞

- 市の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する市と関連事業者との協定等の締結を推進する。

＜都（下水道局）＞

- し尿の受入体制を整備する。

3 ごみ処理

＜市（建設環境部）＞

- 災害時のごみ処理に関する窓口を設置する。
- 廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資器（機）材に対する備えを検証、確保する。
- 廃棄物集積所として西和泉グラウンドを候補地とする。
- 多摩川衛生組合の建屋等の耐震化について確認する。
- 廃棄物処理マニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

＜都（環境局）＞

- 都は、市が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資器（機）材について、市からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行うことで、不足分の確保を図る。
- 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。
- 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体制の構築により、迅速な処理体制を実現する。

4 がれき処理

＜市（建設環境部）＞

- 廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資器（機）材に対する備えを検証、確保する。
- がれきの撤去用重機を持っている業者（団体）とあらかじめ協定を締結する等、協力関係を構築しておく。
- がれきの仮置き場（廃棄物の集積所）として、西和泉グラウンドを候補地とする。
- 廃棄物（土石・竹木等を含む。）処理マニュアルを策定するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

＜都（環境局）＞

- 関係局と協議し東京都震災がれき処理マニュアルを拡充する。
- 市の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。

5 応急危険度判定

＜市（建設環境部）＞

- 市内の建築士と連携して、職員等の災害時における応急危険度判定士の資格取得者を育成に努め

る。

- 調査時の行動が迅速に行えるよう、応急危険度判定にあたる人材のユニフォーム類や備品類の備蓄を図る。

6 仮設住宅の供給

＜市（建設環境部）＞

- あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を下表のとおり定めておくものとする。
 - ・接道及び用地の整備状況
 - ・ライフラインの状況
 - ・避難場所などの利用の有無

名 称	所 在 地	使用可能面積
市民グラウンド	和泉本町 2-15- 2	約9,000㎡
西河原公園	元和泉 2-38- 1	約2,000㎡
前原公園	西野川 3-11- 1	約7,000㎡

その他一定面積以上の農地について検討する。

- 仮設住宅の建設にあたって、予定地に必要な整備や手順等をあらかじめ検討しておく。
- 仮設住宅の建設資材の確保について、あらかじめ被災自治体の事例等を検証しておく。
- 市内の民間不動産事業等と協定を締結するなど、民間の集合住宅の災害時の優先的な借り上げについて検討する。
- 市内の建築士と連携して、職員等の災害時における応急危険度判定士の資格取得者育成を検討していく。
- 調査時の行動が迅速に行えるよう、応急危険度判定にあたる人材のユニフォーム類や備品類を随時備蓄する。
- 関係機関等と連携し、仮設住宅での飼養動物の受入れ体制について検討する。
- 仮設住宅の供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。なお、マニュアル等では、設置場所、入居者基準等を明確にし、平時から市民に周知を図る。

7 応急教育

＜市（教育部・児童青少年部）＞

- 所管の業務について、応急教育が適切に実施できるよう準備をしておく。また、私立幼稚園についても同様の対応をするよう助言等を行う。

＜市立小中学校＞

- 学校長は、災害の発生に備えて、次の措置を講じるものとする。
 - ・学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育、指導の方法などについて、あらかじめ

方針等を整えておく。

- ・学校ごとに、震災時の避難行動、保護者への引渡し等に関するマニュアル等を作成しておく。
- ・在校中や休日等の部活動等で児童・生徒が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。
- ・登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
- ・勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
- ・市教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- ・児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒も協力する。
- ・児童・生徒の安全確保を図るため、保健室の資器(機)材を充実するよう努める。
- ・学校医や地域医療機関等との連携を図る。

8 保育園等の安全確保・応急保育

＜市(児童青少年部・教育部)＞

- 所管の業務について、応急保育が適正に実施できるよう体制整備を図る。
- 私立認可保育園、認可外保育室及び認証保育所については、市立保育園と同様の対応を講ずるよう助言・指導する。
- 危機管理マニュアル等を策定し、平時からの訓練等を推進する。
- 保護者との直接連絡の手段として、携帯電話の配置と災害時伝言ダイヤル等の案内を行う。
- 食料等の備蓄を検討する。
- 園児・児童等の避難や保護者等への引渡し及び連絡態勢等について、事前に検討し、保護者等に対して周知を図る。

＜市立保育園＞

- 園長は、災害の発生に備えて、次の措置を講じるものとする。
 - ・保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておく。
 - ・園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、保護者との連絡体制について整備する。
 - ・勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、職員に周知する。
 - ・園ごとに、震災時の避難行動、保護者への引渡し等に関するマニュアル等を作成しておく。
 - ・保育園、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡体制並びに協力体制を確立する。
 - ・園児の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、園児等も協力する。
 - ・園児の安全確保を図るため、医薬品等を充実するよう努め、保育園医や地域医療機関との連携を図る。

＜児童館・学童保育所・放課後クラブ・フリープレイ(kokoA)＞

- 災害時の児童の安全確保や避難方法等について、事前に検討しておくとともに、必要に応じて訓練等を実施する。

9 災害救助法等

《市（企画財政部）》

- 災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。
- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。また、作成が義務付けられている関係帳票を事前に準備するとともに、その作成方法等について習熟しておくものとする。
- 市長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、必要な事務処理に関するマニュアル等により激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

《都（総務局）》

- 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、市に周知を徹底する。

【応急対策】

1 被災住宅の応急危険度判定	8 がれき処理
2 被災宅地の応急危険度判定	9 土石、竹木等の処理
3 家屋・住家被害状況調査等	10 応急教育
4 罹災証明の発行準備	11 応急保育等
5 義援金の募集・受付	12 災害救助法等の適用
6 トイレの確保及びし尿処理	13 激甚災害の指定
7 ごみ処理	

1 被災住宅の応急危険度判定

＜市（建設環境部）＞

- 市長は、地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。
- 必要に応じて、東京都防災ボランティアの出動を都に要請する。

＜都（都市整備局）＞

- 地震発生後7日以内に終了することを目標に応急危険度判定を行い、必要な措置を講じる。
- 都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。
- 市に対する支援を効果的に行うため、都災害対策本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。

2 被災宅地の応急危険度判定

＜市（建設環境部）＞

- 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。
- 必要に応じて、東京都防災ボランティアの出動を都に要請する。

＜都（都市整備局）＞

- 都知事は、市長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

3 家屋・住家被害状況調査等

＜市（建設環境部）＞

- 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査を実施する。
- 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。（再掲）
- 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都災害対策本部に報告する。

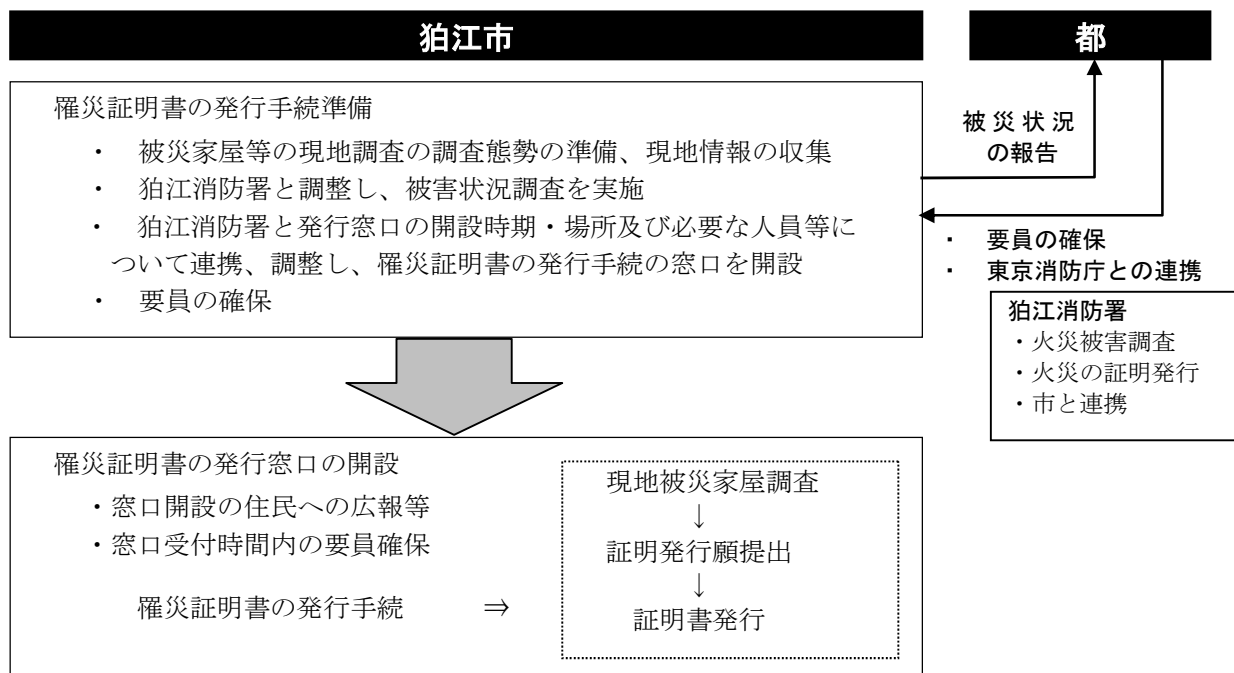
＜都（総務局）＞

- 市の行う調査への職員の応援体制を整備する。
- 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、市の業務を支援する。

＜狛江消防署＞

- 火災による被害状況調査を行う。

4 罹災証明の発行準備



＜市（市民生活部・建設環境部）＞

- 家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、罹災証明を発行する。
- 罹災証明の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。
- 災害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化し、罹災証明の発行に備える。
- 罹災証明発行会場や業務フロー確立など準備を進める。

- 罹災証明の発行基準や発行時期、会場等を広報等により周知する。
- 罹災証明の発行について粕江消防署と連携を図る。
- 住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。

＜粕江消防署＞

- 市と調整し、震災に伴う火災による被害状況調査を実施する。
- 市と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続を実施する。

＜都（総務局）＞

- 市が速やかに罹災証明を発行できるよう応援体制を整備する。
- 都は、市の罹災証明の発行手続事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。
- 市の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に協力を要請する。
- 職員を被災市区町村へ派遣する。
- 住家被害認定調査や罹災証明発行窓口の開設時期等について市区町村間の調整を図る。

5 義援金の募集・受付

＜市（企画財政部）＞ ＜都（総務局・福祉保健局）＞ ＜日本赤十字社＞

- 義援金の募集が決定した場合は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、募集口座を開設する。

＜市（企画財政部）＞

- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。

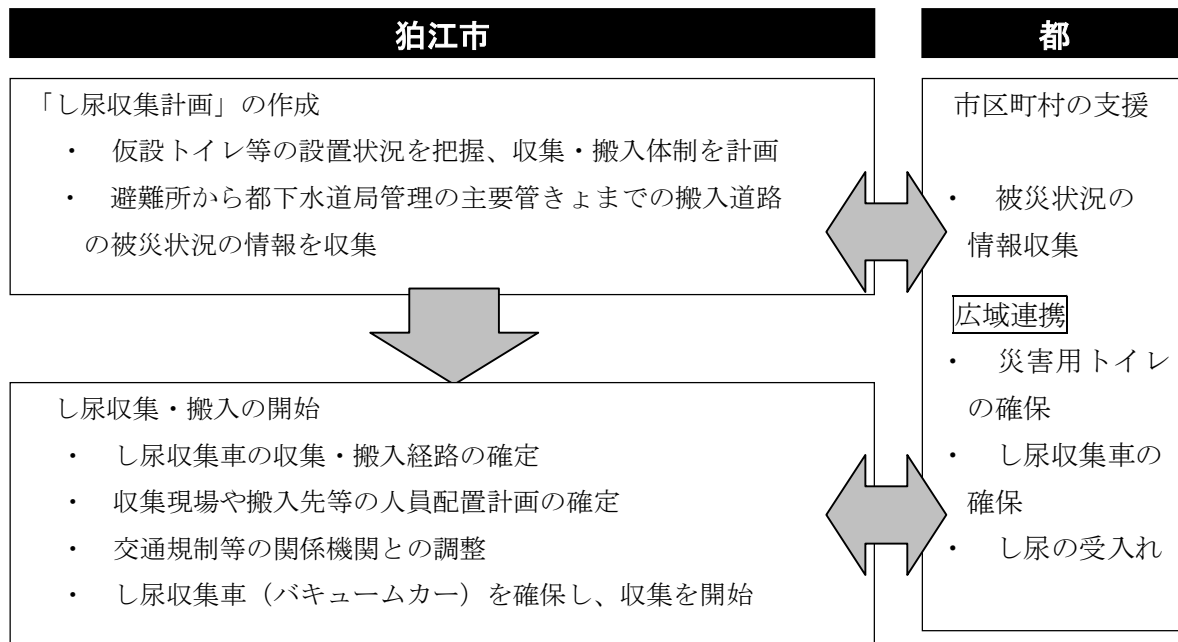
＜粕江市赤十字奉仕団＞

- 受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。
- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

＜都（総務局・福祉保健局）＞

- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- 市等の義援金の募集・受付状況等を把握する。

6 トイレの確保及びし尿処理



■ 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

＜市（建設環境部）＞

- 仮設トイレ等の設置状況を把握するとともに、し尿収集計画の策定、収集体制を整備する。
- 被害状況、収集場所等の情報を基にして、協定先等と協力し、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センターなどに搬入する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障がい者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合は、事業者や都に応援を要請する。
- 断水した場合には、学校のプール、災害対策用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。

＜都（環境局）＞

- 都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保・運搬についての広域的な調整・応援要請を行う。

■ 避難所等における対応

＜市（建設環境部）＞

ア 避難場所における対応

- 災害対策用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、備蓄した組立てトイレ等により対応する。

イ 避難所における対応

- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

《市民・事業者》

- 事業所や家庭等において、上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害対策用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 事業所や家庭等において、下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

7 ごみ処理

《市（建設環境部）》

- 廃棄物処理マニュアルに可能な限り主体的に対応する。
- 可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。
- 被災状況を把握し、ごみの発生推定量の算出、集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定するとともに、被害状況を都に報告する。
- ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ作業計画を策定して、被災地域ごみ収集にあたる。
- 市の処理能力を超えると判断したときは、都（環境局）に必要な調整・支援を求める。
- 早期処理のため、応急時においても平時どおり分別を徹底するものとする。
- 応急時のごみの分別等の周知方法については、収集業者がごみを回収する際にチラシを配布してもらうよう調整する。
- 生ごみ等の可燃ごみ収集を優先し、その他のごみについては対応可能になり次第順次回収を行う。

《都（環境局）》

- 市から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。
- 市の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、他県等や関係業界団体への応援要請及び調整を行い、迅速に要請に対処する。

8 がれき処理

《市（建設環境部）》

■ がれき処理計画等に基づく処理

- 被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、集積場所や最終処分場を決定する。
- 市がれき処理マニュアルに沿って市内におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたのがれき処理

計画を策定するとともに、都に報告を行う。東京都震災がれき処理基本計画を策定する都と連携をとる。

- 被災状況及び震災がれき発生量を都のがれき処理部会に報告し、必要に応じて応援を要請する。
- 都が国と協議して定める公費負担の対象となる震災がれき処理の範囲（①適用地域②適用主体（個人及び事業所の範囲）③適用業務（基礎部分や塀等の解体・撤去を含むかどうか）を市民に周知する。

《都（環境局）》

- がれき処理部会を設置し、関係各局及び市から被災状況等に関する情報を収集、把握する。
- 市の要請に応じて、広域的支援を国や他県等に要請する。

■ 処理に必要な協力体制について

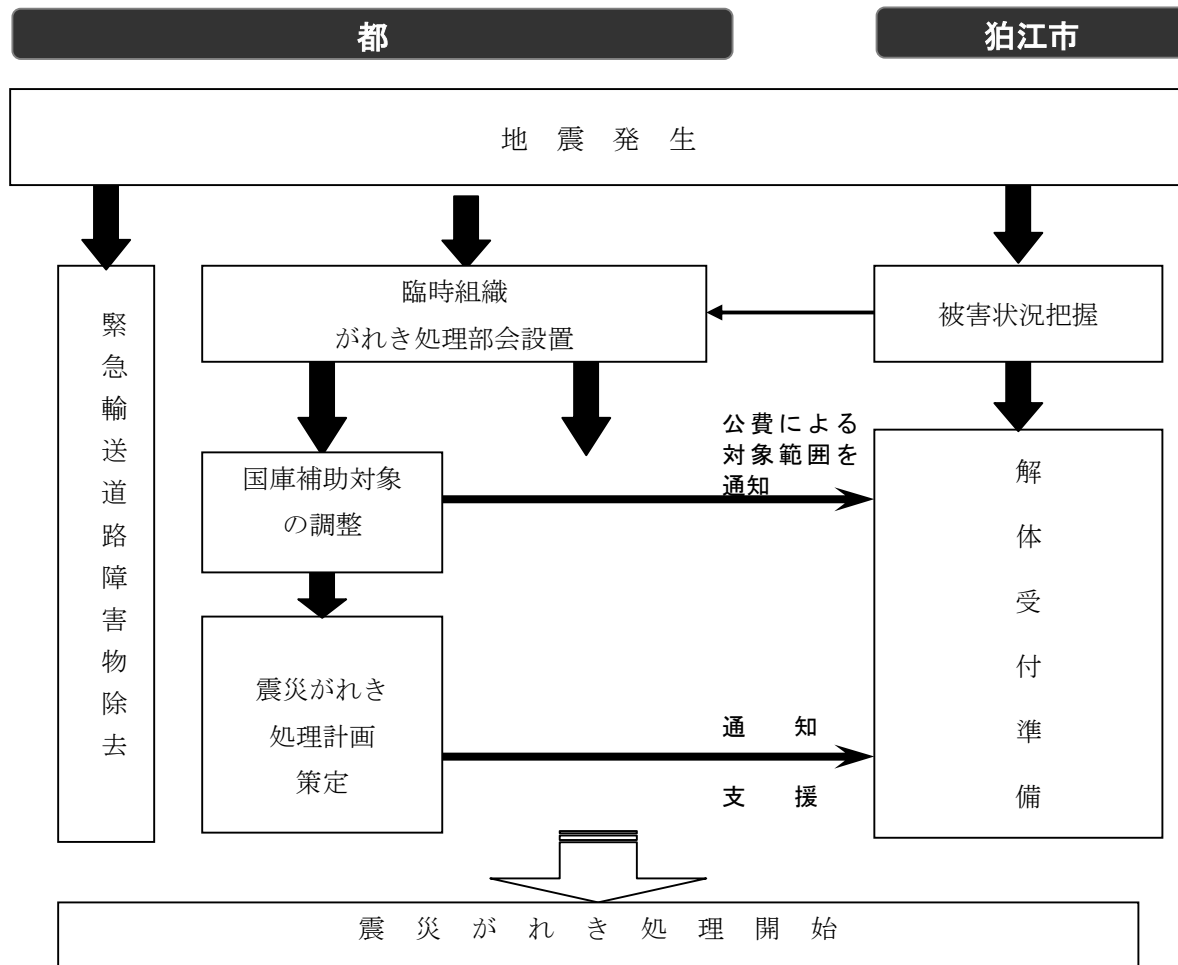
がれきの処理にあたっては、概ね次の業務について協定を締結した事業者等と協力し、効率的に実施する。

- ・倒壊建物の解体
- ・がれきの撤去
- ・集積場所の維持管理
- ・集積場所からのがれきの搬出
- ・廃木材・コンクリートがら等の破碎処理
- ・廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの確保
- ・再利用施設への搬入
- ・再利用施設での優先的処理
- ・最終処分場へのがれきの搬入

【がれき処理のタイムスケジュール】

段 階	都	狛江市
第1段階 発災直後 ～ 2週間程度 （フローチャートのとおり）	<pre> graph TD A[緊急道路障害物等による震災がれきの処理] --> B[がれき処理部会の設置] B --> C[震災がれき発生量予測] C --> D[廃棄物処理施設等の被災状況調査] D --> E[市との連絡調整] E --> F[広域連絡及び応急要請] F --> G[集積場所候補地の把握] G --> H[最終処分場に関する調整] H --> I[有害物質に関する対策] I --> J[国庫補助に関する国との調整等] K[東京都震災がれき処理計画策定] L[災害時広報] </pre>	- 緊急道路障害物除去等による震災がれきの搬入 - 被害状況の把握 - 域内発生量の予測 - 必要な組織の設置 - 市震災がれき処理計画の作成
第2段階 第1段階終了後 2週間程度	<pre> graph TD M[家屋情報提供に関する区との調整] --> N[公共施設の解体に伴う集積場所の確保] N --> O[集積場所の確保に関する支援] </pre>	解体等の受付開始に伴う準備（解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の決定等）
第3段階 発災1か月以降	<pre> graph TD P[広域的な再利用の実施等に係る連絡調整] </pre>	解体・撤去作業及び震災がれきの処理

【発災直後から2週間までの作業行程】



9 土石、竹木等の処理

＜市（建設環境部）＞

- 災害救助法適用後、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、協定を締結した事業者等と協力して、土石、竹木等の除去を実施する。
- 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者は、次のとおりである。
 - ・自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法（昭和25年号外法律第144号）の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
 - ・居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
 - ・当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
 - ・半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。
 - ・原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

《都（環境局）》

- 災害救助法適用後、市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、他市区町村からの派遣を求める。

10 応急教育

《市立小中学校》

- 学校長は、応急時に次の対応を行う。
 - ・児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
 - ・自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
 - ・緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
 - ・児童・生徒や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会へ報告する。
 - ・状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
 - ・災害状況に即した応急の教育・指導を行う。
 - ・学校施設が、避難所になった場合は、避難所の運営主体と連携し、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
 - ・学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。
 - ・学校施設の応急修理を迅速に実施する。

11 応急保育等

《市（児童青少年部）》

- 保育園等の被害状況について、速やかに把握するとともに必要な措置を講じる。
- 災害状況に即した臨時の編成を行うなど、災害に応じた保育等が実施できるよう調整する。
- 応急保育の方針等が決定した場合は、速やかに保護者に周知徹底を図る。
- 園児・児童の避難状況等について、災害伝言ダイヤルや携帯メール等を活用し、保護者に周知するよう努める。

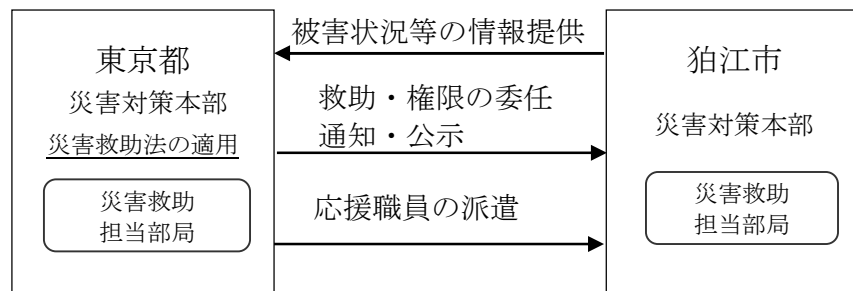
《市立保育園》

- 園長は、応急時に次の対応を行う。
 - ・被害状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、市に対して報告する。
 - ・園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、確実に保護者等に引渡しができるまで、園児を保育園内等で保護する。
 - ・保護者に対しては、避難計画に基づいて園児の安全な引渡しを図る。
 - ・状況に応じ市と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとる。
 - ・園長及び市は、連絡網の確立を図り、指示事項等伝達の徹底を図る。

《児童館・学童保育所・放課後クラブ・フリースレイ（kokoA）》

- 職員等は、事前に検討した方法に基づき、災害状況に応じた児童の安全確保や避難行動を実施する。
- 職員等は、被害状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、市に対して報告する。
- 職員等は、安全が確認できるまでの間、確実に保護者等に引渡しができるまで児童を保護し、安全な引渡しを図る。

12 災害救助法等の適用



《市（企画財政部）》

- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。
- 災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。
- 災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。
- 災害救助法に基づく救助に要した費用は、原則として都がこれを支弁し、国庫が所定の割合を負担する。

《都》

- 都知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、市及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、厚生労働大臣に通知又は報告する。

13 激甚災害の指定

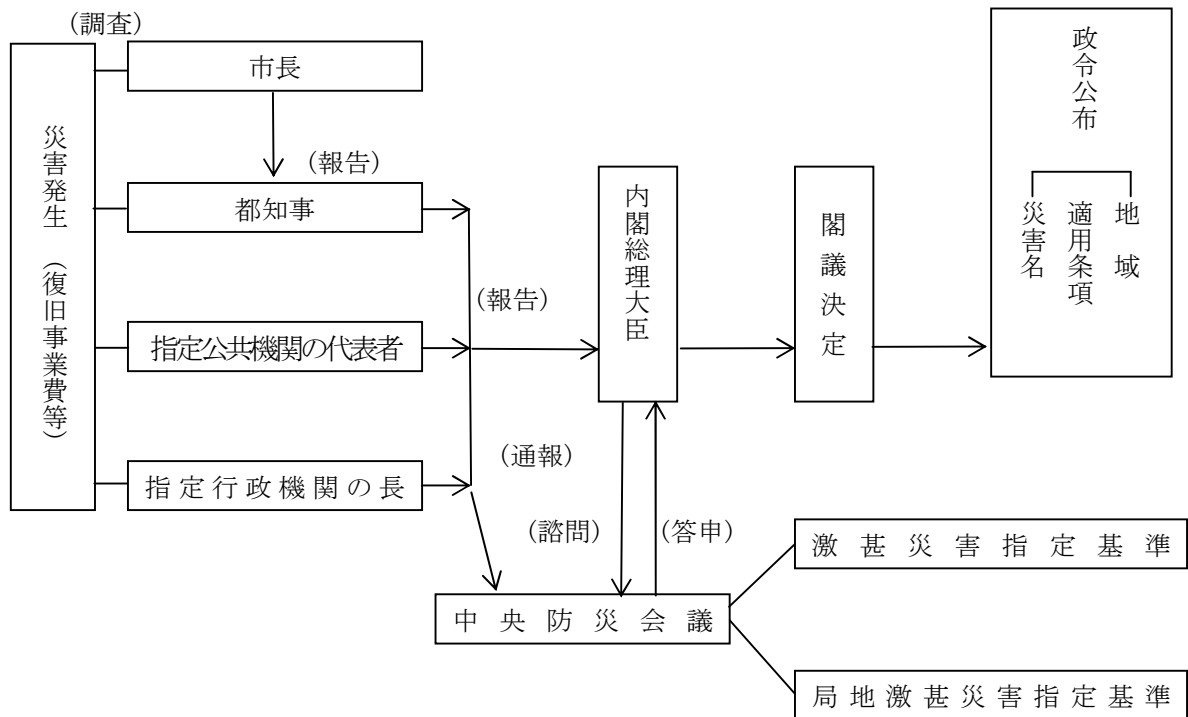
《市（企画財政部）》

- 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。
- 特別財政援助等の申請手続等にあたって、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

《都（総務局）》

- 都知事は、市の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

【激甚災害指定の手続フロー図】



【復旧対策】

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 被災住宅の応急修理 | 7 職業のあつ旋 |
| 2 仮設住宅の供給 | 8 がれき処理の実施 |
| 3 被災者の生活相談等の支援 | 9 学校の復旧時の対応 |
| 4 義援金の募集・受付・配分 | 10 保育園等の復旧時の対応 |
| 5 被災者に対する生活再建資金援助等 | 11 災害救助法の運用等 |
| 6 市税等の支払猶予、減免等 | |

1 被災住宅の応急修理

■ 対象者の選定

《市（建設環境部）》

- 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、住家が半壊した者を対象とする。
- 被災者の資力その他生活条件についての調査及び罹災証明により対象者を選定する。
- 都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。

《都（都市整備局）》

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取壊しに伴うがれきの発生や仮設住宅の需要の低減を図る。
- 修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得た上で都知事が決定する。

■ 応急修理の方法

《市（建設環境部）》

- 社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、都が作成する応急修理を行う業者のリストにより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 1世帯当たりの経費は、国の定める基準により、原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

《市（建設環境部）》 《都（都市整備局）》

- 応急修理を実施した場合は、必要な帳票を整備する。

2 仮設住宅の供給

■ 仮設住宅の供給

《市（総務部・建設環境部）》 《都（都市整備局）》

- 災害救助法の適用となる場合、締結した民間不動産事業者等と協力し、民間賃貸住宅を被災者に提供することを検討する。

- 市が入居者管理を行い、仮設住宅等に関する苦情や相談を受け付ける窓口を設置しておくとともに、必要に応じて協定先の自治体等に仮設住宅等に関する業務の応援を求める。
- コミュニティの構築を考慮し、入居者の孤立化を防ぐため、仮設住宅の建設・運用にあたっては、共用スペースや集会所スペースの設置、入居配置への配慮等、避難住民同士が交流しやすいような空間づくりを都に働きかける。
- 市内には建設できるエリアが限られていることから、集合住宅タイプの仮設住宅も検討する。
- 仮設住宅の建設は、災害救助法適用後は、市の要請により都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で市長が特に必要と認めた場合は、災害救助法の規定に準じ、市において建設する。
- 設置戸数は、都が設置する場合は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえ、都知事が決定する。また市が設置する場合は、原則として全焼、全壊、流失等の被害状況により、市長が決定する。
- 状況に応じて、仮設住宅での動物の同行を受入れ、苦情等のトラブルを避けるため、飼育のルール作りや飼い主に対する指導や支援を関係機関等と連携して実施する。

【建設する仮設住宅】（東京都地域防災計画より）

事 項	内 容
建設予定地の確保	○ 市区町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 ・接道及び用地の整備状況 ・ライフラインの状況 ・避難場所などの利用の有無
	○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回市区町村から報告を求める。 ○ 都都市整備局は、市区町村から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
建設地	○ 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 ○ 選定にあたり、各市区町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間での融通を行う。 ○ 都都市整備局は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。
構造及び規模等	○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。 ○ 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。 ○ 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。
建設工事	○ 災害発生の日から20日以内に着工する。 ○ 都は、社団法人東京建設業協会及び社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。 ○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 ○ 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市区町村等に委任する。 ○ 都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。

その他	○ 市区町村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。
-----	--

＜都（都市整備局）＞

- 都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。
- 関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。
- 関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。
- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給する。

■入居に係る手続等

＜市（建設環境部）＞ ＜都（都市整備局）＞

ア 入居資格

- 次のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。なお、使用申込みは1世帯1か所限りとする。
 - ・住家が全焼、全壊又は流失した者
 - ・居住する住家がない者
 - ・自らの資力では住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

- 都は、仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割り当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間で融通し合う。
- 住宅の割り当てを受けた市は、市の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

ウ 仮設住宅の管理及び入居期間

- 仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 仮設住宅の入居期間は、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

3 被災者の生活相談等の支援

＜市＞

- 被災者のための相談所窓口を設置し、苦情又は要望等を聴取するほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
- 相談窓口の設置にあたっては、多様な相談等に対応するため、各種情報を共有できる体制とする。
- 被災者からの申請により、狛江消防署と連携して罹災証明を発行する。発行にあたっては、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、罹災者の利便の向上に努める。

- 罹災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築し、被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

《調布警察署》

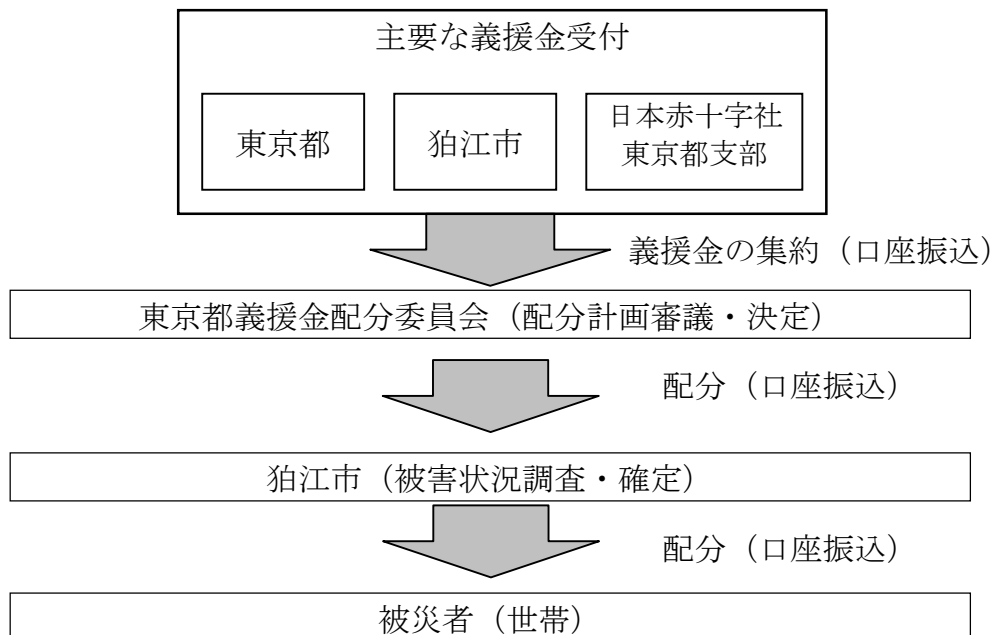
- 警察署に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

《狛江消防署》

- 被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。
 - ・被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
 - ・危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化
- 被災者からの申請により、市と連携して罹災証明を発行する。発行にあたっては、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、罹災者の利便の向上に努める。
- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

4 義援金の募集・受付・配分

【義援金受付・配分の流れ】



- 都、市区町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災市区町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

■ 支給までの流れ

＜市（企画財政部）＞

ア 募集・受付

- 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、預り金として銀行口座で一時保管する。

イ 義援金の配分・受入れ

- 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

ウ 義援金の支給

- 都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。
- 被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

※義援金の募集を独自で行う場合は、事前に定めた内容により適切に取り扱うこととする。

※義援品（義援物資）については、「第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進」に記載している。

＜狛江市赤十字奉仕団＞

- 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管する。
- 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

＜都（福祉保健局）＞

- 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。
 - ・被災市区町村への義援金の配分計画の策定
 - ・義援金の受付・配分に係る広報活動
 - ・その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- 決定した配分計画に基づき義援金を、市に送金する。
- 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

5 被災者に対する生活再建資金援助等

＜市（福祉保健部）＞

- 自然災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。
- 災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

＜狛江市社会福祉協議会＞

- 被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活

費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

6 市税等の支払猶予、減免等

＜市（市民生活部・福祉保健部・建設環境部）＞

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は狛江市税条例（平成3年条例第5号）により、市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。
- 国や都の方針等に準じて、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を行う。
- 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、廃棄物処理手数料、下水道使用料等の減免や徴収猶予を行うなど、被災者の負担を軽減する措置を講ずる。

＜狛江郵便局＞

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

7 職業のあっ旋

＜市（市民生活部）＞

- 被災者の職業のあっ旋について、都に対して要請措置等を行うために必要な計画等を策定する。
- 雇用保険の失業給付に関する特別措置、労働保険料等の徴収の猶予等について、被災者や事業所に対し制度の周知を行う。

＜東京労働局＞

- 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17か所）と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっ旋を図る。
- 他県等への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他県等と連絡調整を行い雇用の安定を図る。
- 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。
 - ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ・公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

8 がれき処理の実施

＜市（建設環境部）＞

- 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
- 集積場所の集積や運搬状況等を把握する。
- 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告する。
- 実態相当規模のがれきの最終処分受入場所を確保する。

＜都（環境局）＞

- 市の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都災害対策本部及びがれき処理部会の下で検討し、決定する。
- 市からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討する。
- 集積場所、最終処分場の確保に関する支援を行う。

＜都（総務局）＞

- 市と連携して国に対して、がれき処理への応援を要請する。

9 学校の復旧時の対応

＜市（教育部）＞ ＜市立小中学校＞

- 教育委員会は、復旧時に次の対応を行う。
 - ・ 学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
 - ・ 被災学校ごとに担当職員等を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、被災学校の運営について、助言と指導にあたる。
 - ・ 教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。
 - ・ 市内学校間の教職員の応援体制について、都教育委員会と必要な調整を行う。
- 震災により住家に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。
- 学校長は、復旧時に次の対応を行う。
 - ・ 教職員を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、市教育委員会等に連絡する。
 - ・ 市教育委員会と連携して連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
 - ・ 防災マニュアルに基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、こころのケア対策も十分留意する。
 - ・ 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。
 - ・ 他の地区に避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前述に準じた指導を行うように努める。
 - ・ 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡す

- るとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ・災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すように努める。
- その時期については早急に保護者に連絡する。

10 保育園等の復旧時の対応

＜市（児童青少年部）＞

- 園長からの園舎等の被害報告に基づき関係部署等と連携し、速やかに復旧させる。
- 保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

＜市立保育園＞

- 園長は、復旧時に次の対応を行う。
 - ・職員を掌握するとともに、次の事項を調査し保健及び生活指導の対策を立て、市に報告する。
 - ア 保育園児の被災状況
 - イ 職員の被災状況
 - ウ 園舎等の被害状況
 - ・保育活動の再開にあたっては、保育園児の安否確認と通園路及び通園経路の安全確認を行う。
 - ・災害の推移を把握し、市と緊密な連絡を図るとともに、速やかに平常保育に戻すように努める。
- また、その時期について早急に保護者に連絡する。
- ・保育園の職員の応援が必要であると認めるときは、市へ調整を要請する。

＜児童館・学童保育所・放課後クラブ・フリースペース（kokoA）＞

- 職員等は、市と連携しながら施設等の被害状況を調査し、速やかに復旧させるよう努める。

11 災害救助法の運用等

＜市（企画財政部）＞

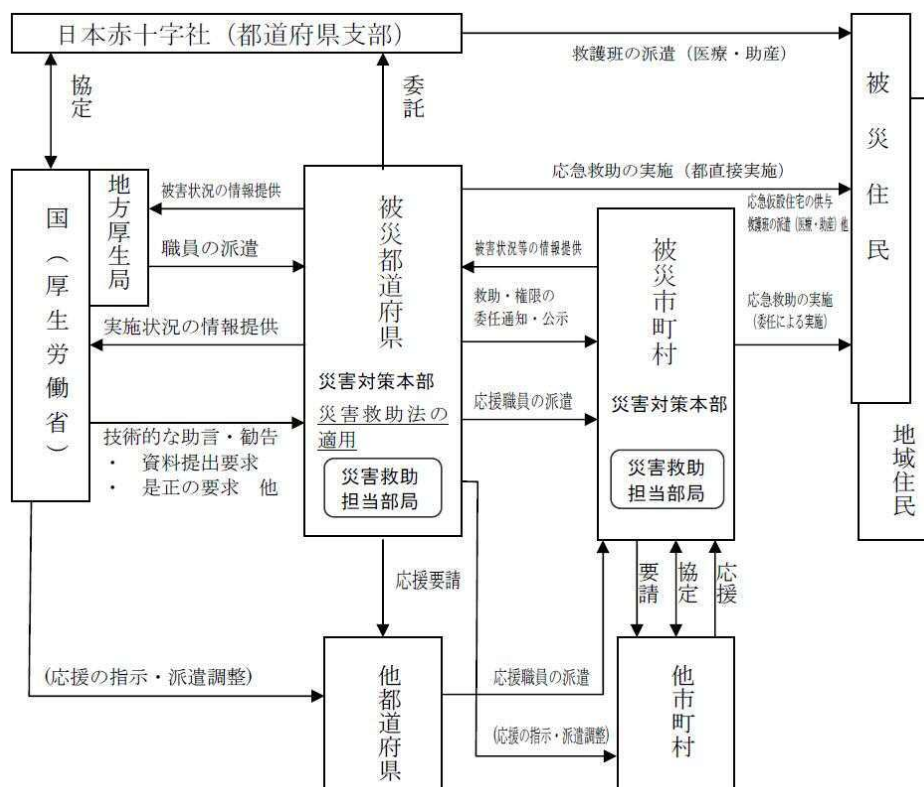
■ 災害救助法の適用

- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告するとともに、適用を要請する。
- 災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都に対し、次の事項について口頭又は電話をもって行い、後日文書により改めて通知するものとする。
 - ・災害発生の日時及び場所
 - ・災害の原因及び被害状況
 - ・適用を要請する理由
 - ・必要な救助の種類
 - ・適用を必要とする期間
 - ・既に行った救助措置及び行おうとする救助措置
 - ・その他必要な事項
- 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に必要とする場合に行われるものであり、概ね次のよう

な救助がある。

- ・収容施設（仮設住宅を含む。）の供与
- ・炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・災害にかかった者の救出
- ・災害によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・災害にかかった住宅の応急処理
- ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の搜索及び処理

【災害救助法の適用の流れ（東京都地域防災計画より）】



■ 報告事項

- 災害救助法に基づく災害報告には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。
- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救

助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

《都（総務局）》

- 救助は現物によって行うことを原則とし、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき都知事が定め、市ほか関係機関に通知する。
- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、都知事に次のような権限が付与されている。
 - ・従事命令：一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限
 - （例）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職など
 - ・協力命令：被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限
 - （例）被災者を炊き出しに協力させるなど
 - ・管理、使用、保管命令及び収用
 - ：特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

第 3 部 復興計画

第1章 基本的考え方

震災からの復興については、東日本大震災をはじめ、新潟県中越地震、阪神・淡路大震災など、各被災地において、これまで多くの課題を抱えながら、手探り状態で行い、復興を遂げてきた。震災により市が大きなダメージを被ったときには、こうした先例を参考としながら、復興対策が迅速かつ着実に実施できるよう取り組んでいく。

■ 復興の基本目標

- 市は、震災復興の基本目標を「市民・地域との連携・協働による安心で安全なまち」の再建と定め、次の視点から取組を進める。
 - (1) 災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、市は都と協議・連携しながら生活、福祉、保健、環境、産業、住宅、教育、文化などの施策を総合的かつ計画的に進める。
 - (2) 地域のコミュニティが、被災者のこころの健康を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
 - (3) 障がい者、高齢者、女性等、様々な立場の意見が反映されるよう、復興の取組の場・組織、活動等への参画など、その環境整備に努める。

■ 復興に向けた体制

- 市に大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定め、進むべき方向性を明らかにするとともに、それを具体化するための計画を策定する。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していくことから、災害対策本部とは別に、復興のための組織体制を構築する。
- 組織体制づくりにあたっては、被災の規模や状況等を考慮し、必要な業務、人員を整理したうえで行う。

第2章 復興体制

■ 狛江市震災復興本部の設置

- 市長は、地震により被害を受けた地域が相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合、必要があると認めたときは、狛江市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- 復興本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、市災害対策本部と緊密に連携を図りながら、震災復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、事業指針等を市民に明確に示すとともに、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的、具体的に震災復興事業を推進していく。
- 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。本部長は市長をもって充て、副本部長及び本部員は、本部長が市の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 本部員は、本部長の命を受け、又は復興本部の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること、本部長の特命に関すること等を行う。
- 復興本部は、震災復興事業の進捗にあわせてその構成、規模の見直しや収束等を行う。
- 本部長は、震災復興に係る事業が進捗したと認めるとき、又は復興本部の目的が達成されたと認めるとき、復興本部を廃止する。

■ 震災復興チーム

- 震災復興本部で決定された方針、計画、指示等を受け、具体的な施策を実行するため、必要に応じて、その下部組織として狛江市震災復興チーム（以下「復興チーム」という。）を置く。
- 復興チームの組織構成、構成メンバー、所掌事務、所掌分野、設置時期、設置期間、人員数等は、被災の規模や状況により柔軟に対応していくこととする。

第3章 復興に向けた方針、計画等

市長は、震災後早期に、市民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、本計画の定めるところにより、国、都、他市区町村等と連携・協力して、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき災害復興事業を推進する。

■ 災害復興基本方針の策定

- 復興を円滑に進めるためには、市、市民、地域、事業者等が、復興後のまちのあるべき姿を共有することが重要である。そのため、市長は本部設置後2週間程度をめどに、復興の目標となるレベル、復興の方向性を示す震災復興基本方針を復興本部の審議を経て策定し、公表する。
- 基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
 - ・くらしのいち早い再建と安定
 - ・安全で快適な生活環境づくり
 - ・計画・実施段階での市民参加と市民・地域社会との連携・協働
- 基本方針の策定にあたっては、市政運営の総合的な指針である狛江市第3次基本構想（平成21年9月）に留意するとともに、都が策定する震災復興方針との整合を図る。

■ 震災復興計画の策定

- 市長は、災害復興基本方針に基づき、被災後6か月をめどに、復興本部の審議を経て震災復興計画を策定し、公表する。
- 震災復興計画は、復興に係る市政の総合的かつ最上位の計画として位置付けるとともに、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

■ 特定分野計画の策定

- 震災復興の基本目標である「市民・地域との連携・協働による安心で安全なまち」の再建のため、その根幹となる生活の復興、都市の復興については、個別計画等を策定し、公表する。
- 生活の復興、都市の復興に係る計画等については、都が策定した震災復興マニュアル（復興施策編）（平成15年3月）に示されている、行政が実施する主な項目と具体的行動名に基づき策定する。
- そのほか、性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、上位計画である震災復興計画との整合性に配慮するとともに、被災の程度や状況を鑑みながら、個別の復興計画等を策定し、公表する。

■ 事前の整理

- 復興に向けた取組が円滑に進められるように、先例を基に、あらかじめどのような業務が想定されるか、また、その業務の大まかな流れ、必要な組織体制、業務遂行にあたっての課題、等について検討し、整理しておく。

第4章 復興に向けた取組

1 生活の復興

■基本的な考え方

- 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- 市は、自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対して、都と協議・連携しながら、施策の実施を通じて、生活復興のための直接支援を行う。

■施策の内容

○ 住宅の復興

自力による復興を基本としつつ、応急的な住宅の確保、自力再建への支援等により、都と連携、協力しながら、できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

- (1) 住宅被害状況の判定（応急危険度判定の実施、被災度区分判定の実施等）
- (2) 応急的な住宅の整備（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居手続等）
- (3) 自力再建への支援（情報提供、相談体制の整備等）
- (4) 安全で快適な住環境の推進（耐震・不燃化の促進、住宅・住環境のバリアフリー化の推進、がれき等の処分及び発生の抑制等）

○ くらしの復興

市民が一日も早く従前の生活を取り戻し、その安定を図るために、医療、福祉、保健等に関する対策を講じる。また、市民や事業者に対して情報提供や相談等を実施することにより、自力復興のための環境整備を行う。また、ボランティア等が活動しやすい環境整備を図るとともに、これらの団体等と連携・協力する。

- (1) 医療（医療機関の復旧状況に関する情報提供、仮設診療所の設置支援等）
- (2) 福祉（地域福祉需要の把握、生活支援対策等）
- (3) 保健（メンタルヘルスケア、被災住民の健康管理、防疫活動の実施、生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供等）

○ 産業の復興

早期の事業再開等が円滑に進むよう、農地、中小企業、観光資源等の被害・復旧状況を把握するとともに、震災からの産業復興を支援する。自力再建までの一時的な事業スペースの確保や、再建のための金融支援、相談体制の整備等、都と連携・協力して対策を講じる。

2 都市の復興

■ 基本的な考え方

○ 人びとが暮らしやすく、住み続けることができる活力に満ちた都市をつくるため、次の点に留意して復興に取り組む。

- ・市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、『被災を繰り返さない都市づくり』を行う。
- ・復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる『持続的発展が可能な都市』にしていくことを目標とする。
- ・市、市民、地域、事業者、都、国など、多様な主体が一体となって復興に取り組むことで、協働と連帯によるまちづくりを行う。

■ 施策の内容

- 市及び都は、被害の状況を把握し、復興体制の構築、都市復興に向けた取組を行う。
- 都市の復興に向けた行動プログラムは次のとおりである。

- ・家屋被害概況調査の実施（発災～1週間以内）
- ・家屋被害状況調査の実施（1週間～1か月以内）

①被災情報収集

②家屋被害台帳等の作成・整理・公表

- ・都市復興基本方針の作成（3週間以内）

都市復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した施設や市街地の復興及び被災者の生活再建に係る支援等の方向性を示す。

- ・第一次建築制限の実施（3週間～2か月）

都市計画や土地地区画整理事業のために必要がある場合に、区域を指定して区域内の建築物の建築を制限又は禁止する。

①建築制限区域の設定

- ・時限的市街地の設定（発災～3か月以内）
- ・復興対象地区の指定（発災～1か月以内）

被災地区の復興を被害の程度等に応じて計画的に進めるため、復興対象地区を指定する。

- ・都市復興基本計画（骨子案）の策定（発災～2か月以内）

復興都市づくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標をもって進めていくため、都市復興基本方針の考え方をより具体化した都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

都市復興基本計画は、具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランである。

- ・ 第二次建築制限の実施（2 か月～2 年以内）

第一次建築制限期間内に復興都市計画に至らず、さらなる検討を要する区域について制限を行う。

- ・ 復興まちづくり計画等の策定（発災～6 か月以内）

都市復興基本計画(骨子案)をふまえ、個別地区の復興施策の具体化を図る。

- ・ 都市復興基本計画の策定（発災～6 か月以内）

都市復興基本計画(骨子案)について、地域の事情や各主体の意見等を加味し、修正、肉付けするとともに、骨子案策定後の復興の進捗状況や見通し等を反映させたうえで正式に決定する。

- ・ 復興事業の実施

登録番号（刊行物番号）

H25－38

狛江市地域防災計画（平成 26 年修正）＜震災編＞

平成 26 年 3 月発行

発 行 狛江市防災会議

編 集 狛江市総務部安心安全課

狛江市和泉本町 1－1－5

電話 03-3430-1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 360 円